

教 育 試 論

— 戰後教育の概観 —

佐 藤 良 吉

1. 敗戦と教育の荒廃

(+) 戰争の終結 第二次世界大戦はヨーロッパでは、昭和14(1939)年9月にドイツがポーランドに侵入し、イギリス、フランスがこれに対抗してドイツに宣戦を布告したことから始った。アジアではこれよりさき、日本が同12(1937)年に中国に侵攻し、すでに日中戦争を起していた。同16(1941)年12月には、日本はさらにアメリカと開戦、同時にイギリス、オランダとも戦争状態にはいり太平洋戦争となつた。ドイツはこの年の6月、またヨーロッパでソ連と新しく戦火を交えていた。日本がアメリカに宣戦を布告すると、ドイツはイタリヤとともにこれにも加わつた。こうして第二次世界大戦は、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、太平洋の全域にわたる文字どうりの世界大戦となつた。しかしこの大戦もヨーロッパでは、同18(1943)年9月にまずイタリヤが降伏し、翌々20(1945)年ドイツも降伏したから、さしもの大戦もようやく終わつた。他方アジアでは日本も開戦当初に成功した有利な地位を失い、この時期には太平洋全域から敗退を余儀なくされていた。林健太郎著「詳述西洋史教授資料」によれば、大戦開始以来このころまでの戦局は概要つぎのように推移した。

——第二次世界大戦は、三段階に分けられる。(1)歐州戦争で、枢軸軍優勢の時期、1939年9月の開戦から、41年12月の日米開戦まで。(2)太平洋戦争の勃発によって世界大戦に拡大し、なお枢軸軍が攻勢を保つていた時期。41年12月から42年末ま

で。(3)連合軍が大反攻を開始し、全面的に勝利に終る時期。42年末ないし43年から45年まで。(1)(2)の段階にあっては、枢軸軍の電撃作戦が成功して、東西の戦線で大勝利を占めた。しかし、戦力の涸渇と占領地住民の反抗から戦況は逆転し、世界の資源と人口と生産力の大半を支配する連合国が圧倒的に優勢となり、ついに枢軸国は、刀折れ矢尽きて敗北した。なお、連合国が民主主義の防衛というスローガンで世界の民衆の支持を得ていたこともその有力な原因である。戦局の転機はヨーロッパ戦線では、ドイツの対英上陸失敗にすでにその萌芽があり、43年2月のスターリングラードの大敗北で決定的になった。太平洋戦線では42年6月のミッドウェー作戦の失敗から戦局の転換が始まり、アメリカ軍のガダルカナル攻略が転機となった。

このような戦局の経緯のなかで、日本はさらに同19(1944)年にサイパン島を占領され、フィリピンも攻撃された。サイパン島を基地とするアメリカは、直接本土の空襲を繰りかえし、このため東京はじめ大都市や工場は破壊され、国民生活も窮屈に追いこまれた。ついでアメリカは沖縄を攻略し、本土の上陸作戦も計画していた。そして同20(1945)年8月6日には広島に、同月9日には長崎に原子爆弾を投下、一瞬のうちにこの両市を壊滅させた。このとき広島と長崎の両市をあわせ、市民約57万の死傷者を出した。これで日本の敗色は一層濃くなり、戦局の挽回が不可能であることが明らかとなった。こうした戦局の推移と前後し、米、英、中3国（後にソ連も参加）は同年7月、すでにポツダム宣言を発表して日本に降伏を求めていた。日本ははじめこの要求を無視していた。しかし同年8月8日ソ連が宣戦を布告して満州に侵入すると、敗戦は一層決定的となり、ついに同月14日ポツダム宣言を受諾し無条件で降伏した。ついで翌15日にはつぎのような終戦の詔書が出され、ラジオ放送で天皇が直接国民に戦争の終結を告げた。こうしてアジアにおいても日中戦争以来九年、太平洋地域では開戦以来三年九箇月にわたる大戦も、日本の完全な敗北によって終わった。

——朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト
欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク 朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共
同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ 抑々帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共栄ノ樂ヲ

偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所囊ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶機スルニ出テ他国ノ主権ヲ排シ領土ヲ侵スカ如サハ固ヨリ朕カ志ニアラス 然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閏シ朕カ陸海将兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転セス世界ノ大勢亦我ニ利アラス加之敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ惨害ノ及フ所真ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ 朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス 朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク挙国一家子孫相伝へ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國体ノ精華ヲ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

(二) 敗戦時の状況 終戦は歴史的にかつて敗戦を知らない国民に、深刻で大きな打撃をあたえた。終戦を迎えた当時の状況は、人により環境によって違っていた。当時の状況を知るため、同年8月15日の朝日新聞をみると、つぎのような論説が掲載されていた。

——日本国民が辿らねばならぬ道は、荆棘の道である。来るべき年また年は死にもまさる苦しみの連續であろう。この点につき、いささかの幻想をも抱いてはならない。日本国民が直面しているのは和平というような対等的なものではなく、一方的な敗戦である。この冷めたい現実をはっきり見きわめ、上御一人のもと国民が心を合わせて試煉に堪えてゆくところ、自から死中に活路がひらけるであろう。……かつて敗戦の歴史も経験ももたぬ日本国民にとって、それがなお現実感をもって迫って来ないのは無理もない。また戦闘行為が中止される反動として、たとい一時にもせよ安堵感に陥るのは人情の自然といえよう。しかし日本国民にとって真の危機はこの時この所に存する。情勢を甘く見、頼るべからざるものを

頼りとするものがその報いを受けるのは当然としても、その報いは反動的に何層倍の重圧をもってのしかかって来、そこに最初から覚悟を固めていさえすれば避け得られたであろう不満や動搖をまき起すからである。ゆえに情勢の見通しはどんなに厳しくても厳し過ぎるということはない。戦において敗れたりとはいえ、そして見えざる鉄鎖がひしひしと迫りつつありとはいえ、いやしくもわれに自由なる魂がある以上いかなる敵も我々を奴隸とすることはできないのだ。國体を護持し得るか否かは、片々たる敵の保障にかかるのではなく、実に日本国民の魂の持ち方如何にかかる。日本国民が果していつの日にか再生し得るかは、一に日本国民の魂がこの試煉によっていかに鍛えられるかによって決まるのである。

また翌16日の同新聞には、「立ちあがる日本民族」という題で、当時の状況をつぎのように報じていた。

——大きな感情の嵐が、吹きまくっている。歴史上未曾有の悲しみに落ちた民族の感情の嵐である。8月15日午後の宮城二重橋前、嵐は嗚咽と悲痛の声とのなかに猛然と吹きまくっていた。日本は敗れた。だがこの嵐の中に立つとき敗れざる日本、敗れざる民族が既に苦難の未来に向って敢然と立ち上っている姿が見られるのである。かつて歴史において多くの国がこんな悲痛を味った。だが敗れてなおこのような姿に残された国民があったであろうか。……玉砂利をふんで帰って来る人々の手には固くハンカチが握りしめられていた。瞼は赤く泣きはれていた。泣きはれた眼にまだ拭い切れぬ涙が滲み出していた。隠くそうともせず、拭ぐおうともせず、人々は黙々と帰って來るのである。男も女も老人も子供も、学徒動員に出ている中学生や女学生の姿もあった。玉砂利を踏む足音だけがざわざわと潮騒のような音を立てた。……静かなようでありながらそこに嵐があった。国民の激しい感情の嵐であった。堀端の柵をつかまえ泣き叫んでいる少女があった。日本人である、みんな日本人である。この日正午その耳に挿した玉音が深く深く魂に刻み込まれているのである。ああきょうこの日、このような天皇陛下の御言葉を聴こうとは誰が想像していたであろう。戦争は勝てる、國民一人一人があらん限りの力を出し尽せば、大東亜戦争は必ず勝てる、そう思いそう信じて、この人達はきのうまで空襲も怖れずに戦って來たのである。それがこんなことになった。あれだけ長い間苦しみを苦しみとせず耐え抜いて來た戦いであった。

一方このような状況のなかで、教師のおかれた立場は複雑で微妙であった。良心的な教師であればあるほど、その悩みは深刻であった。金沢嘉市は「ある小学校長の回想」という著書で、一人の教師が「これから」の教壇

に立つことはできない」といって、学校をやめた例を紹介していた。このような教師の苦悩は、当時教師をしていたものなら、誰もが多かれ少なかれ経験したに違いないものであった。

——終戦の詔勅は、郷里愛知県の蒲郡できいた。警備召集の通知を受けていた私は、これから後どうなるかわからないので父母と家族のいる郷里蒲郡に帰った。そのとき8月15日をむかえた。とにかく学校へ帰らなくてはと、急いで東京行の汽車に乗った。……東京に帰ると電灯がまぶしかった。不安の中にも一まつの明るさがただよい、街をゆくと、子どもたちの笑い声すらも聞えてくる。休暇中ではあったが学校に出むいて日直宿直の勤務にもついた。学校は愛宕山下にあって、校舎は空襲のために三階は焼けていたが、二階一階は使用することができた。……それから間もなく西多摩郡で教えた最初の教え子たちのクラス会を行った。ここではクラス四十余名中十一名が戦死し一名が精神病で後になって病死したことがわかった。戦争中の自らを省みると、これはまことに心痛むことであった。……ある夜、宿直室のうす暗い電灯の下で同僚の丹葉節郎氏と夜の更けるまで語りあった。丹葉氏はついに、「ぼくは教員をやめることにする」と言い出した。そして「もう、ぼくのやる教育は終った。まちがったことを教えたとは思わないが、これから教壇に立つことはできない」とその決意の程を打ちあけた。それは丹葉氏だけの問題ではない。私の問題でもあった。「鬼畜米英」も教えた。「打ちてしまん」とも教えた。「大君のへにこそ死なめ」とも教えた。そして卒業生たちには出征のたびに激励のことばも送った。その私がどのつらさげて再び子どもたちの前に立つことができようか。政府の指導者は大いなる誤算であったとすましていられるかも知れないが、一人一人の魂に接していく教師、人間の真実に迫っていく教育、つねに真理を真理として教えていく教師が、今までのことはまちがいであったと簡単に言うことは道義的にはできないのである。それが純真な子どもであればある程人間としての責任の深さに思い悩んだ。それから幾日かの後、丹葉氏は子どもたちに決別のことばを簡単にのべて、郷里の北海道に帰っていった。彼は遂に自分で自分の首を切って教師というもののきびしい生き方を私に示してくれたのである。

(三) 戦争の被害 第二次世界大戦は、歴史上かつてない大戦であったから、その被害もまた大きかった。その大きさはすでに経験した第一次世界大戦とは、比較にならないものがあった。それはこの両大戦の規模の違いによっていた。第一次世界大戦はヨーロッパ地域の、それもドイツ、オースト

リアのかぎられた国境付近で戦われた。これに対し第二次世界大戦は、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、太平洋の広大な全域を戦場とした。そのうえ大量の武器と人員が動員されたから、被害が大きいのも当然であった。遠山茂樹の「昭和史」によれば、今次大戦で各交戦諸国がうけた被害は大要つぎのとおりであった。

——今度の大戦では、ヨーロッパ全域と北アラリカ、またアジアでは中国、東南アジア、太平洋地域で、はげしい戦闘がおこなわれた。世界の人口の5分の4が戦争にまきこまれ、1億1000万の兵士が戦場におくられた。戦死者は2200万、負傷者は3440万にのぼった(中国をのぞく)。ドイツでは950万、ソ連では1500万の人が死傷した(ソ連のその後の調査ではこの数字をはるかに上廻っている)。14年間、日本と戦った中国の被害は甚大であった。1937(昭和12)年から43(昭和18)年までの6年間だけで、軍人の戦死者562万、占領地区の一般民衆の殺傷されたもの135万、空襲による死傷者76万人であった。財産の被害は正確な計算ができるないが、ローマ法王庁の算出によれば、ヨーロッパ(ソ連をふくむ)だけで、約4千億ドルといわれ、中国では、国民政府は、財産の損失154億元(戦前の国幣、約50億ドル)資源の損失140億元と発表した。……日本国民が、本格的な戦争を体験したのは、日露戦争いらいのことであった。日露戦争では戦死者は10万であった。今次戦争の序幕をなした満州事変の規模はまだ小さかった。国民が現代戦の特徴に気づきはじめたのは、日中戦争がはじまってからであるが、それでも太平洋戦争があのようなはげしい戦いになることは予想できなかつた。敗戦の時、日本陸海軍の総兵力は720万にたつしていた。それまでの戦死者、除隊者を考慮すると、のべ1000万人が兵士として戦争に参加した。これは日本人の男子総数の四分の一、ほぼ二世帯に一人強の出征兵士を出していくことになる。ドイツの動員比率に匹敵する、有史いらい最大の動員数であった。戦死者、行方不明者など、直接戦場で失われた兵士の生命は約200万にのぼつた。しかもこのほかに、空襲や原爆の犠牲となり、また沖縄、満州などで戦火の巻きぞえとなった非戦闘員を加えて、合計300万の人命が失われた。ほぼ五世帯に一人の割合で、国民は肉親を失つたのである。……かろうじて生き残つた国民にとっても、戦争の被害は深刻であった。戦災で焼かれたり、強制疎開でとりこわされた住宅は310万戸、ほぼ1500万人が家を失つ財産を焼かれた。300万人が企業整備で長年きずいた職をうばわれ、徴用工として軍需産業にかりだされた。350万人の学生、生徒が勤労動員にかり出され、300万人の若い女性が工場に働きに出た。

戦争の被害の大きさは、また教育関係諸施設の場合でも例外ではなかつ

た。教育関係諸施設の被害は、直接的には校舎その他教育施設の焼失、破壊であった。それは主要戦災都市だけでなく、全国各地の教育施設にもおよんだ。その被害の有様は、文部省臨時施設部が発表した「戦災諸学校被害状況」(昭和21年2月1日現在)によれば、概要つぎのとおりであった。

——(1)大学関係、国立(19校) 公立(1校) 私立(16校) 合計(36校) (2)高等学校関係、国立(20校) 私立(3校) 合計(23校) (3)専門学校関係、国立(43校) 公立(15校) 私立(62校) 合計(124校) (4)教員養成諸学校関係、国立(63校) 合計(63校) (5)中学校関係、公立(761校) 合計(761校) (6)青年学校関係、公立(1166校) 合計(1166校) (7)国民学校関係、公立(1396校) 合計(1396校) (8)その他の諸学校、国立(6校) 公立(81校) 合計(87校) (9)以上総計(3556校)

このように教育関係諸施設は、全国的規模で少なからぬ被害をうけた。これを校舎全面積と被災校舎総面積との被災率でみると、(1)大学関係校舎約23%、(2)高等学校、中等学校関係校舎約15%、(3)小学校関係校舎約11%であった。小学校は主要被災都市だけでなく、全国の農山漁村にも分散していたにもかかわらず、全体の約十分の一以上の被害をうけた。これを見ても戦争の被害が、どんなに莫大なものであったかは明白であった。なお東京都の場合は、全国的にみても最大の被害をうけたが、とくに昭和20(1945)年3月10日の空襲の被害は甚大であった。この日は米軍B29数百機が来襲し、なかでも爆弾、焼夷弾の集中攻撃をうけた浅草、本所、深川、城東地区はほとんど全滅した。この時の被害は焼失家屋27万戸、死者8万人、焼け出された人百万以上といわれ、原爆の広島、長崎をのぞけば、これまでの空襲のうち最も破壊的なものであった。したがってこれに伴う教育施設の被害も大きく、この時の被災をふくめ大戦中を通じてうけた被害は、「戦後東京都教育史」によれば概要つぎのようであった。

——国民学校840校のうち、361校が戦災をうけた。ことに被害の大きかった区部では、675校のうち335校が罹災、このなかの262校は全焼した。そこで東京都は、約100校あまりの学校を廃校し、国民学校の整理統合を行なった。またこ

のほか中等学校は405校（公立131校、私立274校）のうち266校（公立86校、私立180校）が、幼稚園は367校（公立51校、私立325校）のうち144校（公立15校、私立129校）が被災した。

(四) 教育の荒廃 戦争はこのように、学校や教育施設に大きな打撃をあたえた。そのうえ当時は物資や予算が不足し、校舎の復旧補強も殆んど不可能であった。このため多くの罹災校では焼け残りの校舎、机も椅子もない教室で授業をした。教室の天井が焼け落ち、青空がのぞいている校舎も珍らしくなかった。校舎が焼失したため、戸外で授業するほかない学校もあった。当時このような学校の状況を、人々は青空教室という流行語でよんだ。しかしこうした青空教室も、晴れの日にはともかく雨の日は惨めであった。昭和22(1947)年6月8日の毎日新聞は、こうした学校の一例（東京都の一小学校の場合）をつぎのように報じていた。これなどは当時の学校環境の破壊、荒廃の有様をそのまま示すよい例であった。

——降りつづく毎日の雨に、窓ガラスもない教室で、きょうも子供達はズックのくつを、グショグショにして先生の話を聞いていた。学校に持たせるかさもないまましづぽ降る雨にぬれて登校する生徒もいる。……幼い子供達が学ぶ都の戦災小学校は全部で339校に上るが、ほとんどは経費や資材難で今なお新築はもちろん修繕も出来ず、みじめな授業を続けている。その一つ、日本橋の問屋街にある久松小学校も戦前は日本でも指折りの建築と設備を誇った優秀校だったが、焼けてこの方校舎の中はガランドウであるで半建築のようだ。そこに寄せ集めの机とイスとの教室と焼けトタンで囲いをしたお粗末な職員室、このごろつづく雨の日には横なぐりに、ドアもない教室にはジャンジャンと吹き込んで授業の途中に教室のすみっこへ雨やどり、そしてぼくカサが一番ほしいという。復興費として国庫からきた金はたった30万円、現在の12教室の急場をしのぐだけでも改装費500万円もかかり、とても手も足も出ない。

以上のような学校施設の破壊と荒廃、これに伴う校舎、教室の不足は、戦後相当長期間つづいた。このため多数の学校では、二部制の交替授業を行なった。同22(1947)年11月11日現在、文部省調査局が施行した「新制中学校の実施状況に関する調査」によれば、二部制授業実施の実態は大要つ

ぎのようであった。これでみると小学校一、二年の低学年が、最も被害のしづ寄せをうけていた。

——(1)小学校関係、第1学年(2616学級)第2学年(2450学級)第3学年(1901学級)第4学年(1403学級)第5学年(859学級)第6学年(610学級)以上総計(9839学級)(2)中学校関係、第1学年(1439学級)第2学年(1092学級)第3学年(623学級)以上総計(3154学級)

こうした校舎、教室の不足不備は、上述被災によるほか同22(1947)年4月、新制中学校が一斉に発足したことによって、一層全国的規模に拡大した。このため校舎や教室の設備がなく、越冬できない学校も出てきた。同22(1947)年9月8日付朝日新聞は、このような学校の一例(北海道地方の中学校の場合)をつぎのように報じていた。これなども当時の学校環境の窮状、教育の荒廃ぶりをありのままつたえるよい例であった。

——北海道の新制中学は、校舎難から授業が出来ず、このままでは、約800教室が越冬出来ないと文部省に窮状を報告した。道内の新制中学は3871教室が5月末ごろからようやく開講したが、小学校に間借りして2部教授や旧兵舎住いなど自分の教室を持たないものが1291学級、その他は物置倉庫などを改造して入り、札幌管内では石狩町花川中学、当別村西当別中学などでは積重ねた荒削りの板を机替りに土間にすわって勉強しており、根室、釧路地方の奥地では学校とは名ばかり、農業会倉庫に一組、公会堂に一組などバラバラに仮住いをしているのも多い。文部省では北海道庁にたいし、校舎建築予算として1億5000万円を交付し年末までに660教室を整備するよう通知して来たが、いまからではとても間に合いそうもなく、仮に600教室出来ても残りはいまのところ全然見透しがなく、すき間だらけの教室で防寒準備も出来ない。

この当時はまた戦後社会の混乱を反映し、世相もきびしく深刻であった。遠山茂樹はその著「昭和史」のなかで、当時の世相の一断面をつぎのように述べていた。

——支配者たちが、支配体制の温存にひたすら狂奔し、マッカーサー司令部が相づぐ指令で「民主化」を説いているとき、日本国民の大多数は、餓死の危機にさらされたままであった。敗戦と同時に軍需工場はいっせいに首切りをおこない、

1945(昭和20)年10月はじめまでに400万人が職を失った。軍隊からの復員、外地からの引揚げで、一千万人の失業者が巷にあふれた。資本家は手に入れた軍需物資の闇売り横流しと、軍需補償の要求に熱中し、見込みの立たない生産の再開をサボったから、消費物資の不足値上りははなはだしくなった。巨額な軍需補償、占領軍のための施設、復員その他の手当などで無制限な政府支出がつづき、政府の権威失墜と相まって、インフレはかつてみないほげしさですすんだ。日銀券発行高は、太平洋戦争直前の41年12月6日の47億円、敗戦時の45年8月15日の286億円から急増し、12月には500億円、46年2月には600億円をこえるという状態になった。46年2月17日、政府はインフレ抑制のため、金融緊急措置令、臨時財産調査令などを発した。そして、預金の支払を停止し、新円を発行して旧券との交換額を制限し、それ以上は預金として封鎖する措置をとった。しかしこの措置は、金融資本の危機を防ぐためのものであったから、戦時中強制的に貯蓄させた庶民の預金を取り上げ、生活難をいっそう深めただけで、インフレの進行を抑える効果はすくなかった。こうした経済危機の中でも、食糧危機はもっとも深刻で、直接国民の生存をおびやかした。労働の不足、肥料の欠乏、その他戦時下のすべての悪条件が集中して、45年度の米収穫予想量は四千万石と明治末年いらいの大減収を記録した。そこへ復員や引揚げで需要人口はかえって増え、占領によって完全に孤立させられたため食糧輸入の途がなく、供出制度の弛緩も加わって、戦後の食糧危機は深刻となった。戦時中でさえ米換算二合一勺の主食配給はどうにか維持されていたのが、45年後半以後は次第に悪化して配給の中での米の比率が低下し、馬鈴薯や甘薯はもとより、脱脂大豆(豆かす)やとうもろこしが主食として配給される状態となった。46年になると事情はさらに悪化し、代用品さえ間に合わず遅配や欠配がはじまり、3月からはとくにひどくなった。5月になると、北海道の遅配74日を最高に、遅配は全国化し、6月には東京の遅配も20日をこした。栄養失調は一般化し、餓死者もあらわれ、狂人がふえ、病人の死亡率がたかまり、食物を理由とする肉親のいがみ合いや殺人までおこった。国民の体重はおしなべて平時の一割がた減った。これは健康な者が水だけ飲んで十日間寝ていた状態と全く同じだという。

こうした世相が教育を一層破壊し、荒廃させないはずはなかった。近藤正美は「終戦後の児童と教育の現状」(「民主教育」所収)のなかで、当時の子供たち(東京都浅草地区における児童の場合)の生活をつぎのように述べていた。このような荒廃した子供の生活は、単に浅草地区だけでなく、当時全国各地にみられた一般的な状況にほかならなかった。

——見よ。この子供たち、こんなになってしまった。……子供は疎開して田舎をあっちこっち、たらいまわしのように、動かされているうちに、家は焼かれてしまい、或るものは親兄弟を失った。もどっても、無一文の悲歎にくれている親許であった。学校はやっぱり焼失した。残った処は戦災者に占められていた。その一隅を見出して授業が開かれた。雨が降れば履物がない。食糧事情がひっぱくする。朝も昼も晩も雑炊、代用食、代用食というよりも雑草をこねたものである。それもよい。時には欠食する。飛びまわるのはもはや苦痛である。日あたりのよい所で、虚ろな眼をぼんやりと空にむけている。我慢のできないものは闇市をほつきまわる。盗みは増加する。放浪第一歩である。進駐軍の兵隊さんを追っかけては「ギブ・ミー・チョコレート」をやっている。また「飯よこせ」のデモに加って、ただ罪もなく眼を怒らしている。……親は闇稼ぎに夢中である。子供は一枚、二枚、新円をつかんで映画館へ行く。土曜から日曜にかけての子供の小遣は最低50銭から20円という話である。その用途は飴、まんじゅう、おでん、画映である。……現在の映画は教育から、子供の生活からほど遠いものである。

しかもこうした生活の荒廃は、子供にかぎらず大学、高等専門学校の学生の場合にも例外ではなかった。玉城肇著「日本教育発達史」のなかのつぎの引例は、当時の学生生活の破壊、教育の荒廃ぶりをこれまたありのままつたえていた。

——高等専門学校の学生生活も、同じように、破壊されつつあった。昭和21年における、早稲田大学第二高等学院の学生についての生活調査を見ると、869名中卒業までに生活の上で自信があるというものはわずかに43名、このままでは中途退学しなければならぬというものが356名(41%)の多きに達している。また下宿している学生の一ヶ月の生活費は外食者の平均が398円、二食つきのものが335円80銭で、親もとからの一ヶ月分の送金額が平均約150円に過ぎなかったから、あと半分の金額は自分でかせがねばならなかつた。大多数は家庭教師、進駐軍関係の仕事、ラジオの修理ブローカーなどやって、月平均140円位かせいで、どうにか生活を続けていた。欠席者のうち47%が、このアルバイトのためであることもわかつた。

教育の荒廃はさらに教師の生活の破綻、窮迫にも原因があった。戦後は教師にかぎらず、誰もが生活の窮乏に追いこまれた。物資の不足、食糧難、住宅の困窮、どれ一つとっても想像できないほどの深刻さであった。

このため多く餓死者がうまれ、浮浪者が出てた。栄養障害のため死ぬ人も珍らしくなかった。このような状態であったから、教師のなかにも生きるためにには、教職を棄てなければならぬ窮地に立つものも出てきた。学校をやめて帰農したり、やめないまでも教育に対する情熱を失うものも少なくなった。昭和21(1946)年3月18日の毎日新聞は、当時のこのような教師の状況を、「飢えに搖ぐ教壇」という題でつぎのように報じていた。

——どうしてこの飢餓線を突破しようとするかは、全国民の直面している深刻な問題であるが、とりわけ聖職の誇りをもって、薄給に甘んずる国民学校教職員の場合は悩みは更に深い。これら教職員に対しては大日本教育会あり、教員組合があってそれぞれの立場か待遇改善を要求し一部は既に実行に移されたが、焼石に水程で教鞭を捨てて帰農する現象が目立って多くなった。退職しないまでも情熱が薄らいで来たもの、矜持を失ったもの、この中に交って猛烈に教権擁護を叫ぶ正義派等々いまや教育界は思想的にも混沌としている。

またこの前日の朝日新聞は、「闇市に立つ教師」という見出しで、教師の生活の窮乏が教育に暗影を投げているという記事を掲載していた。これらの例はいずれも教師の生活の窮迫が、教育を荒廃にみちびいていることを指摘したものであった。

——教職員の家計失調が、子弟教育のうえに投げる暗いかけも大きな問題だ。中等教員の平均収入は350円、昼食ぬきの授業では、内容もどんなに低調となるかは明らかだ。預貯金もなく、家具衣類手持品もあらかた売りつくした。あとは借金か仕送り、内職も昔ながらの家庭教師、翻訳筆耕が主なものである。ちかごろは理科教師が夜間工員になったり、女教員が活花、技芸、裁縫の師匠となる位は常職、某私立中学教員が家族六名をかかえ、ついに闇市に立ったのを生徒に見つけられて引責退職したという話もあった。学校備品の持出、学校菜園の問題、また子供の成績にからむ贈収わいなど先生なるが故に生活の悩みは深い。

2. 戦後教育の復興

(一)平和と民主主義 戰争は以上のような大きな被害と、教育の荒廃を残

して終わりを告げた。その被害と荒廃の有様は、当時みた人でなければ今日からは到底想像できないほどのものであった。戦後日本の教育は、こうした惨状のなかから復興と再建の摸索をはじめた。その出発にあたって至上の規範となったのは、いうまでもなく日本が終戦の条件として受諾したポツダム宣言の完全履行であった。

——(1)吾ら合衆国大統領、中華民国政府主席、およびグレート=ブリテン国総理大臣は、吾ら数億の国民を代表し、協議の上日本国に対し、今次の戦争を終結するの機会を与えることに意見一致せり。(5)吾らの条件左の如し。吾らは左の条件より離脱することなかるべし。之に代る条件も存在せず。吾らは遅延を認めるを得ず。(6)吾らは無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至るまでは平和、安全および正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し之をして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめられたる者の権力は永久に除去せざるべからず。(9)日本国軍隊は完全に武装を解除せられたるのち、各自の家庭に復帰し、平和かつ生産的な生活を営む機会を得しめらるべし。(10)吾らは日本人を民族として奴隸化せんとしまだは国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも吾らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重なる処罰を加えるべし。日本国政府は日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教および思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべし。

ポツダム宣言は以上の条項をふくめ、全文13項から成り日本の戦後処理、とくに(1)軍国主義の排除、(2)民主主義の復活強化、(3)言論、宗教、思想の自由、(4)基本的人権の尊重などをきめていた。これは要するに日本に対し、平和主義と民主主義に基づいて、戦後日本の復興再建を図るよう指示したものにはかならなかった。事実連合国側はあらゆる戦後の占領政策、例えば政治、経済、行政の各分野での諸改革は勿論、その他すべての改革をこの方針に従って立案実施した。このことは教育の領域においても、全く例外ではなかった。教育制度の改革、教育目的の設定、内容や方法の改善、すべてこの原理が規範となった。この意味でこの方針は、連合国が日本に求めた最低限の要求であり、至上の命令であった。こうして平和と民主主

義は単に理念としてではなく、現実の政策原理として、戦後日本の教育の方向を決定づけた。このように考えると平和と民主主義は、戦後教育の出発点となるとともに、また復興の到達点ともされたものであった。

戦後平和と民主主義について論じた論文や著書は、このような時代の趨勢を背景に、広く一般の場合もふくめ教育の分野でも少なくなかった。これは戦後に至り平和と民主主義についての関心が、膨湃とした一般世論となつて勃興したことにもよっていたが、一方平和と民主主義の諸原理が、戦後の教育と根源的に結びついていたことの事情のためでもあった。清水幾太郎は以上これらの諸点について、その著「私の教育観」のなかで、戦後新生日本の基礎原理として、平和の観念の重要性をつぎのように論じていた。

——私は、今日の日本の教育にとって、原理となるべきものがあるとすれば、それはどうしても、平和の観念でなければならぬと思う。「平和国家」というような一種のきまり文句ができてしまったため、平和の観念は何か安っぽい、深みのないもののように見えているが、平和ということの意味と重量とを私たちは新しく、鋭く掘むことが必要である。第一に、平和は遠い昔から人類の理想であった。それ自ら貴い価値であった。現在の世界のうちに対立する諸勢力も平和を願うという点では根本的に一致しているのである。世界を吹きまくる風のまにまに漂う無力な日本にとって平和が如何に切迫した意味を持っているかは、どんな馬鹿でも判ることだ。私たちは理想及び価値としての平和を更めて見直す必要がある。第二に、平和はただ美しい理想なのではなく、現実の問題である。世界の各国が直面している困難は、どうやって平和を確立するか、と言うに尽きている。つまり、あの美しい理想にも拘らず、現実には戦争の危機が迫っており、万一にもこの危機を開拓することができなければ、文字通り人類は全滅することになる。日本もこの運命を免れることは不可能である。いや、一度戦端が開かれれば、日本は最も悲惨な境遇に陥るよりほかはないのだ。第三に、平和は方法である。平和はただ世界の大問題であるばかりではなく、日本国内の諸問題、各地方の諸問題、吾々の身辺の諸問題、そういうものを暴力によらず解いてゆく方法である。よく相手の言い分を聞き、こちらの言い分も納得させ、万事を話合いで処理してゆこうとする方法である。世界、国家、地方、身辺、これらはみな連続の関係に立っていると言わねばならない。第四に平和とは現状維持の別名ではない。戦争の危険は現状から生じているのであるから現状をそのままにしておいて、そ

の上に平和というレッテルをはってみてもそれは一時の気休めというものに過ぎぬ。大切なことは、現状のうちに潜む政治的、経済的、社会的の諸問題を平和的に解決することだ。問題に手をつけずに、お静かにお静かに、と言うだけでは駄目であるし、短気に解決を求めて暴力におぼれてしまえば、元も子もなくしてしまう。平和とは現実の諸問題を平和的に解決するという、積極的な、困難な事業にほかならない。フィヒテはフランス軍に占領された当時のドイツにあって、有名な「ドイツ国民に告ぐ」という大演説を試み、これによってドイツの教育に新しい方向と方法とを示した。もし今日の日本にとってフィヒテ的な任務を果す人がいるならば、彼はきっと平和の観念を中心として日本国民に呼びかけるであろう。平和の観念は、先ず日本の教育の究極の理想であり、しかもこれは現実に於ける日本の運命と深く結びついている。次に平和が大小様々な諸問題の合理的解決の実現である以上、それは人間、社会、経済、あらゆる現象の法則の探究から引離すことは出来ぬ。一切の学科はこの根本観念との結合に於いて取扱うことが可能であり必要である。そして最後に、平和的方法による処理という側面を通じて、学級の、地域の、国家の、世界の諸問題が連続の関係におかれる。これを児童の精神的発達の系列と組合せるとき、例のコミュニティ・スクールの思想と関連して、吾々は新しい展望を獲得することができるはずである。

また文部省も昭和23(1948)年、中学校の社会科教科書「民主主義」上、下二巻を編集し、つぎの項目を扱って少なからず民主主義思想の鼓吹と啓蒙に力をいれた。

——第1章 民主主義の本質 (1)民主主義の根本精神 (2)下から上への権威
(3)民主主義の国民生活 (4)自由と平等 (5)民主主義の幅の広さ 第2章 民主主義の発達 (1)古代の民主主義 (2)イギリスにおける民主主義の発達 (3)アメリカにおける民主主義の発達 (4)フランスにおける民主主義の発達 第3章 民主主義の諸制度 (1)民主主義と反対の制度 (2)民主政治のおもな型 (3)イギリスの制度 (4)アメリカの制度 (5)スイスの制度 第4章 選挙権 (1)国民の代表者の選挙 (2)選挙の方法 (3)選挙権の拡張 (4)婦人参政権 (5)選挙の権利と選挙の義務 第5章 多数決 (1)民主主義と多数決 (2)多数決原理に対する疑問 (3)民主政治の落し穴 (4)多数決と言論の自由 (5)多数決による政治の進歩 第6章 目ざめた有権者 (1)民主主義と世論 (2)宣伝とはどんなものか (3)宣伝によって国民をあざむく方法 (4)宣伝機関 (5)報道に対する科学的考察 第7章 政治と国民 (1)任せの政治と自分たちの政治 (2)地方自治 (3)国の政治 (4)政党 (5)政党政治の弊害 第8章 社会生活における民主主義 (1)社会生活の民主化 (2)個人の尊重 (3)個人主義 (4)権利と責任 (5)社会道德 第9章 経済

生活における民主主義 (1)自由競争の利益 (2)独占の弊害 (3)資本主義と社会主義 (4)統制の必要とその民主化 (5)協同組合の発達 (6)消費者の保護 第10章 民主主義と労働組合 (1)労働組合の目的 (2)労働組合の任務 (3)産業平和の実現 (4)団体交渉 (5)日本の労働組合 (6)労働組合の政治活動 第11章 民主主義と独裁主義 (1)民主主義の三つの側面 (2)民主主義に対する非難 (3)民主主義の答 (4)共産主義の立場 (5)プロレタリアの独裁 (6)共産主義と民主主義 第12章 日本における民主主義の歴史 (1)明治初年の自由民権運動 (2)明治憲法の制定 (3)明治憲法の内容 (4)日本における政党政治 (5)政党政治の末路 第13章 新憲法に現われた民主主義 (1)日本国憲法の独立 (2)国民の主権 (3)国会中心主義 (4)違憲立法の審査 (5)国民の基本的権利

なお上掲同書には、当時の上述のような状況を反映するように、つぎのような啓発的まえがきが掲載されていた。

—— 今の世の中には、民主主義ということばが、はんらんしている。民主主義ということばならば、だれもが知っている。しかし、民主主義のほんとうの意味を知っている人が、どれだけあるだろうか。その点になると、はなはだ心もとないといわなければならない。では民主主義とはいったいなんだろう。多くの人々は、民主主義というのは政治のやり方であって、自分たちを代表して政治をする人をみんなで選挙することだと答えるであろう。それも、民主主義の一つの現われであるには相違ない。しかし、民主主義を単なる政治のやり方だと思うのは、まちがいである。民主主義の根本は、もっと深いところにある。それは、みんなの心の中にある。すべての人間を個人として尊厳な価値を持つものとして取り扱おうとする心、それが民主主義の根本精神である。人間の尊さを知る人は、自分の信念を曲げたり、ボスの口車に乗せられたりしてはならないと思うであろう。同じ社会に住む人々、隣国の人々、遠い海のかなたに住んでいる人々、それらの人々がすべて尊い人生の営みを続けていることを深く感ずる人は、進んでそれらの人々と協力し、世のため人のために働いて、平和な住みよい世界を築き上げて行こうと決意するであろう。そして、すべての人間が、自分自分の才能や長所や美德を十分に發揮する平等の機会を持つことによって、みんなの努力でお互の幸福と繁栄とをもたらすようにするのが、政治の最高の目標であることをはっきり悟るであろう。それが民主主義である。そして、それ以外に民主主義はない。したがって、民主主義は、きわめて幅の広い、奥行きの深いものであり、人生のあらゆる方面で実現されて行かなければならないものである。民主主義は、家庭の中にもあるし、村や町にもある。それは、政治の原理であると同時に、経済の原理であり、教育の精神であり、社会の全般に行きわたって行くべき人間の共同生

活の根本のあり方である。それを、あらゆる角度からはっきりと見きわめて、その精神をしっかりと身につけることは、決して容易なわざではない。……これから日本の日本にとっては、民主主義になりきる以外に、国として立って行く道はない。これから日本人としては、民主主義をわがものとする以外に、人間として生きて行く道はない。それは、ポツダム宣言を受諾した時以来の堅い約束である。しかし、民主主義は、約束だからというので、しかたなしに歩かせられる道であってはならない。それは、自分から進んでその道を歩こうとする人々に対してのみ開かれた道であり、その人たちの努力次第で、必ず繁栄と建設とに導く道である。われわれ日本国民は、自ら進んで民主主義の道を歩み、戦争で一度は見るかげもなくなった祖国を再建して、われわれ自身の生活に希望と繁栄とを取りもどさなければならぬ。ことに、日本を再建するというこの仕事は、今日の少年少女諸君の双肩にかかっている。その意味で、すべての日本国民が、ことに、すべての少年少女諸君が、この本を読んで、民主主義の理解を深められることを切望する。そして、納得の行ったところ、自分で実行できるところを、直ちに生活の中に取り入れて行っていただきたい。なぜならば、民主主義は、本で読んでわかっただけでは役に立たないからである。言い換えると、人間の生活の中に実現された民主主義のみが、ほんとうの民主主義なのだからである。

(二) 復興への期待 上述平和と民主主義の問題は、単に連合国占領政策の一理念としてだけでなく、戦後日本の新生復興の基礎原理として、次第に世論を形成していった。そこにはこれまでの過去に対する深い自省と、敗戦を契機に新日本を復興再建しようとする期待がこめられていた。それは占領政策の他律的結果というよりも、人々が自ら選んだ自律的決意であった。当時こうした期待や決意は、多くの人々によって多くの機会に語られた。あるものは著書、雑誌、新聞などをとおして、あるものは放送や言論活動などによって人々につたえられた。こうしてこれらの諸活動は、広く世論の啓蒙の役割を果し、戦後教育の復興に大きな刺戟と影響をあたえた。南原繁の「新日本の建設」というつぎの論説も、また当時のその一つであった。そこには一読してわかるように、新生日本の復興によせる強い期待が語られていた。

——戦いに敗れたこと自体は、必ずしも不幸ではない。なぜならば、凡そ理想的

なる国家生活は、最大の悲劇を通してから得られるものであるから。問題は国民がそれをいかに受取り、いかなる自覚を以て新たに立ち向うかに在る。眞の国民的試練と戦いはこれからである。それは我々が現在、経験せる如きものではない。その全貌と深刻性は今後に至って次第に明白となり来るであろう。前述ランケがマックス王への世界史の講義の後に、王は質問して曰った。「指導的位置にある人物のみならず、民族的犯罪を犯し不正な地盤の上に立って行動した場合、歴史に於ける復讐の女神のことをいかに考えたらよいであろうか」と。ランケは答えて曰った。「全民族はそのために悩まなければならないであろう」と。まことに現在並びに将来受くる我々の悩みと苦しみは国民的償い——真理と理性の祭壇に献ぐる国民的贖罪でなければならぬ。我々は素直にその苦難を受け苦杯を最後の一滴まで呑み乾さねばならぬ。諸君にとっては戦場に於て死するよりも、今生き残ってこの苦難を生き抜くことが一層困難であるであろう。……今や偉いなる黎明が日本に、否、普く世界人類の上に明け初めんとしつつある。だが、それはなお暗黒を通してであり、未だ人類の——殊にわが日本の——辿る夜は深い。そこには多くの苦難や危険が、然り蹉跌が待っているかも知れぬ。全人類は相警めつつ、この暗黒と危険を突き抜けて、再び人類の禍惡と慘害を繰り返えしてはならぬ。この苦難を乗り越えて、新しき平和の世界にまで各国民を結集せしめるものは何か。世界に普遍的なる正義感と批判的な真理への欲求以外にはない。

また原田実は昭和22(1947)年に出版した「アメリカ教育概説」の自序で、過去に対する深い自責と、将来に対する責任について、「今われわれはあけぼのに立っている」としてつぎのような決意を述べていた。

——今われわれは、あけぼのに立っている。こう言ったら余りに甘い感傷と思われるだろうか。然しながら、今は感傷の時でない。それを知ってなお敢えてそう立言せざるを得ない。現実のあらゆる昏迷と陋雜と貧寒と低調とにかくわらず、われわれは自らを叱咤して、われわれの今あけぼのに立つことをば、力強く認めなくてはならない。反省は心に痛い。然しそれわれは徒らに悔いてのみやむことが出来ない。冷厳な反省の上に力強く責任を負うて逞しく建設の歩みを踏まねばならぬ。荆棘を踏んであけぼのを歩むものであらねばならぬ。われわれは必ずしも知に不足しなかった。文化国家も平和国家も人類協和も、われわれの知らない理想ではなかった。然しそれわれはその逆に流れた。弱かったとも言える。徳に向って強くなかったとも言える。……教育は過去の反省において最も強く責任を感じたと言える。その悲壯なる自責は何よりも先ず革命は教育からという、悟りとなり自奮となって動きつつある。教育の精神と制度とにおける改革に著手されていることは、その現われである。教育は今や厳として荆棘を踏んで、あけぼ

のを歩みつつあると言わねばならぬ。新理想による教育の全面的な改革は、逡巡することなき勇断によって遂行されねばならぬが、然しそれだけにまた十分なる自信の確立によって支持されねばならぬ。そしてその自信の確立のためには、出来るだけの勉強が要求される。

このような反省や自責、復興によせる期待や決意は、単に大人たちだけでなく、当時の小、中学生の子供たちの間にもみられた。終戦の翌昭和21(1946)年春、日本放送協会新潟放送局は、これらの生徒を対象に放送のための作文原稿を募集したが、これに応募して入選した佐藤健也(中学校三年)は、「平和日本の為に理想の学園を建設しよう」という題でつぎのように放送した。

——國破れて山河あり、純白の北国の原野に立ち、瞼を閉じて我が祖國を見詰める時、我々の胸に真先きに浮んで来るものは、一体何んでありますか。……それはあの慘憺たる敗戦の現実と、国民道徳の著しい廃頽であります。これが我々を限りない不安と憂愁に誘い、我々の心を黒雲の如く覆って、落膽の淵に陥しいれるのであります。……今我々は日本再建、平和日本の建設と、お題目の如く呼びかけられています。だが真に日本再建に努力し、国民として自己の本分を正しく尽している人は、日本人八千万国民のなかに果して幾人とおりましょうか。我々学徒が社会の風や空気を知るのに一番適当な汽車等に乗ってみても、周囲の人々の話は殆んど食糧問題と一個の利害のみであり、真に平和日本建設に努力する如き人物は見得ないのであります。單なる感情でこのように断定するのは、どうかと一應は思われますが、感情の動物たる人間が斯々の如き感じを抱くのは、明らかに国民風俗の廃頽の事実を物語るものであります。なかでも私が痛感し最も残念に思うことは、学徒間の風紀の廃頽であります。近頃盛んに叫けばれてゐる新聞紙上の中等学生の風紀問題、また世間の人々の話に耳を傾けても何一つとして学徒の節操を賛美し、その希望を喜んでいる等は一言も耳に入らないのであります。賛美はさておき、学徒の不良化、学徒の人間性を攻撃しているものばかりであります。私は憂いに耐えません。かつての誇らしい節操は、信念は何処へ行ってしまったのか。私はこう叫けばざるを得ないのであります。日本古来の道徳は、醇風美俗は、平和を愛する人間性は、五体に脈々として流れる頑張りの精神は一体何処へ行ったのでありますか。少なくとも我々学徒は今までの廃頽的生活を、この際深く反省すべきであろうと思います。人間は自己を信ずることによって、伸びて行くものであります。しかしながら同時に自己を信ぜざることによって、伸びて行くものであります。この二つのことは言葉の表面では明らかに

矛盾していますが、実はいずれも真理でなければならぬのであります。自己を信ずるということは、自己の生命の究極の力を信じ、いかなる苦難のなかにあっても、改善の希望を堅持することです。自己を信じないということは、現在の自己の足らざるを知って、恥じ慎み遙ることであります。人々が伸びるのは無論努力の結果であります。その努力は自己の現在に対する、信と不信との間に生まれた尊い愛児であると信じるのであります。我々は強い自信と、美しい謙譲の二つの中間の大道を、今こそ強く正しく進もうではありませんか。……我々は決して現在の如き、貧弱な民族ではなかった筈であります。敗れたとはいえかつて世界の偉大な民族を相手に、しかも恐れずたゆまず戦った、精神力と希望を有した民族であったのです。この度の敗戦は、殆んど軍の首脳部の利己的発展の野望に依るものとはいえ、我々一人一人の教養の足らざるところからきたものであります。これが現在の惨たる国状として報いられていることは、我々の深く反省しなければならないところであります。……我々は一人一人終戦一分前まで、勝利を信じてペンを捨て、工場にハンマーを、大地に鍬を振った強い熱烈な学徒だったのです。あの勤労の姿こそ、学徒の素朴な美しい眞の姿であったはずです。力尽き矢尽き仕方なく降伏した日本は、もう立つ力がないであろうと世界は思っています。それは事実かも知れません。しかし我々の持する精神力は少しも衰えず、活かせば今でも活かせるのであります。戦争にはこりたが平和の道に門出する元気は、今こそ燃え立たせなければならないのです。我々は今こそ美しい偉大なるものを生まなければなりません。日本を180度回転させて戦争の面をなくし、平和の面を世界のなかに堂々と現わすべきであります。この偉大なる仕事の中心となるものは、現在いったい誰でしょうか。それは今我々の上に立つ老いた政治家ではなく、若い活気に満ちた我々学徒であります。この美しい仕事こそ、我々学徒の本分の伸張でなくて何んでしょうか。……国民は戦争に協力するだけではなく、平和のために喜んで協力するものでなければなりません。平和のためなら戦争のためよりも、もっと喜んで協力するという人が必らずいると思います。日本には希望があり、また日本国民は戦争ばかりしたがっている国民ではなく、むしろその反対であるはずです。……見よ、平和日本の建設に立ち上る人々を。本当によき工場を、本当によき病院を、本当に美しい美術館を、図書館を、現在の日本は限りなく欲しています。そして我々学徒は我々の手で、一日も早く本当に良き理想の学園を建設する必要があります。世界の人々が日本の学校に来て学び、愛せずにいられないような美しい学園を、我々は我々の手で一刻も早くつくり出す必要があります。「平和日本の為に理想の学園を建設しよう」、私はこう強く訴えずにいられないのです。

(三) 新教育方針 戦後日本の復興によせる期待や決意は、時がたつにつれ

ますます昂揚されたが、一方文部省も終戦直後の昭和20(1945)年9月15日、「新日本建設の教育方針」を示し、教育関係者の指針に供した。これは終戦の詔書の趣旨に基づき、向後戦時中の教育政策を払拭し、文化国家、道義国家を建設するため、当面の教育諸施策を具体的に示したものであった。その全文は、(1)新教育の方針、(2)新育の体勢、(3)教科書、(4)教職員に対する措置、(5)学徒に対する措置、(6)科学教育、(7)社会教育、(8)青少年団体、(9)宗教、(10)体育、(11)文部省の改革等つぎの11項から成っていた。なお戦時教育令と同施行規則は、この方針に基づいて翌10月に廃止された。

——文部省では戦争終結に関する大詔の御趣旨を奉体して、世界平和と人類の福祉に貢献すべき新日本の建設に資するが為め、従来の戦争遂行の要請に基く教育施策を一掃して文化国家、道義国家建設の根基に培う文教諸施策の実行に努めている。(1)新教育の方針 大詔奉体と同時に従来の教育方針に検討を加え新事態に即応する教育方針の確立につき鋭意努力中で近く成案を得る見込であるが今後の教育は益々国体の護持に努むると共に軍国的思想及施策を払拭し平和国家の建設を目途として謙虚反省只管国民の教養を深め科学的思考力を養い平和愛好の念を篤くし智徳の一般水準を昂めて世界の進運に貢献するものたらしめんとしている。(2)教育の体勢 決戦教育の体勢たる学徒隊の組織を廃し戦時の教育訓練を一掃して平常の教科教授に復帰すると共に学校に於ける軍事教育は之を全廃し尚戦争に直結したる学科研究所等も平和的なものに改変しつつある。(3)教科書 教科書は新教育方針に即応して根本的改訂を断行しなければならないが差当り訂正削除すべき部分を指示して教授上遺憾なきを期することとなった。(4)教職員に対する措置 教育者は新事態に即応する教育方針を把握して学徒の指導に邁進することが肝要である。之が為め文部省に於ては教職員の再教育の如き計画を策定中である。尚復員者に産業界軍部等よりの転入者に対しても同様な措置を計画している。(5)学徒に対する措置 勤労動員、軍動員による学力不足を補う為め適當なる時期に特別教育を施す方針である。又転学、転科等も一部認めることとして目下具体案を考究中である。尚陸海軍諸学校の在学者及卒業者に対しては前項の再教育を施したる上文部省所管の各学校に夫々の程度と本人の志望により入学せしめ之を教育することを決定した。(6)科学教育 科学教育の振興を期することは勿論であるが然しその期する所の科学は單なる功利的打算より出づるものでなく悠遠の真理探求に根ざす純正な科学的思考力や科学常識を基盤とするものたらしめんとしている。尚学術研究会議の運営に付ても平和日本の建設と世界の進運に貢献するが如く其の研究の促進に努めている。(7)社会教育 国民道義の昂揚と国民

教養の向上は新日本建設の根底をなすものであるので成人教育，勤労教育，家庭教育，図書館，博物館等社会教育の全般に亘り之が振作を図ると共に美術，音楽，映画，演劇，出版等国民文化の興隆に付具体案を計画中であるが差当り最近の機会に於て美術展覧会等を盛に開催したき意嚮である。(8)青少年団体 学徒隊の解散に伴い青少年の共励組織を欠くに到ったので新に青少年団体を育成することとした。新青少年団体は従来の如き強権に依る中央の統制に基く団体たらしめず原則として郷土を中心とする青少年の自発能動，共励切磋の団体たらしむるものであって曩に学徒隊の結成に伴い解散せる大日本青少年団の如きものを復活するのではない。(9)宗教 国民の宗教的情操を涵養し敬虔なる信仰心を啓培し神仏を崇め独りを慎むの精神を体得せしめて道義新日本の建設に資すると共に宗教に依る国際的親善を促進して世界の平和に寄与せしめんが為め各教宗派教団をして夫々其の特色を活かしつつ互に連絡提携して我国宗教の真面目を一段と發揮せしむるよう努めている。尚近く管長教団統理者協議会及宗務長會議を開催し其の趣旨の徹底を図ることとした。(10)体育 戦時中勤労動員や疎開に依り身心共に疲労している学徒も相当多いので衛生養護に力を注ぎ体位の回復向上を図ると共に勤労と教育の調整に重点を置き食糧増産，戦災地復旧等国民生活に關係深き作業を教育的に実施する外明朗闊達なる精神を涵養する為め大いに運動競技を奨励し純正なスポーツの復活に努め之が学徒の日常生活化を図り以て公明正大の風尚を作興し将来国際競技にも参加するの機会に備え運動競技を通じて世界各国の青年間に友好を深め理解増進にも資せしめんとしている。(11)文部省機構の改革 叙上の諸方策を実施するが為文部省機構を改革するの要を認め既に学徒動員局を廃止し体育局，科学教育局を新設したのであるが更に第二次改革が考慮されている。

永岡順はこのような上掲文部省の新教育方針について、「教育制度」(「新教育のあゆみ」所収) のなかで、つぎのような解説を行なっていた。

——第二次大戦後、わが国の教育の方向を決定したのは、終戦一か月後に発表された、「新日本建設の教育方針」であった。これは進むべき方向を見失っていた教育界に、文部省が示した最初の具体的政策であった。「新日本建設の教育方針」は国家主義的，軍国主義的教育政策を廃除して、科学的思考力や平和愛好を目指して、新しい文化国家を打ち立てるため、戦時教育体制を脱けきることをねらいとした。その具体的な内容として、教科書、教職員、学徒、科学教育、社会教育、青少年団、宗教、体育、文部省の機構改革など、重要な改革方針が打ち出された。

また海後宗臣は同じくこれについて、「戦後における日本教育のあゆみ」

(上述同書所収) のなかで、つぎのような批判的見解を述べていた。

——昭和20年8月終戦となって、9月からは各学校で、新学期の授業が行なわれることにはなったが、何がどのように実施されるのか明らかでなかった。生徒は疎開その他で、分散したままであり、すぐには従前の学校へもどることもできなかつた。従って教育の方針を立てることなどは、問題としてとりあげられる情況となつていなかつた。文部省は昭和20年9月15日「新日本建設の教育方針」を公布した。これは占領下にあっても、日本国体を護持するという敗戦下にも屈しない教育の構えを宣言したもので、何を積極的に進めるかについては、未だこれを十分に示したものではあり得なかつた。むしろ日本は、占領支配下におかれてもその本領を維持すべきで、敗戦でも教育の方針を変更する必要はないとした。即ち保守不動の教育を立てる姿勢をとるべきであると確言し、後年に力を回復する保守的な教育政策に見られる性格を、宣言したものと見なければならぬ。

いずれにしても文部省は以上のような教育方針を明らかにする一方、教育関係者にこの旨周知徹底させるため、中央と各地で新教育の方針講習会を開催実施した。新教育方針はこうした経路をたどつて次第に下部に滲透したが、これを契機に戦中の教育と戦後の教育を区別するため、一般に戦後の教育を新教育と総称し、その後新教育の語が広く用いられた。新教育の方針講習会は、同20(1945)年9月29日に通達され、中央においては教員養成諸学校長を中心に、翌10月15日と16日の二日間東京で行なわれた。

3. 教育改革と総司令部覚書

(→) 制度の管理 文部省が新教育の方針を発表した後、総司令部はつぎつぎに教育についての覚書 (memorandum) を出し、教育制度の根本的改革に着手した。このうちその中心となつたのは、「日本教育制度に対する管理制度に関する件」をふくむつぎの覚書であった。これはその後屢々四つの覚書ともいわれ、いずれも昭和20(1945)年12月末までに発表された。

——(1)日本の教育制度の管理制度 (Administration of the Educational System of Japan) に関する総司部覚書 (2)教員及び教育関係官の調査、除外、認可 (Investigation, Screening, and Certification of Teachers and Educa-

tional Officials) に関する総司令部覚書 (3)国家神道, 神社神道に対する政府の保証, 支援, 保全, 監督並に弘布の廃止 (Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto—Kokka Shintō, Jinja Shintō) に関する総司令部覚書 (4)修身, 日本歴史及び地理の停止 (Suspension of courses in Morals—Shushin, Japanese History, and Geography) に関する総司令部覚書

このうち第一の日本の教育制度の管理政策に関する総司令部覚書は、同20(1945)年10月22日に出され、内容は大きくつぎの三つに分かれていた。第一は、教育内容を精密に検討し、改訂、管理を行なうこと、具体的には(1)軍国主義的、極端な国家主義思想の普及の禁止、(2)軍事教育の学科、教練の廃止、(3)議会政治、国際平和、個人の権威の思想、人権尊重の教育の三項であった。第二は、教育機関の関係者を審査し、これに基づいて留任、退職、復職、再教育等を行なうこと、具体的には(1)職業軍人、軍国主義者、超国家主義者の排除、(2)自由主義者または戦争に非協力であった理由で、教職を追われた者の資格の回復、あるいは復職となっていた。第三は、教授内容の検討と改訂、管理を行なうこと、具体的には(1)教科目、教科書、教材からの軍国主義および超国家主義の排除、(2)新しい教科目、教科書、教材等の早急な準備、(3)高等教育と教員養成の優先となっていた。その覚書全文を邦文で示すとつぎのとおりであった。

——(一)日本新内閣に対し、教育に関する占領の目的及政策を充分に理解せしむる為、連合国最高司令部は茲に左の指令を発する。(A)教育内容は左の政策に基き精密に検討、改訂、管理せらるべきこと。(1)軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギーの普及を禁止すること。軍事教育の学科及び教練は凡て廃止すること。(2)議会政治、国際平和、個人の権威の思想及集会言論、信教の自由の如き基本的人権の思想に合致する諸概念の教授及実践の確立を奨励すること。(B)あらゆる教育機関の関係者は左の方針に基き審査せられ、その結果に従い夫々留任、退職、復職、任命、再教育され且監督せらるべきこと。(1)教師及び教育関係官公吏は出来得る限り迅速に審査せらるべきこと。あらゆる職業軍人乃至軍国主義、極端なる国家主義の積極的な鼓吹者及び占領政策に対して積極的に反対する人々は罷免せらるべきこと。(2)自由主義的或は反軍的言論乃至行動の為解職又は休職

となり或は辞職を強要せられたる教師及び教育関係官公吏は其の資格を直に復活せしめらるべきことを公表し、且つ彼等が適當なる資格を有する場合は優先的に之を復職せしむること。(3)人種、国籍、信教、政見又は社会的地位を理由とする学生、教師、教育関係官公吏に対する差別待遇を禁止する。而して敍上の差別待遇より生じたる不公平は直ちに是正せらるべきこと。(4)学生、教師、教育関係官公吏は教授内容を批判的理智的に評価することを奨励せらるべきこと、また政治的、公民的、宗教的自由を含む各般の事項の自由討議を許容せらるべきこと。(5)学生、教師、教育関係官公吏及び一般民衆は連合軍占領の目的及び政策、議会政治の理論及実践に就て知らしめらるべきこと。また軍国主義的指導者、その積極的協力者茲に甘んじて之に追従して日本国民を戦争に陥し、不可避的なる敗北と困窮と現在の悲惨なる状態とを結果せしめたる者の演じたる役割を知らしめらるべきこと。(C)教育過程に於ける技術的内容は左の政策に基き精密に検討、改訂、管理せらるべきこと。(1)急迫せる現情に鑑み一時的に其の使用を許されている現行の教科目、教科書、教師用参考書及教材は出来得る限り速かに検討せらるべきであり、軍国主義的乃至極端なる国家主義的イデオロギーを助長する目的を以て作成せられたる箇所は削除せらるべきこと。(2)教育ある平和的且つ責任を重ずる公民の養成を目指す新しき教科目、教科書、教師用参考書及教材は出来得る限り速かに準備せられ現行のものと代えらるべきこと。(3)正常に実施せられつつある教育施設は出来得る限り迅速に再建せらるべきであるが未だ設備等不充分の場合は初等教育及び教員養成を優先せしめること。(二)日本文部省は連合国最高司令部の該当部局と適当に連絡し得るような機関を設け且之を維持すること。而して連合国側の要求に応じ本指令各条項に基いて為されたる実施事項の詳細なる説明報告を提出すべきこと。(三)日本政府の官公吏、其の他職員にして本指令各条項の実施に關係ある者、並に公立、私立を問わず凡ての教師及学校教職員は本指令に明示しある政策の文言のみならず其の精神を遵奉する個人的責任を負うものとす。

またこれを英文で示すとつぎのようになっていた。

——(1) In order that the newly formed cabinet of the Imperial Japanese Government shall be fully informed of the objectives and policies of the occupation with regard to Education, it is hereby, directed that: (a) The content of all instruction will be critically examined, revised, and controlled in accordance with the following policies: (1) Dissemination of militaristic and ultra-nationalistic ideology will be prohibited and all military education and drill will be discontinued. (2) Inculcation of concepts and establishment of practice in harmony with representative government, international peace, the dignity of the individual, and such

fundamental human rights as the freedom of assembly, speech, and religion, will be encouraged. (b) The Personnel of all educational institutions will be investigated, approved or removed, reinstated, appointed, reorientated, and supervised in accordance with the following policies: (1) Teachers and educational officials will be examined as rapidly as possible and all career military personnel, persons who have been active exponents of militarism and ultra-nationalism, and those actively antagonistic to the policies of the occupation, will be removed. (2) Teachers and educational officials who have been dismissed, suspended, or forced to resign for liberal or antimilitaristic opinions or activities, will be declared immediately eligible for and if properly qualified will be given preference in reappointment. (3) Discrimination against any student, teacher, or educational official on grounds of race, nationality, creed, political opinion, or social position, will be prohibited, and immediate steps will be taken to correct inequities which have resulted from such discrimination. (4) Students, teachers, and educational officials will be encouraged to evaluate critically and intelligently the content and will be permitted to engage in free and unrestricted discussion of issues involving political, civil and religious liberties. (5) Students, teachers, educational officials, and public will be informed of the objectives and policies of the occupation, of the theory and practices of representative government, and of the part played by militaristic leaders, their active collaborators, and those who by passive acquiescence committed the nation to war with the inevitable result of defeat, distress, and the present deplorable state of the Japanese people.

(c) The instrumentalities of educational processes will be critically examined, revised, and controlled in accordance with the following policies: (1) Existing curricula, text-books, teaching manuals, and instructional materials, the use of which is temporarily permitted on an emergency basis, will be examined as rapidly as possible and those portions designed to promote a militaristic or ultra-nationalistic ideology will be eliminated. (2) New curricula, text-books, teaching manuals, and instructional materials designed to produce an educated, peaceful and responsible citizen will be prepared and will be substituted for existing materials as rapidly as possible. (3) A normally operating educational system will be reestablished as rapidly as possible, but where limited facilities exist preference will be given to elementary education and teacher training. (2) The Japanese

Ministry of Education will establish and maintain adequate liaison with the appropriate staff section of the Office of the Supreme Commander for the Allied Powers, and upon request will submit reports describing in detail all action taken to comply with the provisions of this directive.

(3) All Officials and subordinates of the Japanese Government affected by the terms of this directive, and all teachers and school officials, both public and private, will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of policies enunciated in this directive.

(二) 教員の審査 第二の教員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する総司部覚書は、第一の覚書が発表されてから約一週間後、同20(1945)年10月30日に出された。それは第一の覚書で示した指令のうち、軍国主義者、超国家主義者を教育機関から排除することについて、具体的かつ厳格に指示したものであった。その要点は(1)軍国主義者、極端な国家主義者、占領政策の反対者を排除する、(2)現に軍籍にあるもの、または戦後復員したものであっても、現在教職についていないものは、指令があるまで教職につくことの禁止、(3)教員の適格性審査のための審査機関の設置、(4)審査の実施と審査結果の報告など四項目であった。その覚書全文を邦文で示すとつぎのとおりであった。

——(一)日本の教育機構中より、日本民族の敗北、戦争犯罪、苦痛、窮乏、現在の悲惨なる状態を招来せしむるに至りたる軍国主義的、極端なる国家主義的諸影響を払拭する為に、而してまた軍事的経験或は、軍と密接なる関係ある教員並に教育関係官を雇傭することに依て右思想の影響継続の可能性を防止する為に茲に左記の指令を発す。(イ)軍国主義的思想、過激なる国家主義的思想を持つ者として明らかに知られている者、連合国軍日本占領の目的及政策に対して反対の意見を持つ者として明かに知られている者にして現在日本の教育機構中に職を奉ずる者は凡て直に之を解職し今後日本の教育機構の中如何なる職にも就かしめざること。(ロ)右の外の者にして日本教育機構中の一定の職に既に就いている者は今後新たなる指令のある迄文部大臣の裁量により現職に留まること差支なし。(ハ)日本の軍に今日猶ある者或は終戦後復員せし者にして今日日本の教育機構中の一定の職に現に就いていない者は凡て今後指令あるまで日本の教育機構中の如何なる職にも就任せしめざること。(ニ)日本の教育機構中の一定の職に現に就いている者或は将来

就かんとする者の内如何なる者が日本の教育機構中の如何なる職よりも解職せられ阻止せられまた禁ぜられるべきかを決定する為に茲に左記の指令を発する。(イ)日本文部省は教員並に教育関係官のあらゆる現在者及び希望者を有効に調査し、除外し或は認可する適切なる行政機構及措置を設定すること。(ロ)日本文部省は出来得る限り速かに本指令条項に準拠して実施せられたる諸措置の包括的報告を本司令部に提出すること。該報告は別に左記特定の報告をも含むべきこと。(1)如何にして一個人が教員或は教育関係官として認容せらるべきかを精確に知り得る報告、並に一個人の留任、解職、任命、再任命を決定するに当りての原則となるべき特定の基準表。(2)教員及教育関係官の調査、除外、認可を行う為に如何なる行政知措置並に機構が設定せらるるかを明かにする精確なる報告。猶控訴せられたる判決の再審査及び一度不認可となりたる個人の再調査を為す場合、如何なる規定に準拠するかを明かにする精確なる報告をも併せ提出すること。(三)本指令の条文の適用を受ける日本政府のあらゆる官公吏その他の職員及び官公私立の教員は本指令に明らかにされたる方針を完全忠実に守る個人的責任を有する。

またこれを英文で示すとつきのようであった。

—(1) In order to eliminate from the educational system of Japan those militaristic and ultra-nationalistic influences which in the past have contributed to the defeat, war guilt, suffering, privation, and present deplorable state of the Japanese people; and in order to prevent the teachers and educational officials having military experience or affiliation; it is hereby directed that: (a) All persons who are known to be militaristic, ultra-nationalistic, or antagonistic to the objectives and policies of the occupation and who are at this time actively employed in the educational system of Japan, will be removed immediately and will be barred from occupying any position in the educational system of Japan. (b) All other persons now actively employed in the educational system of Japan will be permitted to retain their positions at the discretion of the Ministry of Education until further notice. (c) All persons who are members of or who have been demobilized from the Japanese military forces since the termination of hostilities, and who are not at this time actively employed in the educational system of Japan, will be barred from occupying any position in the educational system of Japan until further notice. (2) In order to determine which of those persons who are now actively employed in or who may in the future become candidates for employment in the educational system of Japan are unacceptable and must be removed,

barred, and prohibited from occupying any position in the educational system of Japan, it is hereby directed that: (a) The Japanese Ministry of Education will establish suitable administrative machinery and procedures for the effective investigation, screening and certification of all present and prospective teachers and educational officials. (b) The Japanese Ministry of Education will submit to this Headquarters as soon as possible a comprehensive report describing all actions taken to comply with the provisions of this directive. This report will contain in addition the following specific information: (1) A precise statement of how acceptability of the individual is to be determined, together with lists of specific standards which will govern the retention, removal, appointment or re-appointment of the individual. (2) A precise statement of what administrative procedures and machinery are to be established in order to accomplish the investigation, screening, and certification of personnel, together with a statement of what provisions are to be made for review of appealed decisions and reconsideration of individuals previously refused certification. (3) All officials and subordinates of the Japanese Government affected by the terms of this directive, and all school officials, both public and private, will be held personally accountable for compliance with the spirit as well as the letter of the policies enunciated in this directive.

(三) 神道の分離 第三は国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、
保全、監督並に弘布の廃止に関する総司令部の覚書となっており、同22
(1945)年12月15日に発表された。その目的は国家および神社神道を国から
分離し、政府が特別の保護を加えることのできないよう、禁止するという
ものであった。これは連合国側が、従来これら神道が屢々国家ないしは政
府と結びつき、日本を戦争に誘導する重要な役割を果したと判断したため
であった。事実国家および神社神道は、歴史的、伝統的、日常的に国ある
いは政府と固く結びつき、戦争への誘導とその遂行に大きな貢献をした。
覚書はこれら以上の諸点に着目し、教育に関連したことがらとしては、概
要つぎの七項目の改革を指示した。

——(1)神道の研究、弘布、神官の養成を目的とする、公的教育機関の廃止。(2)公

的教育機関における、神道教義の弘布の禁止。(3)学校の教科書および教師用参考書を検閲し、神道教義を削除すること、また今後出版するものには神道教義を含ましめないこと。(4)公的教育機関における神社参拝、神道関係の儀式の禁止。(5)「国体本義」、「臣民の道」その他同種の出版物の禁止。(6)「大東亜戦争」、「八紘一字」、その他国家神道、軍国主義、超国家主義と関連のある用語の禁止。(7)学校等の公的機関の建物中に、神棚その他国家神道の物的象徴となるものの設置の禁止。

その覚書全文はつきのとおりであった。

——(一)国家指定の宗教、乃至祭式に対する信仰、或は信仰告白の（直接的或は間接的）強制より日本国民を解放する為に、戦争犯罪、敗北、苦惱、困窮及び現在の悲惨なる状態を招来せる「イデオロギー」に対する強制的財政援助より生ずる日本国民の経済的負担を取り除く為に、神道の教理並に信仰を歪曲して日本国民を欺き侵略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的並に過激なる国家主義的宣伝に利用するが如きことの再び起ることを妨止する為に、再教育に依って国民生活を更新し永久の平和及民主主義の理想に基づく新日本建設を実現せしむる計画に対して日本国民を援助する為に、茲に左の指令を発す。(1)日本政府、都道府県庁、市町村或は官公吏、属官雇員等にして公的資格に於て神道の保証、支援、保全、監督並に弘布をなすことを禁止する。而してかかる行為の即刻の停止を命ずる。(2)神道及神社に対する公の財源よりのあらゆる財政的援助並にあらゆる公的要素の導入は之を禁止する。而してかかる行為の即刻の停止を命ずる。(1)公地又は公園に設置せられたる神社に対して公の財源よりの如何なる種類の財政援助も許されず。但しこの禁止命令はかかる神社の設置せられ居る地域に対して日本政府、都道府県庁、市町村が援助を継続することを妨げるものと解釈せらるべきではない。(2)從来部分的に或は全面的に公の財源によって維持せられていたあらゆる神社を個人として財政的に援助することは許される。但しかかる個人的援助は全く自発的なることを条件とし絶対に強制的或は不本意の寄附よりなる援助であってはならない。(3)神道の教義、慣例、祭式、儀式或は礼式に於て軍国主義的乃至過激なる国家主義的「イデオロギー」の如何なる宣伝、弘布も之を禁止する。而してかかる行為の即刻の停止を命ずる。神道に限らず他の如何なる宗教、信仰、宗派、信条或は哲学に於ても叙上の「イデオロギー」の宣伝、弘布は勿論之を禁止し、かかる行為の即刻の停止を命ずる。(4)伊勢の大廟に関して宗教的式典の指令並に官國幣社その他の神社に関する宗教的式典の指令は之を撤廃すること。(5)内務省の神祇院は之を廃止すること。而して政府の他の如何なる機関も或は租税に依って維持せられる如何なる機関も神祇院の現在の機能、任務、行政的責務を代行することは許されない。(6)あらゆる公の教育機関にしてその主要な

る機能が神道の調査研究及び弘布にあるか或は神官の養成にあるものは之を廃止しその物的所有物は他に転用すること。而して政府の如何なる機関も或は租税に依って維持せられる如何なる機関もかかる教育機関の現在の機能、任務、行政的責務を代行することは許されない。(ト)神道の調査研究並に弘布を目的とする或は神官養成を目的とする私立の教育機関は之を認める。但し政府と特殊の関係なき他の私立教育機関と同様なる監督制限のもとに、同様なる特典を与えられて経営せらるべきこと。併し如何なる場合と雖も公の財源より支援を受くべからざること、また如何なる場合と雖も軍国主義的乃至過激なる国家主義的「イデオロギー」を宣伝、弘布すべからざること。(ハ)全面的に或は部分的に公の財源に依て維持せられる如何なる教育機関に於ても神道の教義の弘布はその方法様式を問はず禁止せらるべきこと。而してかかる行為は即刻停止せらるべきこと。(イ)全面的に或は部分的に公の財源に依て維持せられ居る凡ての教育機関に於て現に使用せられ居る凡ての教師用参考書並に教科書は之を検閲しその中より凡ての神道教義を削除すること。今後かかる教育機関に於て使用する為に出版せらるべき如何なる教師用参考書、如何なる教科書にも神道教義を含ましめざること。(ガ)全面的に或は部分的に公く財源に依て維持せられる如何なる教育機関も神道神社参拝乃至神道に関連せる祭式、慣例或は儀式を行い或はその後援をなさざること。(リ)「国体の本義」、「臣民の道」乃至同種の官発行の書籍論評、評釈乃至神道に関する訓令等の頒布は之を禁止する。(メ)公文書に於て「大東亜戦争」、「八紘一宇」なる用語乃至その他の用語にして日本語としてその意味の連想が国家神道、軍国主義、過激なる国家主義と切り離し得ざるものは之を使用することを禁止する。而してかかる用語の即刻停止を命令する。(ル)全面的乃至部分的に公の財源に依て維持せられる役所、学校、機関、協会乃至建造物中に神棚その他国家神道の物的象徴となる凡てのものを設置することを禁止する。而して之等のものを直に除去することを命ずる。(ヲ)官公吏、属官、雇員、学生、一般の国民乃至日本国在住者が国家神道その他如何なる宗教を問わず之を信仰せぬ故に或は之が信仰告白をなさぬが故に或はかかる特定の宗教の慣例、祭式、儀式、礼式に参列せぬが故に彼等を差別待遇せざること。(ワ)日本政府、都道府県庁、市町村の官公吏はその公の資格に於て新任の奉告をなす為に、或は政治の現状を奉告する為に、或は政府乃至役所の代表として神道の如何なを儀式或は礼式たるを問わず之に参列する為に、如何なる神社にも参拝せざること。(二)(イ)本指令の目的は宗教を国家より分離するにある。また宗教を政治的目的に誤用することを防止し、正確に同じ機会と保護を与えられる権利を有するあらゆる宗教、信仰、信条を正確に同じ法的根拠の上に立たしめるにある。本指令は啻に神道に対してのみならずあらゆる宗教、信仰、宗派、信条乃至哲学の信奉者に対しても政府と特殊の関係を持つことを禁じまた軍国主義的乃至過激なる国家主義的「イデオロギー」の宣伝、弘布を禁ずるもの

である。(口)本指令の各条項は同じ効力を以て神道に関連するあらゆる祭式、慣例、儀式、礼式、信仰、教え、神話、伝説、哲学、神社、物的象徴に適用されるものである。(ハ)本指令の中にて意味する国家神道なる用語は、日本政府の法令に依て宗派神道或は教派神道と区別せられたる神道の一派、即ち国家神道乃至神社神道として一般に知られたる非宗教的なる国家的祭祀として類別せられたる神道の一派（国家神道或は神社神道）を指すものである。(ニ)宗派神道或は教派神道なる用語は、一般民間に於ても法律上の解釈に依ても又日本政府の法令に依ても宗教として認められて来た（13の公認宗派より成る）神道の一派を指すものである。(ホ)連合軍最高司令官に依て1945年10月4日に発せられたる基本的指令即ち「政治的、社会的並に宗教的自由束縛の解放」に依て日本国民は完全なる宗教的自由を保証せられたのであるが、右指令第一条の条項に従て。(1)宗派神道は他の宗教と同様なる保護を享受するものである。(2)神社神道は国家から分離せられ、その軍国主義的乃至過激なる国家主義的要素を剥奪せられたる後は若しその信奉者が望む場合には一宗教として認められるであろう。而してそれが事実日本人個人の宗教なり或は哲学なりである限りに於て他の宗教と同様の保護を許容せられたるであろう。(ヘ)本指令中に用いられている軍国主義的乃至過激なる国家主義的「イデオロギー」なる語は、日本の支配を以下に掲ぐる理由のもとに他国民乃至他民族に及ぼさんとする日本の使命を擁護し或は正当化する教え、信仰、理論を包含するものである。(1)日本の天皇はその家系、血統或は特殊なる起源の故に他国の元首に優るとする主義。(2)日本の国民はその家系、血統或は特殊なる起源の故に他国民に優るとする主義。(3)日本の諸島は神に起源る發するが故に或は特殊なる起源を有するが故に他国に優るとする主義。(4)その他日本国民を欺き侵略戦争へ乗り出さしめ或は他国民の論争の解決の手段として武力の行使を謳歌せしめるに至らしめるが如き主義。(ミ)日本帝国政府は1946年3月15日迄に本司令部に対して本指令の各条項に従って取られたる諸措置を詳細に記述せる総括的報告を提出すべきものなること。(四)日本の政府、都道府県庁、市町村の凡ての官公吏、属官、雇員並にあらゆる教師、教育関係職員、国民、日本国内在住者は本指令条項の文言並にその精神を遵守することに対して夫々個人的責任を負うべきこと。

文部省は以上の指令に基づき、同年12月22日地方長官と学校長に対し、この指令に添った具体策を指示した。それによれば(1)私立の神道学校をのぞき、学校における神道の教義の弘布は、その方法、様式の如何を問わず禁止する、(2)学校における神社参拝、神道的祭式、儀式の参列および後援の禁止、(3)学校内の神社、神棚、鳥居、しめ縄、御真影奉安殿など、神道的象徴の撤去となっていた。

(四) 修身地歴の停止 第四の修身、日本歴史及び地理の停止に関する総司令部覚書は、昭和20(1945)年12月31日に出された。その意図は第一の覚書と第三の覚書の具体的措置の一環として、修身、日本史(国史)、地理の授業の全面停止を命じることにあった。それはこれら三教科が日本の軍国主義、国家主義の温床となり、戦争誘発や遂行の動因となつたとみられたためであった。総司令部はこのような判断に基づき、単に三教科の一部削除に満足せず(1)授業を全面停止すること、(2)教科書、教師用書は早急に回収すること、(3)将来の授業再開にそなえ、教科書改訂の具体案を至急提出し認可をうけることを強く求めた。その覚書全文はつぎのとおりであった。

——(一)昭和20年12月15日附指令第3号国家神道及び教義に対する政府の保証と支援の撤廃に関する民間する民間情報教育部の基本的指令に基き、且日本政府が軍国主義的及び極端な国家主義的觀念を或る種の教科書に執拗に織込んで生徒に課しかかる觀念を生徒の頭脳に植込まんが為めに教育を利用するに鑑み、茲に左の如き指令を発する。(イ)文部省は曩に官公私学校を含む一切の教育施設に於いて使用すべき修身日本歴史及び地理の教科書及び教師用参考書を発行し又は認可せるも、これら修身、日本歴史及び地理の総ての課程を直ちに中止し、司令部の許可ある迄再び開始せざること。(ロ)文部省は修身、日本歴史及び地理の夫々特定の科目の教授法を指令する所の一切の法令、規則又は訓令を直ちに停止すること。(ハ)文部省は本覚書附則(イ)は摘要せる方法に依りて処置する為めに、(一)(イ)に依り影響を受くべきあらゆる課程及び教育機関に於て用いる一切の教科書及び教師用参考書を蒐集すること。(ニ)文部省は本覚書附則(ロ)に摘要せる措置に依りて本覚書に依り影響を受くべき課程に代りて挿入せらるべき代行計画案を立て、之を当司令部に提出すること。之等代行計画は茲に停止せられたる課程の再開を当司令部が許可する迄続いて実施せらるべきこと。(ホ)文部省は本覚書附則(ハ)に摘要せる措置に依り修身、日本歴史及び地理に用うべき教科書の改訂案を立て当司令部に提出のこと。(二)本指令の条項に依り影響を受くべき日本政府の総ての官吏、下僚、傭員及び公私立学校の総ての教職員は本指令の条項の精神並に字句を遵守する個人的責任を負うべきこと。(三) (附則) (1)(イ)教科書及び教師用参考書回収措置。文部省は一切の教育機関及び課程用に制定、発行乃至認可せる修身、国史、地理科教科書及び教師用参考書を全部回収すべし。東京、京都、大阪、神戸各地区に於ては是等教材の回収は可及的速かに如何なる場合にも昭和21年度新学期開始迄には完了すべし。尚該時に於て当司令部に対し回収本総部数、同総重量及び回収せる是等書籍の蒐集場所を明記せる報告書を提出すべし。尚日本の他の全地域に於

ける同教科書教師用参考書の回収に関しては昭和21年4月1日に当司令部に対し明細報告書を提出すべし。右計画報告は左記を含むものとす。関係府県当局への命令、当覚書の照会、回収実施上の明細なる注意、部数、重量及び是等教科書を製紙の為に中央パルプ工場に輸送する如何なる便あるやに就て。（附則）(2)(ロ)代行計画提出に関する案。文部省は当覚書により影響を受くべき科目に代るべき代行教育計画実施案を立案し可及的速かに当司令部に提出すべし、該代行計画は本覚書により停止されたる科目の再開を当司令部が許可すべき時期まで続いて実施せらるべきものとす。当計画は社会、経済、政治の根本的な真相を被教育者の世界及び生活に関連せしめつつ提示することを目的とすべし。是真相は当司令部提供資料にも立脚し教室内討論に依り教えらるべきこと、出来得る限り討論は時事問題に関連せしむるものとす。文部省は教師用参考書を発行しその参考書の中に於て当計画の趣旨を解明し独立の思考を助長すべき討論法を規定し討論主要題目を解題し且新聞ラジオ其の他の参考資料を列挙すること。（附則）(3)(ハ)改訂案提出に関する措置。文部省は可及的速かに修身、国史、地理科用教科書教師参考書改訂計画用案を立て之を当司令部に提出してその認可を受くべし。当計画案は昭和21年度新学年より使用さるべき暫定的教材の準備を目的とすべし。当計画に包含さるべき諸点は左記の通りとす。教材準備委員、適當なる内容を持つ主題の撰定、英訳、当司令部よりの承認を求むるための協議、教材の印刷及び配布。

以上四つの覚書は戦前戦中の日本の国家主義、軍国主義に徹底的な打撃をあたえ、以後日本を無益な戦争にかり立てることのないよう、民主化教育の方向を先導する大きな役割を果した。しかし一方これら諸指令が、戦後日本の教育改革の過程において、異常な混乱と緊張を招いたこともまた事実であった。文部省著作「学制九十年史」はこの点について、つぎのような指摘を行なっていた。

——以上の四つの指令は、いずれも軍国主義、および極端な国家主義の思想、教育を禁止し、排除することを共通の目的としたものである。このことは、民主主義の思想、教育の樹立の前提をなすものであるから、四つの指令が新教育の推進確立の上に果たした役割は、きわめて大きなものがあったといわなければならぬ。しかし、これらのきびしい指令が終戦後の教育改革に異常な不安と混乱を招いたことも、みのがすことはできない。これらの指令は当時の教育関係者から大量の追放者を出し、軍国主義、極端な国家主義の思想、教育に直接間接にかかわりのある刊行物、文書、教材、教具、施設設備のすべてを学校から撤去するなど、わが国の教育界に空前の追放旋風をまき起こしたからである。この混乱と動揺と

がようやくめばえつつあった新教育に対する関心、意欲に衝撃を与え、終戦直後にみられた虚脱、方向喪失の現象が、再び教育界をおおうかのような情況を招いたことは否定し難い。

4. 米国教育使節団の勧告

(一) 使節団の来日 総司令部は日本の戦時中の教育体制を根本的に改革するため、昭和20(1945)年12月末までにつぎつぎと四つの覚書を出し、戦中日本の教育制度に徹底的な打撃をあたえた。しかしこのような措置は、新しい教育制度創設の予備の方策としては適切であっても、それだけで以後の教育体制が確立できるというものではなかった。そのうえにさらに新教育体制を樹立するには、一層具体的かつ精細な教育構想を必要とした。教育使節団はこのような背景と必要から、総司令部の要請によってアメリカ本国から派遣されたものであった。使節団は正式には「日本派遣アメリカ合衆国教育使節団」(The United States Education Mission to Japan) とよばれ、団員は合計27名であり、同21(1946)年3月5日と6日の両日に来日した。このなかには著名な教育学者や教育心理学者もふくまれ、そのほか大学の学長、教授、教育行政官など、一流多彩な教育専門家たちがいた。

- (1) George D. Stoddard (イリノイ大学名誉総長、ニューヨーク州教育長官、使節団長) (2) W. Clark Trow (ミシガン大学教育心理学教授) (3) Pearl A. Wanamaker (ワシントン公立学校督学官) (4) Emily Woodward (ジョージア州教育局員) (5) John N. Andrews (使節団軍部渉外関係官) (6) Harold Benjamin (連邦教育局事務官) (7) Issac L. Kandel (コロンビア大学比較教育学教授) (8) Charles H. McCloy (アイオア大学教育学部長) (9) E. B. Norton (アラバマ州教育局長) (10) T. V. Smith (シカゴ大学哲学教授、中佐) (11) David Harrison Stevens (ロックフェラー財団慈善部長) (12) Paul P. Stewart (国務省、使節団主事) (13) Alexander J. Stoddard (フィラデルフィア督学官) (14) Gordon T. Bowles (下院議員) (15) Leon Carnovsky (シカゴ大学主事) (16) Wilson Compton (ワシントン大学総長) (17) George S. Counts (コロンビア大学教授、米国教育連盟副会長) (18) Roy J. Deferrari (ワシントン・カトリック大学事務総長) (19) George W. Diemer (ミズリー州立師範大学長) (20) Kermit Eby (米国産業

別組織会議研究教育部長) (21) Frank N. Freeman (カリフォルニア大学教育学部長) (22) Virginia C. Gildersleeve (バーナード大学主席教授) (23) Willard E. Givens (全国教育連盟書記長) (24) Ernest R. Hilgard (スタンフォード大学心理学部長) (25) Frederick G. Hochwalt (全国カトリック教育連盟委員長) (26) Mildred McAfee Horton (ウェレスリー大学長) (27) Charles S. Johnson (テネシー州フィスク大学心理学教授)

以上の団員編成による使節団来日に至るまでの経緯は、使節団報告書の「前がき」の紹介によれば概要つぎのとおりであった。

—— 本年一月の初めに、連合国軍最高司令官は、日本の教育に関する諸問題について、総司令部ならびに日本の教育家たちに助言を与え、かつ協議するために、20名余りの米国の教育の一団を約一ヶ月間日本に送ってもらいたいと陸軍省に要請した。日本の再教育と方向転換の長期計画の責任について、当時ワシントンで論議が交わされていたので、陸軍省はその団員の最終的人選を国務省に依頼した。個人の資格のほか広い範囲にわたって種々の点を考慮した末、さらに総司令部の意向をも十分とり入れて27名の一団が選ばれ、ジョージ・D・ストッダード博士が団長に任命された。

総司令部はこうしてこのような使節団の派遣を米本国に要請する一方、日本政府に対してもこれに協力する日本側教育家委員会の構成を命じた。日本側委員は後に増員され、多少の変動はあったが、委員は最初総数29名で構成され、委員会は同21(1946)年2月7日に成立した。日本側委員会は後に必要に応じ、産業界その他の分野の委員も加え、向後文部省に対する恒常的助言機関となるよう、総司令部からあらかじめ要請されていた。なおアメリカ側委員と日本側委員との間に、討議を予定されていた研究題目は、総司令部の希望もあってつぎのように決められていた。

—— (1)日本における、民主主義教育 (Education for Democracy in Japan) 学科目、教育課程、教科書、視職覚教材などについての研究 (2)日本の再教育の心理的側面 (Psychology in the Re-Education of Japan) 教育方法論、言語の改革、教育改革の時機の優先的に実施すべきもの、学生生徒の創意と批判的分析力の発達、教員の再教育などについての研究 (3)日本の教育制度の行政的再編成 (Administrative Reorganization of the Educational System of Japan) 即時

ならびに長期の行政的改革、文部省の再編成、地方分権の問題などについての研究 (4)日本の復興における高等教育 (Higher Education in the Rehabilitation of Japan) 高等教育における図書館、史料館、科学実験所、博物館等の利用、学生および教授会の自由、社会科学の方向転換、社会生活および国家生活への一層積極的な参加などについての研究

(二) 報告書の内容 使節団は日本側委員の協力を得て、来日後約一箇月に満たない短期間に詳細な報告書を作成、同21(1946)年3月31日に総司令部に提出した。使節団報告書が公表されたのは、使節団が離日したと同日の4月7日であった。報告書は一般に「米国教育使節団報告書」といわれているが、正式の呼称は「連合国最高司令官に提出された日本派遣アメリカ合衆国教育使節団報告書」(Report of the United States Education Mission to Japan submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers) であった。その内容は「前がき」(Foreword), 「序論」(Introduction) につづいて、第一章「日本の教育の目的と内容」(The Aims and Content of Japanese Education), 第二章「国語改革」(Language Reform), 第三章「初等および中等学校の教育行政」(Administration of Education at the Primary and Secondary Levels), 第四章「教授法と教師の教育」(Teaching and the Education of Teachers), 第五章「成人教育」(Adult Education), 第六章「高等教育」(Higher Education) の六章となっていた。ほかに「本報告の要旨」(Digest of the Report) が添えられていたが、それによればこの報告書の大要はつぎのとおりであった。

——日本派遣米国教育使節団員、ジョージ・D・ストダード博士を団長とする米国教育界代表27名より成る米国教育使節団は、本報告の作成にあたり、日本に本年3月の一か月間滞在し、その間、連合国最高司令部民間情報教育部教育課の将校および日本の文部大臣の指名にかかる日本側教育者委員および日本の学校および吉種職域の代表者とも協議をとげたのである。本報告は本使節団の各員の審議を基礎として作製し、ここに連合国最高司令官に提出する次第である。本使節団は占領当初の禁止的指令、例えば帝国主義および国家主義的神道を学校から根絶すべしというが如きものの必要は、十分認めるものであるが、今回は積極的提案を

なすことに主要な重点を置いたのである。本使節団はかくすることにより、日本人がみずからその文化のなかに、健全な教育制度再建に必要な諸条件を樹立するための援助をしようと努めた次第である。日本の教育の目的および内容、高度に中央集権された教育制度は、かりにそれが極端な国家主義と軍国主義の網の中に捕えられていないにしても、強固な官僚政治にともなう害悪を受けるおそれがある。教師各自が画一化されることなく適当な指導の下に、それぞれの職務を自由に発展させるためには、地方分権化が必要である。かくするとき教師は初めて、自由な日本国民を作りあげる上に、その役割をはたしうるであろう。この目的のためには、ただ一冊の認定教科書や参考書では得られぬ広い知識と、型通りの試験では試され得ぬ深い知識が、得られなくてはならない。カリキュラムは単に認容された一体の知識だけではなく、学習者の肉体的および精神的活動をも加えて構成されているものである。それには個々の生徒の異なる学習体験および能力の相違が考慮されるのである。それ故にそれは教師をふくめた協力活動によって作成され、生徒の経験を活用してその独創力を發揮させなくてはならないのである。日本の教育では独立した地位を占め、かつ従来は服従心の助長に向けられてきた修身は、今までとは異った解釈が下され、自由な国民生活の各分野に行きわたるようにしなくてはならぬ。平等を促す礼儀作法、民主政治の協調精神及び日常生活における理想的技術精神、これらは、皆広義の修身である。これらは民主的学校の各種の計画および諸活動の中に発展させ、かつ実行されなくてはならない。地理および歴史科の教科書は、神話は神話として認め、そして従前より一そう客観的な見解が教科書や参考書の中に現われるよう書き直す必要があろう。初級中級学校に対しては地方的資料を従来より一そろ多く使用するようにし、上級学校においては優秀なる研究を種々の方法により助成しなくてはならない。保健衛生教育および体育の計画は教育全計画の基礎となるものである。身体検査、栄養および公衆衛生についての教育、体育と娯楽厚生計画を大学程度の学校にまで延長し、また、できるだけ速かに諸設備を取替えるよう勧告する。職業教育はあらゆる水準の学校において強調されるべきものである。よく訓練された職員の指導の下に、各種の職業的経験が要望せられ、同時に工芸、およびその基礎たる技術および理論に重点を置くべきである。技術工および労働者の寄与に対しては、これを社会研究のプログラム中に組み入れ、かつ独創性を發揮する機会が与えられるべきである。

(三) 報告書の影響 以上の教育使節団報告書は、戦後日本の教育制度の改革に、はかり知れない大きな影響力をもった。事実総司令部は以後の教育政策のすべてを、この報告書に基づいて計画立案した。日本政府もまたこ

の報告書の趣旨に添って、あらゆる教育改革の策定を行なった。この報告書が戦後日本の教育制度の改革に当り、直接、間接に関与し、影響力をもったと思われる諸点をあげるとつぎのようなことがあった。

その第一は、報告書の勧告が、戦後日本の教育制度全般にわたる、広範かつ根本的諸改革の基本原理とされたことであった。とくに報告書は日本の教育制度を高度に集権化された19世紀型の教育体制であると指摘し、その根本的改革を求めていた。第二は、教育の目的を民主主義社会の教育原理に基づづけたことであった。教育の目的を民主主義社会の教育原理に基づづけることによって、教育の国家主義化や軍国主義化から解放することが可能になった。第三は、個人の価値と尊厳 (the worth and dignity of the individual) の認識を確立定着させたことであった。報告書では各人の能力と適性 (the abilities and aptitudes) に応じた、教育の機会の保障を求めていた。第四は、教育における画一性の打破を実現したことであった。報告書では教育の内容、方法、教科書等の画一性を打破するよう強く要請していた。教育活動における教師の自由も、また認められなければならない旨指摘していた。第五は、新学校体系、いわゆる六、三、三、四制の確立に貢献寄与したことであった。報告書の勧奨によって単線型の新学校体系、男女共学、機会均等、義務教育の無償の原則などが実現した。第六は、教育の中央集権制から、地方分権制への移行が具体化したことであった。報告書では各都道府県毎に、教育の委員会または機関 (educational committee or agency) を置くこと、委員の選出は公選制にすることなどを勧告していた。第七は、社会科 (social studies) の新設が実現したことであった。社会科はこの報告書の勧告によって、戦後新教育の花形教科として誕生したものであった。第八は、教員養成制度の改革が促進されたことであった。報告書では教員となるものは、(1)一般教養 (general or liberal education), (2)専門的知識 (special knowledge of the subject matter), (3)教職教養 (knowledge of the professional aspects of his job) の三分野の学習を必須の要件としている。

た。第九は、成人教育の重要性と必要性について、認識を深めさせたことであった。報告書では民主社会における、成人教育の重要性と必要性を強調していた。第十は、高等教育の任務を明確にするとともに、高等教育機関の国民多数への開放の道を開いたこと、第十一は、一般教育 (general education) の重要性を強調して、専門教育、職業教育の基礎として位置づけたことなどであった。

教育使節団報告書についての一般的あるいは専門的評価は、報告書が出来た後、各方面各分野から少なからず発表された。例えば海後宗臣はこれについて、その編著「新教育のあゆみ」のなかで、つぎのような専門的批評評価を行なっていた。

——教育使節団報告書の中に盛られた、教育改革の方針の中で、或るものは具現され、或るものは実施されないできている。しかし昭和22年以後二、三年間の教育改革は、殆んどすべてが、教育使節団報告書の線から発しているものである。これは報告書の方針を、如何にして急速に実施するかについて、教育刷新委員会が、集中的に改革の実施方策を提出したことによる。全般について見れば、刷新委員会は報告書の趣旨に極めて忠実であって、それらのうちとりあげられなかったり、実施できなかった提案は、日本の教育の実情から見て、かなりに困難な問題があると見られるものであった。従って報告書中で実施できる事項は、すべてこれを実現するための方策を立てたものと見なければならない。戦後におけるわが国の大規模な教育改革は、その殆んどすべてが、これを使節団報告書の中にたどりあげることができるのは、こうした事情によるものである。報告書の中に盛られている方針には、アメリカの事情の下において、意味をなすものも少なからずにある。又アメリカの教育が、今日当面している問題をそのままに抱きこんで、日本の教育改革に一つの性格をもたらせる結果となったものもある。しかし基本的には、アメリカが今世紀になってつくりあげてきた教育とその考え方をもって日本の教育を判断し、それに同じ考え方からの解決方策を示したことが、少なくない事実を認めなければならない。しかし報告書はそのままの形で実施されたのではなく、日本の教育がこれを刷新委員会で具体化する方策を立てたので、占領下という特殊な条件の下で、民間情報教育局との交渉を必要として、限られた仕組の中での改革ではあったが、日本の教育界がそれを自らのものとした点は、これを確認しなければならない。

5. 教育刷新委員会の活動

(一) 委員会の発足 米国教育使節団の来日に先立って、昭和21(1946)年2月に成立した日本側教育家委員会は、使節団が帰国した後同年8月に改組拡充され、教育刷新委員会と改称新発足した。そのおもな目的は、使節団報告書の勧告に基づき、戦後日本の教育改革の全般的な事項について、政府に建議あるいは答申することであった。この建議ないしは答申に基づき、戦後日本の教育改革の諸策が推進されたという点で、この委員会の果した役割は大きかった。委員会官制はつぎの八箇条からなり、勅令第373号で同年8月10日に公布された。

——第1条 教育刷新委員会は、内閣総理大臣の所轄とし、教育に関する重要事項の調査審議を行う。委員会は前項の調査審議の結果を、内閣総理大臣に報告し、及び内閣総理大臣の諮詢した教育に関する重要事項について答申するものとする。 第2条 委員会は委員長一人副委員長一人及び委員五十人以内でこれを組織する。特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 第3条 委員及び臨時委員は政治、教育、宗教、文化、経済、産業等の各界における学識経験ある者の中から内閣総理大臣の奏請によって内閣でこれを命ずる。 第4条 委員長及び副委員長は委員の互選による。委員長及び副委員長の任期は一年とする。但し重任することを妨げない。 第5条 委員長は会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し又、委員長に事故あるときはその職務を代理する。 第6条 委員会は関係各大臣及びその所属職員に対し委員会に出席して意見を述べることを求めることができる。関係各大臣は委員会に出席して意見を述べることができ、又その所属職員をして委員会に出席して意見を述べさせることができる。 第7条 委員会に幹事を置く。幹事は、内閣総理大臣の奏請により内閣でこれを命ずる。幹事は上司の指揮を承けて、庶務を整理する。 第8条 委員会に書記を置く。書記は内閣でこれを命ずる。書記は上司の指揮を承けて、庶務に従事する。 (附則) この勅令は公布の日からこれを施行する。

官制公布と同時に38名の委員が委嘱され、委員会は成立したが、これら委員の大部分は、米国教教育使節団来日の際の日本側教育家委員の再任であった。その氏名と社会的地位について記すと、つぎのとおりであった。

——(1) 南原繁（東京帝国大学総長） (2) 安藤正次（元台北帝国大学総長） (3) 城戸幡太郎（教育研修所長） (4) 鳥養利三郎（京都帝国大学総長） (5) 倉橋惣三（東京女子高等師範学校教授） (6) 高橋隆道（東京農林専門学校校長） (7) 大島正徳（在外邦人子弟教育協会理事） (8) 小宮豊隆（東京音楽学校校長） (9) 有賀三二（東京都青年学校校長） (10) 星野あい（津田塾専門学校校長） (11) 落合太郎（京都帝国大学文学部長） (12) 山極武利（東京都国民学校校長） (13) 務台理作（東京文理科大学長） (14) 柿沼昊作（東京帝国大学教授） (15) 河井道（恵泉女子専門学校校長） (16) 戸田貞三（東京帝国大学文学部長） (17) 佐野利器（東京帝国大学名誉教授） (18) 矢野貫城（明治学院長） (19) 天野貞祐（第一高等学校校長） (20) 上野直昭（東京美術学校校長）（以上再任） (21) 関口泰（元文部省社会教育局長） (22) 菊池龍道（東京都立第一中学校校長） (23) 島田孝一（早稲田大学総長） (24) 高橋誠一郎（慶應義塾大学塾長代理） (25) 川本宇之介（東京聾啞学校校長） (26) 名倉愛吉（東京都国民学校校長） (27) 安倍能成（元文部大臣） (28) 木下一雄（東京第一師範学校校長） (29) 芦田均（衆議院議員） (30) 羽渕了諦（元龍谷大学長） (31) 田川房太郎（元暁星中学校校長） (32) 渡辺鎮藏（東宝株式会社社長） (33) 大谷武一（東京体育専門学校校長） (34) 竹下豊次（貴族院議員） (35) 関口鯉吉（東京帝国大学教授） (36) 森戸辰男（衆議院議員） (37) 牛山栄治（東京都青年学校校長） (38) 田島道治（大日本育英会長）
（以上新任）

(二) 審議と運営 教育刷新委員会の第一回総会は、昭和21(1946)年9月7日に開かれ、この席上文部当局は、戦後教育改革の重要性を説くとともに、この委員会の性格としてつぎのような諸点も説明した。(1)この委員会は総司令部の指令に由来している。(2)委員は教育の各分野における代表的権威者である。(3)官僚的因素をふくんでいない。(4)この委員会は政府が別に設けている法制調査会（審議機関）の教育部門という一面をもっていることなど。またこの総会で文部省側は、今後同委員会の審議の参考にしてほしい事項として、当面緊急を要するつぎのいくつかの問題点も提起した。

——(1)青年学校について、(2)義務教育の年限について、(3)教員養成制度について、(4)教員の待遇について、(5)教職員の身分保障について、(6)教育内容について、(7)国語改革について、(8)教授方法について、(9)教育行政について、(10)教育財政について、(11)公民教育について、(12)体育保健について、(13)科学教育について、(14)その他的重要事項について。

さらにこの第一回総会で、今後の議事運営に必要な「教育刷新委員会議事規則」も議決した。それはつぎのような15箇条から成っていた。

——第1条 会議は、委員長がこれを招集する。第2条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。第3条 委員長副委員長が、共に事故あるときは、予め委員長の指命する委員が委員長の職務を代理する。第4条 会議は委員及び会議の目的たる事項に關係ある臨時委員を合せて、その二分の一以上の出席がなければこれを開くことができない。但し予め特に議決を経たときはこの限りでない。第5条 議席は予め抽籤でこれを定める。第6条 発言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。第7条 建議案を提出しようとするものは案を作り、五人以上の賛成者と連署して委員長に差し出さなければならない。第8条 修正の動議を提出しようとするものは案を作り、議長に差し出さなければならない。但し、軽易な修正は口頭で述べることが出来る。第9条 動議は賛成者がなければ、議題とすることはできない。第10条 議事は出席の委員及び臨時委員の過半数でこれをきめる。可否同数のときは議長がきめる。第11条 採決は起立によってきめる。但し議決により記名投票又は無記名投票を用いることができる。第12条 委員長が必要と認めたときは、特別の事項を審査するため、特別委員を置くことができる。特別委員は委員及び臨時委員のうちから委員長がこれを指名する。第13条 特別委員は特別委員会を組織し、その互選により委員長を置く。特別委員長は審査の経過及び結果を会議に報告しなければならない。特別委員会には本規則を準用する。第14条 議事録は幹事がこれを作成する。第15条 本則に規定していない事項については、委員長が必要に応じてこれをきめる。

ついで第二回総会は翌9月13日に開催された。その席上まずこれから以後審議すべき議題について論議し、最初に教育の根本理念についての問題を取りあげることに決定した。その際これと関連して文部省側は、近く議会に教育根本法（仮称）の提出を行なう意向のあることを明らかにした。またこのほか今後議題として取りあげるべき問題として、第二に青年学校と義務教育制度、第三に教育行政の問題、第四に私立学校制度の問題、第五に教員養成制度と教員再教育の問題などを議決した。第三回総会はついで同月20日に開催され、第一の議題であった教育の根本理念についての問題について討議した。その際文部省側は、第二回総会で明らかにした教育根本法の構想を説明し、これとの関連で教育勅語の再奏請は行なわないこ

とを明確にした。また第一議題である教育の根本理念についての問題を審議するため、第1特別委員会の設置も議決した。

(三) 特別委員会 教育刷新委員会は、このように総会の開催と併行し、各議題毎に審議する特別委員会を設け、調査審議の促進を図った。特別委員会の設置は、教育刷新委員会議事規則第12条「委員長が必要と認めたときは、特別の事項を審査するため、特別委員を置くことができる」によつていた。「教育刷新委員会要覧」によれば、特別委員会は第1から最終的には第21特別委員会まで設けられ、各特別委員会に付託され、審議された審議諸事項は概要つきのとおりであった。

——(1)第1特別委員会 教育の理念及び教育基本法の制定に関すること (2)第2特別委員会 下級学校体系に関すること (3)第3特別委員会 教育行政に関すること (4)第4特別委員会 私立学校に関すること (5)第5特別委員会 上級学校体系に関すること (6)第6特別委員会 教員の身分待遇及び教員組合に関すること (7)第7特別委員会 社会教育に関すること (8)第8特別委員会 教員養成及び教員資格に関すること (9)第9特別委員会 文教施設の整備に関すること (10)第10特別委員会 (A班) 中央教育行政機構に関すること (B班) 大学の所轄の地方委議に関すること (11)第11特別委員会 文化問題に関すること (12)第12特別委員会 科学研究者養成に関すること (13)第13特別委員会 宗教教育に関すること (14)第14特別委員会 大学の国土計画的配置に関すること (15)第15特別委員会 二年又は三年制大学に関すること (16)第16特別委員会 職業教育振興方策に関すること (17)第17特別委員会 学校暦に関すること (18)第18特別委員会 教育財政に関すること (19)第19特別委員会 優良教員の養成確保に関すること (20)第20特別委員会 中央教育審議会に関すること (21)第21特別委員会 ユネスコ国内委員会準備委員会に関すること (第21特別委員会は、日本学術会議その他からも代表委員が加わって組織された。)

(四) 委員会の建議 教育刷新委員会は昭和21(1946)年9月7日の第一回総会以後、同26(1956)年11月8日の総会まで合計142回（教育刷新委員会97回、教育刷新審議会45回、教育刷新委員会は同24年5月以後、教育刷新審議会と改称された）の総会を開き、採択された事項についてはその都度内閣総理大臣に建議した。その建議数は昭和21(1946)年12月27日の第一回建

議から、同26(1951)年11月8日の建議まで合計35回を数えた。但し第30回建議以後のものは、教育刷新審議会と改称後のものであった。その建議事項一覧はつぎに示すとおりであった。

- (1) 第1回建議（昭和21年12月27日） (1)教育の理念及び、教育基本法に関すること (2)学制に関すること (3)私立学校に関すること (4)教育行政に関すること (2) 第2回建議（同22年1月17日） (1)六、三義務教育制度、昭和22年度実施について (3) 第3回建議（同22年4月11日） (1)私学の振興に関すること (2)新制高等学校の程度に関すること (3)現在の高等専門学校における専攻科の併置について (4)新制大学の課程及び転学に関すること (5)教員の資格に関すること (6)教員の身分待遇及び職能団体に関すること (7)文部大臣と教員組合との間に締結した労働協約について (4) 第4回建議（同22年6月16日） (1)義務教育延長に伴う緊急措置について (5) 第5回建議（同22年7月23日） (1)文教施設の整備に関すること (6) 第6回建議（同22年11月6日） (1)教員養成に関すること（其の一） (2)教員養成に関すること（其の二） (7) 第9回建議（同22年12月27日） (1)六、三義務教育制完全実施について (8) 第8回建議（同22年12月8日） (1)第1回建議中「学制に関すること」の追加 (9) 第9回建議（同22年12月27日） (1)大学の地方委譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化について (10) 第10回建議（同22年12月27日） (1)私学振興に関すること (2)現在の高等学校並びに高等専門学校措置に関すること (11) 第11回建議（同23年1月31日） (1)大学の地方委譲に関すること (12) 第12回建議（同23年2月7日） (1)中央教育行政機構に関すること (13) 第13回建議（同23年2月28日） (1)労働者に対する社会教育について (14) 第14回建議（同23年4月8日） (1)外国著作権の使用について (2)文化財の導入について (3)学徒並びに一般文化関係者の海外渡航について (15) 第15回建議（同23年4月12日） (1)社会教育振興方策について (2)ユネスコについて (16) 第16回建議（同23年4月17日） (1)大学の自由及び自治の確立について (17) 第17回建議（同23年4月26日） (1)教育行政に関すること—一教育委員会制度の実施について— (18) 第18回建議（同23年5月8日） (1)文化財の保存について—主として国宝等の保存問題— (19) 第19回建議（同23年7月5日） (1)学校教育と宗教との関係について (20) 第20回建議（同23年7月19日） (1)科学研究员者養成に関すること (21) 第21回建議（同23年7月19日） (1)大学の國土計画的配置について (22) 第22回建議（同23年8月2日） (1)私立学校法案について (2)日本芸術院について (23) 第23回建議（同23年8月14日） (1)青少年社会教育の振興について (24) 第24回建議（同23年8月31日） (1)社会教育と宗教との関係について (2)家庭教育と宗教との関係について (25) 第25回建議（同23年10月25日） (1)所謂低俗文化の排除について (26) 第26回建議（同23年11月19日） (1)

大学法試案要綱について (27) 第27回建議(同24年1月18日) (1)2年又は3年制の大学について (28) 第28回建議(同24年2月19日) (1)外国語教育について (29) 第29回建議(同24年5月14日) (1)六、三制完全実施に関する建議 (30) 第30回建議(同24年6月11日) (1)職業教育振興方策について (31) 第31回建議(同24年7月25日) (1)新学制完全実施について一定員定額制について— (32) 第32回建議(同24年10月29日) (1)公立学校の標準教育費等について (33) 第33回建議(同25年10月5日) (1)免許法認定講習について (2)優良教員養成確保に対する対策について (34) 第34回建議(同26年2月10日) (1)教育財政問題について (35) 第35回建議(同26年11月12日) (1)中央教育審議会について。

これら一連の建議のほか、教育刷新委員会は、昭和22(1947)年2月20日に六、三義務制実施断行に関する声明、同23(1948)年3月20日にはつきのような新学制強力実施に関する声明書などを発表、戦後日本の教育改革全般に大きな影響力をもった。

——六、三制の強力実施なくしては、教育刷新は期せられない。教育刷新なくしては、憲法精神の徹底はあり得ない。われらはいかなる内閣も第90議会が満場一致議決せる「政治における教育優先」の原則を基本国策として力強く履行されることを要望する。これが為には必ず国家予算の相当率を文教費のために優先天引して、特にこの際これを六、三制実施に充てられんことを本委員会の総意をもって切望する。

なお教育刷新審議会は、同26(1951)年11月8日の総会を最後に、同日中央教育審議会設置に関する下記のような声明を発表、事実上任務を終了した。そしてその翌27(1952)年6月には委員会は発展的に解消され、以後中央教育審議会として新出発した。

——伝えられる、政令諮詢委員会の教育改革案は、わが国の教育上、幾多の重要な問題を含んでおり、にわかに賛意を表しがたい。政府は今後さらに、中央に教育のための恒久的な審議機関を設け、教育刷新の基本精神を堅持して、慎重に審議すべきものと認める。

6. 教育基本法の成立

(→ 新憲法の制定 明治22(1889)年2月11日に制定された旧憲法は、第一

条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」に始まり、第二条「天皇ハ神聖ニシテ侵スペカラズ」、第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬ス」となっていた。以上の条項は旧憲法の性格を最もよくあらわしており、そこでは天皇は国家統治の大権を掌握する、絶対不可侵の主権者として位置づけられていた。これはいいかえれば旧憲法は、国民の権利を保障した国民のための憲法というよりも、天皇のための天皇の地位を保障した欽定憲法ということであった。事実旧憲法は国民の権利に種々の制約を加え、人権の尊重も不充分であり、そのうえ極端な国家主義のうえに立つ天皇中心の憲法であった。このため国粹主義者たちが長い間この点を利用し、旧憲法を永遠不滅の大憲、古今不磨の大典として、天皇制擁護の根拠としたのも当然であった。しかしこのような旧憲法も、敗戦のまえにはひとまわりもなく事実上自然壊滅した。天皇を神聖化し、極端な国家主義のうえに成り立つ憲法が、戦後の新しい時代の要求に適合できるはずはなかった。新しい時代には、新しい皮袋にもった憲法の制定が必要であった。昭和20(1945)年10月、総司令部はこのような時代の趨勢のなかで、政府に対し憲法の自由化を要請した。このことが直接の契機となり、憲法改正の機運が醸成され、政府も直ちに憲法調査会を設置し、原案作成のための審議をすすめた。その後総司令部の承認を得、新憲法が成立するまでには、幾多の曲折があったが、同21(1946)年11月3日に議会を通過し、翌22(1947)年5月3日から施行された。

新憲法は民主主義と平和主義を基本理念とし、前文と全11章103条からなっていた。前文には新憲法制定の理想と決意が、つぎのように述べられていた。こうして新生日本のゆく手は明らかに定められた。

——日本国民は、正當に選挙された、国会における代表者を通じて行動し、われらと、われらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、こ

の憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他国の対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

(二) 教育規定 新憲法の全体の条章を貫ぬく特色は、(1)主権在民、(2)国会中心主義、(3)基本的人権の尊重、(4)司法権の独立強化、(5)地方自治の育成、(6)参政権の拡充、(7)戦争の放棄などであった。旧憲法で国家統治の大権をもっていた天皇は、新憲法では日本国および国民統合の象徴として、一定の国事行為をするだけの地位に変わった。教育についての直接的な規定は、このうち(3)の基本的人権の尊重に関連し、第三章「国民の権利及び義務」のうち、第26条につぎのように定められた。

——第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく、教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に、普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

これを英文翻案の条文でみると、つぎのようになっていた。

——ARTICLE 26, All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law. All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law. Such compulsory education shall be free.

このほかつぎにあげるそれぞれの条項も、教育と直接、間接に深い関わりをもち、教育関係の諸法令は以後すべてこれらの規定を基礎につくられることになった。

——(1)第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が、国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び、将来の国民に与えられる。(2)第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(3)第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。華族その他の貴族の制度は、これを認めない。栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。(4)第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。(5)第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。(6)第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。(7)第23条 学問の自由は、これを保障する。第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。(8)第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

これら新憲法の教育条項を、旧憲法下の教育施制と比較すると、そこには旧憲法下では考えられない、いくつかの画期的な特徴がみられた。その第一は、新憲法の法律主義ともいべき特徴であった。旧憲法では教育の基本事項はすべて勅令以下の命令で定められることになっていた。これはいいかえれば勅令によって、教育をどのようにでも支配できるということであった。新憲法ではこの点を改め、教育の基本事項はすべて法律による以外実施できないことにした。このことはそれ自体、教育法制上かつてな

い画期的なことであり、旧憲法の勅令主義に対して新憲法の法律主義ともいるべき特質であった。第二は、教育をうける権利、いわゆる教育権利觀を確立したことであった。これは人は誰でも教育をうける固有の権利をもっているという発想であり、門地、身分、社会あるいは経済的地位、ないしは男女の別、人種、信条によって教育を差別されないということであった。従来ヨーロッパの先進諸国では、教育を国家権力の干渉から保護するため、古くから憲法で教育の自由を保障し、これを国民の権利として受けつぐ思想と伝統をもっていた。そこでは教育は国家または社会の責任というよりも、教育の権利と義務は子供の両親に帰属するという、いわゆる教育の自由権的発想から教育を考えていた。新憲法ではこれに対し、20世紀の新しい発想ともいべき、いわば教育を一つの社会権とみて、この立場からこの規定が設けられた。第三は、教育の機会均等の保障ということであった。これは新憲法の教育規定にみられた第二の特徴、人は誰でも平等に教育をうける権利をもっているという発想と、実は表裏の関係で考えられた。いいかえれば誰でも平等に教育をうける権利をもっている以上、国はすべての人々に、ひとしく教育の機会を保障する義務があるということであった。この原則は民主主義社会の基本原理として、能力に応じ例えば身体的、精神的障害をもっている子供の場合にも、例外なく適用さるべき原則として認められた。第四は、義務教育の無償をうたったことであった。これはすべての人々に教育をうける権利を保障する以上、当然の帰結ともいべきことであった。無償の内容は広狭いずれにも解釈されるが、憲法の英訳には free とあり、一般には義務教育の授業料は徴収しないことを意味していた。しかしこのなかには教科書、教材の無料配布や、その他の必要経費の無償にもおよぶ可能性がふくまれていた。

(三) 勅語の廃絶 敗戦を契機に、日本が民主国家として再出発することになった以上、教育勅語が廃絶されなければならないのは当然のことであった。しかし当時そこに至るまでには、複雑で微妙な曲折があった。これは

教育勅語が明治23(1890)年に発布されて以来、明治、大正、昭和の三代にわたって、教育の大本、道徳の泉源として、教育上大きな影響力をもつていたためであった。そのうえ教育勅語には、天皇崇拜ないしは国体觀念その他、日本固有の国民感情が結びつき、問題の解決を一層困難にしていたことも事実であった。これに対する文部当局の態度は、当時政府が天皇制と国體護持の方針をとっていたこと、それを支持する国民感情の動向もあって、国民教育および道徳の淵源として、教育勅語を何らかの形で温存したいとするものであった。このような文部当局の基本姿勢は、当時の文部省側の一連の動向によくあらわれていた。例えば昭和20(1945)年8月18日、文部大臣に就任した前田多門が、記者会見の席上において、教育の大本は教育勅語をはじめ、終戦の詔書を具体化していく以外にないと語ったなどもその一つであった。このほか同年10月15日、文部省が主催した新教育方針中央講習会で、同文相が行なったつぎの訓示もそのよい例であった。

——茲に於て吾人は、茲に改めて教育勅語を謹読し、その御垂示あらせられし所に、心の整理を行なわねばならぬと存じます。教育勅語は吾々に御諭し遊ばされて、吾々が忠良なる国民となる事と相並んで、よき人間となるべきこと、よき父母であり、よき子供であり、よき夫婦であるべき事を御示しになっております。即ち国民たると共に人間として完きものたる事を御命じになっております。

さらに翌11月30日に行なわれた第89回帝国議会において、前田文相が北玲吉議員に対して行なったつぎの答弁にも、この方針は貫ぬかれていた。そこには文部当局の一貫した、教育勅語護持の基本姿勢がみられた。

——私は機会ある毎に、もうして居るのでございますが、教育勅語を一遍謹読し直したらどうか、斯う云うことをもうして居るのでございます。教育勅語は一寸御話にもありました通り、国民と云うことも仰せられて居りますけれども、併しながら人の道と云うこと付ても非常に重く御説きになって居るのであります。……ほんとうに虚心坦懐にあれを謹読致しますと、あれは我々が国民であると共に、人たるの道を示し、国民たることも大切であるが、人たるの道が大切であると云うことを御示しになって居ると思いますので、そう云う方面に重きを置けと云うことを私は申して居ります。

以上のような文部当局の基本態度は、翌21(1946)年2月21日、文部省が主催して開催した地方教学課長会議の席上、田中耕太郎学校教育局長の行なった訓示に一層よくあらわれていた。

—— 次に、終戦後教育の根本たる教育勅語に対し疑を持ち、又は一部の教育者が元旦の詔書に依って教育勅語が廃せられたかの疑問を抱いて居る事を耳にして居ります。然しながら教育勅語は我が國の醇風美俗と世界人類の道義的な核心に合致するものであります。即ち教育勅語には個人、家族、社会及び国家の諸道德の諸規範が相当網羅的に盛られて居るのであります。それは儒教、仏教、基督教の倫理とも共通して居るのであります。中外に施して悖らずとは此の普遍性の事実を示したものに外ならないのであります。勿論其の徳目の列挙に於て又道徳意識の宗教的内面化に於て勅語は必ずしも完全であるとは申せないのですが、然し不完全は決して誤謬ではないのであります。従って今度の年頭の詔書も決して教育勅語の権威を否定するものでは無いのであります。即ち現在に於て教育勅語は決して無視されなければならないのであります。併しながら教育勅語の精神の発展は有り得るのであります。併しながら教育勅語の精神は一部分年頭の詔書に現われていると斯様に考えて居るのであります。

この訓示は当時文部当局者が教育勅語に対する、公式見解を示したものとして注目され、新聞にも報道されて少なからぬ世論の反響をよんだ。各層各界からも当然批判がなされたが、これに対して田中耕太郎は、また同年3月の朝日新聞紙上に、「教育勅語論議」（「教育と政治」所収）としてつぎのように反駁した。

——全国教学課長会議での、教育勅語に関する私の言説は、各方面的論議の的となつた。今本欄（朝日新聞声欄）の本田喜代治、三沢隆茂の両氏の批判に答えて、以て自分の意図を明確にする機会を与えられたことを私は喜ぶものである。現在の激動期に於て、自由主義、民主主義のスローガンの下に悪いものと共に総ての美きものまで玉石混淆的に「浴湯と共に子供まで流してしまう」危険が多分にあることは識者の深憂である。8月15日を境とする価値の転換、即ちそれ以前の真理は今や全部虚偽となり、其の以前の虚偽は今や全部真理になったと判断すること、其処に重大な思想的危機が潜在するのである。厳正な批判的態度を以て旧新それぞれに就き何が真か何が偽かを鑑別することが特に要請せられる。旧きも

の全部に「封建的」の、新しきもの全部に「民主的」のレッテルを貼り着ける態度は、進歩的でも科学的でもないのである。我々は近時一部教育者が元旦の詔書に依って教育勅語が廃止せられたかの疑問を懷いていることを耳にした。問題は勅語が其の内容よりして今日なお妥当性を有するか否かに存する。我々は此の道徳訓の形式と内容とを区別し、それが内容に於て、今や根こそぎに払拭せらるべき軍国主義的過激国家主義的要素を幾分でも包含しているか否かを冷静に検討しなければならない。教育勅語は国民に対する天皇の諭示の形式を採り、其処に「爾臣民」と云うような表現が用いられ、君臣の関係が際立って現われている。此の点に於て勅語にはパターナリズムの色彩が濃厚なこと疑を容れない。又両氏が力説せられたように、教育勅語が過去に於て司法権と同様に国家主義的方向に濫用せられ又文部当局や教育者が国民の盲目的服従の習慣を培うようにこれを援用したことに就ても私は同感を禁じ得ない。然しながらそれは濫用者、援用者の罪であり、責を或は天皇に或は教育勅語の内容に帰すべきものではないのである。過去の文教の方針の最も根本的な誤謬は、教育勅語に示された徳目が、陛下の御命令なるが故に真理なりとする思想と態度とに存していた。今や陛下の権威や國家の権力を以てしても悪を善と為し偽を真と為し能わぬこと、国民が若しそれに則るべきものとするなら、それは其の規範が「天地の公道」「人倫の大本」人間の道徳的良識即ち自然法に適うが故に即ち其の内容が且つ善且つ真なるが故に然ることを特に力説するを要するのである。教育勅語には個人道徳、家族道徳、社会道徳、国家道徳の諸規範が相当網羅的に盛られている。それは儒教仏教基督教の倫理とも共通している。「中外に施して悖らず」とは此の普遍性の事実を示したものであり、一部国粹主義者の解説したように、日本的原理の世界への拡張ではない。又「一旦緩急」云々は好戦的思想を現しているものではなく、其の犠牲奉仕の精神は何時の世にも何れの社会に於ても強調せられなければならない。其処には謙虚さこそあれ、何等軍国主義的過激国家主義的要素も存しない。勿論徳目の列挙に於て、又道徳意識の宗教的内面化に於て、勅語は必ずしも完全とは云えない。それは新時代に即応する新たな内容殊に自然法を網羅し尽しているものでもない。世界の平和人類の福祉への関心が示されて然るべきである。其の一部は元旦の詔書で補われたのだ。然し不完全は決して誤謬ではない。民主主義の下に於ても両親の訓戒、君主の命令だからと云って善が惡にもならない。良心を以ってそれを遵守することは封建的でもなく反動的でもない。我々は現時の思想的危機に直面し「封建的」とか「反動的」とかの常套的罵倒を甘受しつつ道徳的意識に合致するものを極力維持する勇敢さを我が智識階級に要求せざるを得ぬのである。

以上のような訓示ないしは説明あるいは反論は、単に關係当事者の個人

的見解を述べたものというよりも、当時の文部当局者の教育勅語に対する、基本態度を示したものであったことはいうまでもなかった。しかしこのような文部当局者の基本態度にも、時代の推移を反映して、次第に微妙な変化がみられるようになった。それはつぎのような、いくつかの理由に基づいていた。その第一は、総司令部が占領政策遂行上発表した諸指令と、教育勅語のあり方が本質的に合致しないことが明らかになつたためであった。いうまでもなくこれら諸指令の目的は、日本の各分野から軍国主義および国家主義を排除し、民主主義社会を確立することにあった。このような観点からみれば、従来伝統的に軍国主義、国家主義と結びついて支配力のあった教育勅語が、廃絶の方向で検討されなければならないのは当然のことであった。第二は、同21(1946)年1月の年頭に出された詔書によって、天皇の神格が否定され、天皇の人間宣言が行なわれたことであった。人間宣言を行なった天皇が、従前通り教育勅語を一方的に強要することは、民主教育の原理に適合しないのはいうまでもないことであった。第三は、総司令部が同21(1926)年3月に来日した米国教育使節団に対し、資料として提出した小冊子「日本の教育」(Education in Japan)に、教育勅語の「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」の部分が取りあげられ、教育勅語が日本の軍国主義、国家主義の教育原理として、屢々利用されていたことが指摘されたためであった。第四は、使節団報告書の第三章「初等及び中等学校の教育行政」のなかに、教育勅語は民主主義の教育原理に基づく日本の学校教育において、本質的に望ましくないことがつぎのように明確にされたためであった。

——勅語勅諭を儀式に用いることと、御真影に敬礼する慣行は、過去において生徒の思想感情を統制する、力強い方法であって、好戦的国家主義の目的に適っていた。このような慣例は停止されなくてはならない。このような手段の使用に關係のある儀式は、人格の向上に望ましくないものであり、民主主義的日本の学校教育に反するものと我々は考える。

しかし一方ではこうした諸状勢の動向にもかかわらず、教育勅語に代わる、新教育勅語の再奏請を行ないたいとする意見もないわけではなかつた。その代表的なものは、米国教育使節団に協力した、日本側教育家委員会の見解であった。この見解は同委員会が文部省に提出した報告書に、「教育勅語に関する意見」として、つぎのように述べられていた。

——従来の教育勅語は天地の公道を示されしものとして決して、謬りにはあらざるも、時勢の推移につれ国民今後の精神生活の指針たるに適せざるものあるにつき、更めて平和主義による新日本の建設の根幹となるべき国民教育の新方針並びに国民の精神生活の新方向を明示したもう如き詔書をたまわり度きこと。

しかし同じころこれが文部当局者の従来までの基本姿勢に、最も大きな変化をもたらす原因となつたものであったが、それは新憲法が成立し天皇の地位も明らかとなり、教育の基本事項はすべて法律によらなければ、実施できないことが明確になつたことであった。このことが直接の契機ともなり、世論の動向もこれを支持して、文部当局の従来までの基本方針は、これより以後教育勅語廃絶の方向に微妙に変化することになった。その変化の経緯はつぎにあげる、文部当局のいくつかの動向によくあらわれていた。その第一は同21(1946)年4月15日、安倍能成文相が行なつた「アメリカ教育使節団報告書について」と題する放送談話にみられた。この時の文相の放送談話には、従来文部当局がとつてゐた教育勅語護持の積極的姿勢はみられず、新教育勅語再奏請についても、確言を避けて消極的態度に変わつてゐた。

——教育勅語は明治天皇が下された、国民の守るべき道徳の大本を示された立派な教えであり、……有難いお教えである。これが戦時中ゆがめられ武断的道具に使われたことは遺憾であった。新しい勅語を下されるかどうかは全く陛下の思召で私が決定することではないが、勅語はそれが天地の公道により人間の本性に基づくものであるがためで、それが天皇の下し賜つたために徒らに拝跪すべきものではあるまい。

このような文部当局の基本態度の変化について、当時の教育新聞（昭和21年5月4日付）は、つぎのような批判的見解を述べて批評した。

——ここにはしなくも安倍文相自体が、之が奏請について二重の混乱を招いていることが暴露した。即ちかつて、新教育勅語は国民の輿論を俟ってそれが奏請等を考慮するといい、今回文部記者団との会見の席上に於ては、新勅語を賜ることは陛下の思召によるもので、私の今口にすべきものではないとの見解をひれきした。

これらの例からも明らかなように、文部当局者の教育勅語に対する基本姿勢は、当時の時代の趨勢を反映して、次第に大きく変化していった。安倍能成はその著書「戦後の自叙伝」のなかで、後年当時の状況の推移をつぎのように回想して述べていた。

——今一つ言いたいのは、教育勅語の問題である。3月21日の全国教学課長会議の時、田中教育局長は、政治権力を超越し、教育勅語の普遍的精神に則る、文教方針を指示したが、私も他の場合教育勅語に対するうって変った非難に対して弁護を試みたこともあった。やがて来るアメリカ教育使節に協力すべき日本側委員会の議長だった南原繁は、その委員会で新しい教育勅語を奏請しようとの議を出し、天野貞祐と故柿沼昊作（東大教授、医学博士）とは、天皇の名を煩わしたくない意味で反対したという。しかし委員会は今までの勅語の如く徳目羅列的でなくて人間の本質に基づける、命令的でない民主的な新勅語の下附を、多数の意見として提出して居たが、ひとり共産党は勅語に対する絶対的反対を表明した。…アメリカの輿論も大分皇室抹殺に傾いて居たらしいが、進駐後日本の実情を見るにつれて、総司令部の連中も考えたらしく、現にダイク代将も私に向って新勅語の下附を勧めたことがあり、私自身手狭な御文庫の御住居で陛下に謁して、その事を申し上げたこともあるが、時勢の推移はやはり私にそれを不適当だと思わせるようになり、その沙汰もいつしかやんだ。

一方こうした状況の経過のなかで、教育刷新委員会第1特別委員会は、教育勅語の取扱いについて、(1)式日に際して学校儀式での奉読を禁止する、(2)その他の場合に奉読することは差支えないが、必要以上に敬礼したり、神がかり的な取扱いは禁止するとの結論を出し、同21(1946)年9月27日の第四回総会に報告した。文部省側もこれをうけ翌10月8日、勅語及び

詔書の取扱について、直轄学校長と地方長官宛に通知した。この通達の内容をみてもわかるように、文部当局の教育勅語に対する基本態度は、終戦後一年余の曲折を経てようやく根本的に変化した。教育勅語についての論議も、一応ここで事実上終止符が打たれた。

——標記の件に関して、往々疑義をもつ向もあるから、左記の通り御了知の上御措置相成り度い。(1)教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考え方を去って、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を探るべきこと。(2)式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。(3)勅語及詔書の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、その保管及奉読に当っては之を神格化するような取扱をしないこと。

教育勅語はこうして、教育の場における支配的地位を失い、一方同22(1947)年3月31日にはこれに代わる教育基本法が公布された。さらにつづく同翌23(1948)年6月19日には、衆議院本会議において、教育勅語廃絶のための教育勅語等の排除に関する決議が議決された。こうした状況の推移のなかで、明治以来教育の泉源として、国民教育にかつてない影響力をもった教育勅語も、ついに廃絶されることになった。衆議院で議決された教育勅語廃絶に関する決議全文は、つぎのとおりであった。

——民主平和国家として、世界史的建設途上にあるわが国の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底にもっとも緊要なことは教育基本法に則り教育の革新と振興とをはかるにある。しかるに、既に過去の文書となっている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わったる勅語その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であったがためである。思うにこれらの詔勅の根本理念が主権者並びに神話的國体觀に基いている事実は明らかに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもとなる。よって憲法第18条の本旨にしたがい、ここに衆議院は院議を以てこれらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないと宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し排除の措置を完うすべきである。

また参議院においても衆議院が議決を行なったと同日、つぎのような教育勅語等の失効確認に関する決議を採択した。

——われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及び、わが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払しょくし、真理と平和とを希求する人間を育成する、民主主義的教育理念をおごそかに宣言した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜わりたる勅諭戊申詔書青少年学徒に賜わりたる勅語その他の詔勅とともに、既に廃止せられその効力を今日なお保有するかの疑いを懷く者あるをおもんばかり、われらはそれらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔書の謄本をもれなく回収せしめる。われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期す。

(四) 基本法の成立 教育基本法は直接的には、新憲法に教育規定が設けられたこと、間接的には教育勅語の廃絶という、二つの要因を背景として誕生した。これはいいかえれば教育基本法によって、(1)新憲法の理想と精神を、戦後教育の根本法という形で法制化した、(2)教育勅語に代わる新時代の教育理念を、意図的、具体的に確立展開したということであった。このような教育基本法は、概要つぎのような経緯のなかで成立した。(1)昭和21(1946)年9月13日の教育刷新委員会第二回総会で、文部当局が教育根本法(仮称)を、つぎの議会に提出する意図のあることを明確にした。その際その構想の要点として、真理を真理として追究する、個人の人格を尊重する、教育の機会均等、義務教育、宗教的情操の涵養などの条項をあげた。(2)同年9月20日の第三回総会で、文部当局は審議の参考に供するため、さらにつぎのような基本構想の要点を明らかにした。その内容は教育の機会均等、女子教育、義務教育、政治教育、学校教育、公私立学校の同一の取扱、教師の使命、身分、待遇、教育行政などとなっていた。(3)教育刷新委員会第1特別委員(芦田均、島田孝一、天野貞祐、河井道、関口鯉吉、務台理作、森戸辰男)は、教育の根本理念について調査審議した結果、同年

11月29日の第13回刷新委員会総会に、内閣総理大臣宛建議案と教育基本法参考案を提出した。内閣総理大臣宛建議案は、当日の総会で採択され、同年12月27日に建議された。その建議案「教育の理念及び教育基本法に関すること」の全文は、つぎのとおりであった。

——(一)教育基本法を制定する、必要があると認めたこと。(二)教育理念は、おおよそ左記のようなものとして、教育基本法の中に、教育の目的、教育の方針として、とりいれること。(1)教育の目的 教育は、人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家、及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。(2)教育の方針 教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと。(三)教育基本法には、この法律の制定の由来、趣旨を明らかにするため、前文を附することとし、その内容はおおむね左のようなものとすること。(1)従来の教育が画一的形式に流れた欠陥を明らかにすること。(2)新憲法の改正に伴う民主的文化国家の建設が教育の力にまつことをのべ、新教育の方向を示すこと。(3)この法律と憲法及び他の教育法令との関係を明らかにすること。(4)教育刷新に対する国民の覚悟をのべること。(四)教育基本法の各条項として、おおむね左の事項をとりいれ、新憲法の趣旨を敷えんするとともに、これらの事項につき原則を明示すること。(1)教育の機会均等 (2)義務教育 (3)女子教育 (4)社会教育 (5)政治教育 (6)宗教教育 (7)学校の性格 (8)教員の身分 (9)教育行政。(五)前項に示した教育基本法の各条項の内容については、総会、各特別委員会の審議の結果をとり入れること。(六)文部省において、右の趣旨に則って、教育基本法案を作成されること。

なお同年11月29日の総会に、内閣総理大臣宛建議案とともに、第1特別委員会が提出した「教育基本法要綱案」(参考案) 全文はつぎのような内容になっていた。

——教育は、真理の開明と、人格の完成とを期して、行なわれなければならない。従来、わが国の教育は、ややもすればこの自覚と反省とにかけるところがあり、とくに真の科学的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、德育が形式に流れ、教育は自主性を失い、ついに軍国主義的、又は、極端な国家主義的傾向をとるに至った。この誤りを是正するためには、教育を根本的に刷新しなければならない。

さきにわれらは、憲法を根本的に改正し、民主的文化国家を建設して、世界平和に寄与する基礎を築いた。この大業の成就は、一に教育の力にまつべきものであって、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求する人間の育成を期すると共に、普遍的にして、しかも個性ゆたかな、伝統を尊重して、しかも創造的な、文化をめざす教育が普及徹底されなければならない。われらは、ここに、教育の目的を明示して、新日本教育の基本を確立すると共に、新憲法の精神に則り、それと関連する諸条項を定めるために、教育基本法を制定する。われら国民はすべて、この自覚の下に、教育の目的の実現に向って、不斷の努力をいたさんことを期するものである。(1)教育の目的 教育は、人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたっとび、勤労と平和を重んずる心身ともに健康な国民の育成を期するにあること。(2)教育の方針 教育の目的は、あらゆる機会と、あらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力とによって、文化の創造と発展とに貢献するよう努めなければならないこと。(3)教育の機会均等 すべて国民は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地の如何に拘わらず、法律の定めるところにより、その能力と適性とに応じて、均等に教育を受ける機会が与えられなければならないこと。国及び公共団体は、能力あるに拘わらず、経済的理由によって修学困難な者に対し、法律の定めるところにより、育英の方法を講じなければならないこと。(4)女子教育 男女は、お互に敬重し、協力し合わなければならないもので、教育上原則として平等に取り扱わるべきものであること。(5)義務教育 国民は、法律の定めるところにより、その保護監督する子女に、満六才より満十五才まで九ヶ年の普通教育を受けさせる義務を負うこと。国又は公共団体が設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しないこと。(6)政治教育 政治的教養の啓発は、教育上これを尊重しなければならない。但し、法律に定める学校は、特定の党派的政治教育及び活動をしてはならないこと。(7)宗教教育 宗教的情操のかん養は、教育上これを重視しなければならない。但し、官公立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと。(8)学校の公共性と自主性 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は公共団体の外、法律の定める法人のみがこれを設置することができるものとすること。学校は、教育の使命を達成し、学園の秩序を保持するために必要な規則を定めることができるものとすること。(9)教員の身分 法律に定める学校の教師は、公務員としての性格をもつものであって、自己の使命を自覚して、その職責の遂行に努めなければならない。これがため、法律の定めるところにより、その身分が保障せられ、待遇の適正が期せられなければならないこと。(10)教育行政 教育行政は、学問の自由と教育の自主性とを尊重し、教育の目的遂行に

必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならないこと。(1)社会教育国及び公共団体は、教育の目的を達成するため、家庭及び学校における教育活動の外、あらゆる手段方法による教育の実施に努力しなければならないこと。工場、事業場その他勤労の場においてなされる教育の施設は、国及び公共団体によって奨励さるべきであること。新聞、出版、放送、映画、演劇、音楽その他の文化施設は、教育的考慮の下になされることが望ましいこと。

(4)こうして文部当局は教育刷新委員会の建議をうけ、以上の基本法参考案を参照して法文化を急いだ。その草案は翌22(1947)年3月4日の閣議で審議決定され、翌5日には新聞によって一般にも周知された。その法案内容はつぎのとおりであった。

——われらは、さきに憲法を改正し、民主的、文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉とに貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしても個性豊かな、伝統を尊重してしかも創造的な文化をめざす教育を普及徹底せしめなければならない。ここに教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するとともに、新憲法の精神に則り、それと関連する諸条項を定めるために教育基本法を制定する。第1条(教育の目的)教育は、人間性の開発をめざし、民主的、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和とを重んずる心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。第2条(教育の方針)教育の目的は、ありとあらゆる場合を通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力とによって、文化の創造と発展とに貢献するよう努めなければならない。第3条(教育の機会均等)国民は、ひとしくその能力と適性とに応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないもので、教育上、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地の如何によって差別されない。国及び公共団体は、能力あるにかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対し、育英の方法を講じなければならぬ。第4条(義務教育)国民は、その保護する子女に、満六歳より満十五歳まで九ヶ年の普通教育を受けさせる義務を負う。国又は公共団体が設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。第5条(女子教育)男女はお互に敬愛し、協力しあわなければならないもので、男女の共学は認めなければならない。第6条(社会教育)国及び公共団体は、教

育の目的を達成するため、家庭及び学校における教育活動の外、あらゆる手段方法による教育の実施に努力しなければならない。工場、事業場、その他国民の勤労の場においてなされる教育の施設は、国または公共団体によって奨励されなければならない。第7条（政治教育）良識ある公民たるに必要な政治教養は、教育上これを尊重しなければならない。但し、学校教育法に定める学校は、特定の政党を支持または反対するための政治的偏見を教え、または政治的活動をしてはならない。第8条（宗教教育）宗教的情操は、教育上これを重視しなければならない。但し、官公立の学校は、特定の宗派を支持または反対するための宗教教育を行い、または宗教的活動をしてはならない。第9条（学校の性格）学校教育法に定める学校は、公の性質をもつものであって、国または公共団体の外、法律の定める法人のみがこれを設置することができる。第10条（教員の身分）学校教育法に定める学校の教員は、公務員としての性格をもつものであって、自己の使命を自覚して、その職責の遂行に努めなければならない。このため、教員の身分は保障され、待遇の適正が図られなければならない。第11条（教育行政）教育は不当な政治的または官僚的支配に服すことなく、国民に対し独立して責任を負うべきものである。教育行政は、右の自覚のもとに、学問の自由を尊重し、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標にして行われなければならない。第12条（補則）この法律における諸原則を実施するために、必要なる場合には、適当な法律が制定されなければならない。附則 この法律は、公布の日からこれを実施する。

(5)以上の教育基本法案に対して、同22(1947)年3月13日の第92回帝国議会で、文部当局は審議にさき立って、つぎのように提案理由を説明した。

——次にこれを固めまするにあたりましては、これまでのよう、詔勅、勅令などの形式をとりまして、いわば上から与えられたものとしてではなく、国民の盛り上りまする総意によりまして、いわば国民みずからるものといたしまして定めるべきものといたしまして、国民の代表者をもって構成せられておりまする議会におきまして、討議確定するために、法律をもっていたすことが新憲法の精神に適うものといたしまして、必要かつ適当であると存じた次第であります。さらに新憲法に定められておりまする教育に関するある諸条文の精神を一層敷衍具体化いたしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのであります。

これとともに教育基本法が教育宣言的性格をもち、そのため異例の前文をつけることになった点については、つぎのような趣旨説明を行なった。

——この法案は教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られましょ
うし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するという意
味におきまして、実質的には、教育に関する根本法たる性格をもつものであると
申し上げ得るかと存じます。従って本法案には、普通の法律には異例であります
ところの前文を附した次第であります。

(6)その後25名の特別委員会に付託され、審議した結果原案どおり決定、同年3月25日の本会議に提案可決された。教育基本法は概要以上のような経緯を経て、第92帝国議会で成立、同年3月29日に裁可、3月31日法律第25号として公布された。その全文を英文で示すとつきの通りであった。

——Having established the Constitution of Japan, we have shown our resolution to contribute to the peace of the world and welfare of humanity by building a democratic and cultural state. The realization of this ideal shall depend fundamentally on the Power of education. We shall esteem individual dignity and endeavor to bring up people who love truth and peace, while education which aims at the creation of culture, general and rich in individuality, shall be spread far and wide. We hereby enact this Law, in accordance with the spirit of the Constitution of Japan, with a view to clarifying the aim of education and establishing the foundation of education for new Japan.

ARTICLE 1. (Aim of Education) Education shall aim at the full development of personality, striving for the rearing of the people, sound in mind and body, who shall love truth and justice, esteem individual value, respect labor and have a deep sense of responsibility, and be imbued with the independent spirit, as builders of a peaceful state and society.

ARTICLE 2. (Educational Principle) The aim of education shall be realized on all occasions and in all places. In order to achieve the aim, we shall endeavor to contribute to the creation and development of culture by mutual esteem and co-operation, respecting academic freedom, having a regard to actual life and cultivating a spontaneous spirit.

ARTICLE 3. (Equal Opportunity in Education) The people shall all be given equal opportunities of receiving education according to their ability, and they shall not be subject to educational discrimination on account of race, creed, sex, social status, economic position, or family origin. The state local public bodies shall take measures to give financial assistance to those who have, in spite of their ability, difficulty in receiv-

ing education for economic reasons. ARTICLE 4. (Compulsory Education) The people shall be obligated to have boys and girls under their protection receive nine year's general education. No tuition fee shall be charged for compulsory education in schools established by the state and local public bodies. ARTICLE 5. (Coeducation) Men and women shall esteem and co-operate with each other. Coeducation, therefore, shall be recognized in education. ARTICLE 6. (School Education) The schools prescribed by law shall be of public nature and, besides the state and local public bodies, only the juridical persons prescribed by law shall be entitled to establish such schools. Teachers of the schools prescribed by law shall be servants of the whole community. They shall be conscious of their mission and endeavor to discharge their duties. For this purpose, the status of teachers shall be respected and their fair and appropriate treatment shall be secured. ARTICLE 7. (Social Education) The state and local public bodies shall endeavor to attain the aim of education by the establishment of such institutions as libraries, museums, citizen's public halls, et cetera, by the utilization of school institutions, and by other appropriate methods. ARTICLE 8. (Political Education) The political knowledge necessary for intelligent citizenship shall be valued in education. The schools prescribed by law shall refrain from political education or other political activities for or against any specific poltical party. ARTICLE 9. (Religious Education) The attitude of religious tolerance and the position of religion in social life shall be valued in education. The schools established by the state and local public bodies shall refrain from religious education or their activities for a specified religion. ARTICLE 10. (School Administration) Education shall not be subject to improper control, but it shall be directly responsible to the whole people. School administration shall, on the basis of this realization, aim at the adjustment and establishment of the various conditions required for the pursuit of the aim of education. ARTICLE 11. (Supplementary Rule) In case of necessity appropriate laws shall be enacted to carry the foregoing stipulations into effect. (Supplementary Provision) This law shall be enforced on and from the day of its promulgation.

教育基本法は以上示したように、教育宣言的内容をもつ前文と、第1条 教育の目的、第2条教育の方針、第3条教育の機会均等、第4条義務教育、

第5条男女共学、第6条学校教育、第7条社会教育、第8条政治教育、第9条宗教教育、第10条教育行政、第11条補則とから成り立っていた。これら全条にみられる基本法の特徴は、基本法のもつた三つの根本性格であった。その第一は、教育基本法の法律主義ともいべき基本性格であり、この点は従前の勅令主義の教育施制と比較し、基本法の画期的特徴であった。第二は、教育基本法の教育宣言的性格、第三は、教育基本法の教育憲法的性格ともいえる特異点であった。戦後日本の教育は、以後すべてこの根本法を基礎に実施改革されることになった。

7. 学校教育法の成立

(一) **学校教育法** 戦後日本の教育は敗戦を直接の契機として、連合国占領施策、米国教育使節団報告書の勧告、新憲法の教育規定、教育基本法の成立、教育勅語の廃絶など、これら一連の動因によって教育の全領域でかつてない大きな変革をとげた。このうち教育改革の理念的淵源とされたのは、新憲法と教育基本法の諸条項であったが、それを現実化し教育施制を推進展開したのは、昭和22(1947)年3月31日に公布された学校教育法であった。

以上述べたような学校教育法が成立し、学制改革が行なわれるに至る背景には、概要つきのような歴史的経緯と社会的推移があった。(1)戦時中軍事教育を中心していた青年学校が、敗戦後事実上廃校となり、その取扱いをめぐる論議を契機に、国民教育の観点から青年教育の振興の問題が緊急の課題とされるようになった。このことが直接の発端となって、次第に学制改革の気運が社会各方面で醸成勃興した。(2)一方民主主義の観点から教育の機会均等、義務教育期間の延長などの問題が論議され、これとの関連で学制改革の諸問題が広く一般にも注目されるようになった。(3)さらに戦後の顕著な動向の一つとして、女子教育の刷新強化が叫けばれ、これと関連して学制改革の論議が昂揚した。女子教育の振興がこの頃とりわけ注

目されたのは、戦後の風潮を反映し、従来屢々女子教育が不当に軽視、差別されてきたことに対する改善を求める世論のためであった。文部省も同20(1945)年12月の閣議で、つぎのような女子教育刷新要綱を決定し、このような世論の動向を先導していた。

——(一)方針 男女間に於ける教育の機会均等、及教育内容の平準化並に男女の相互尊重の風を促進することを目途として女子教育の刷新を図らんとす。(二)要領 差当り女子に対する高等教育機関の開放並に女子中等学校教科の男子中等学校に対する平準化を図り且つ大学教育に於ける共学制の採用を目途として左の措置をなさんとす。(三)措置 (1)差当り女子の入学を阻止する規定を改廃し女子大学の創設並に大学に於ける共学制を実施す。(2)大学々部入学資格に關し文部大臣の指定する女子専門学校卒業者等に付其の入学資格を有する如く措置すること。(3)大学々部入学順位に關し當分の間文部大臣の指定する女子専門学校卒業者等に付高等学校高等科卒業者と同順位たらしむる如く措置すること。(4)大学予科入学資格に關し高等女学校卒業者等に付其の入学資格を有する如く措置すること。(5)現に存する女子専門学校中適當なるものは女子大学たらしむる如く措置すること。(6)女子高等学校の創設は追つて之を考慮するものとし差当り現に存する女子専門学校、高等女学校高等科及専攻科中適當なるものは其の教科を高等学校高等科と同等のものたらしむる如く措置すること。(7)高等女学校の教科を中学校と同程度のものとなす。(1)基本的教科の構成を中学校と同等たらしむること。(2)基本的教科目に關する授業日数、毎週教授時数を中学校と同等たらしむること。(3)教科書は中学校と同一のものたらしむるを建前とすること。(8)女子青年学校の教育内容及修業年限を男子青年学校と同等たらしむ。(9)大学高等専門学校の講義を女子に対して開放す。(1)女子に対し各学部等の講義に付聴講生制度を採用すること。(2)教養向上、政治教育、科学教育等に関する大学専用学校等に於ける拡張講座を開設し一般女子にも之を開放すること。

(4)学制改革の論議はまた戦後に至り、戦争協力の教師の反省とも関連し、教員養成（師範教育）制度に対するきびしい批判に誘発されて注目された。事実日本の教員養成（師範教育）制度は、明治以来幾多の欠陥をもっており、ことに第二次世界大戦当時の師範教育は、国家主義、軍国主義を中心とした、戦争協力のための教育を行なっていた。教員養成制度の再検討と学制改革の論議は、このような反省のうえに立って、教育水準の向上と教員養成は大学において行なうこととするとの方向でなされた。(5)さらに学

制改革の論議は、戦後私立学校の振興の問題が注目されるようになったこととも関連して昂揚した。私立学校の振興の問題が注目されたのは、従来私立学校が国民教育に大きな比重を占めていたにも拘わらず、屢々国公立諸学校とくらべ、不当に差別、軽視されていたことに気づかれはじめたことによっていた。(6)これら学制改革の論議の動向に、一層決定的な影響力をもったのは、昭和21(1946)年3月米国教育使節団が来日し、同翌4月に発表された教育使節団報告書の勧告であった。この報告書は民主主義教育を基礎理念に、六年制の初等学校、三年制の下級中学、そのうえに三年制の上級中学を設けること、希望者はすべて入学させること、大学など高等教育機関は一部の特権階級から広く国民に開放すること、教員養成学校を大学程度にまで引きあげることなどを勧告していた。以上このような勧告が出されたことを契機に、これまでの学制改革の論議は一応整理統合され、その後はこの勧告の趣旨を出発点として、教育施制の具体的諸論議が推進された。(7)例えば米国教育使節団に協力する目的で構成された日本側教育家委員会のまとめた、学校体系に関する意見についての二つの参考案も、そのあらわれの一つであった。その参考案全文は米国教育使節団に協力すべき日本側委員会報告書によれば、つぎのようになっていた。

——(一)第一案 (1)満四才より六才に到るまで二ヵ年間を、幼稚園教育の期間とし、満五才より六才に到る一ヵ年間を、出来るならば義務制にすること。(2)満六才より六年制の小学校に入学せしめ、これを義務制とすること。(3)小学校の上に三年制の初級中学校(単に中学校としてもよい)を置き、これを義務制とすること。但し初級中学校に於ては職業別の学校種別を設けず、主として普通教育を行う学校とすること。(4)三年制の初級中学校の上に、一方に三年制の上級中学校(高等学校としてもよい)を設けるとともに、他方三年制の青年学校(全日制)を設けること。而して上級中学校へ入学しない者は總て青年学校に入学せしめるここと。なお上級中学校及び青年学校中には職業別の学校種別をも認めること。(5)三年制の上級中学校の上に四年制又は五年制の大学を設けること。而して上純中学校の卒業生にはその学校種別の如何を問わず等しく大学への入学資格を認めること。(6)三年制の青年学校の上に三年制の研究科を置き、研究科修了者に対して上級中学校卒業生と同等に大学の資格を認めること。(7)大学は一般には最高教育

機関とするも、更に学術の理論及びその応用を一層深く攻究せんとする者の為に総合大学に大学院を設け、ここに於てその研究を助成するとともに、我が国学術の発達に資すること。而して大学院への入学資格は何れの大学の卒業生にも同等に与えられること。(8)師範学校（現行）は總てこれを改造して、教育大学とし、教育大学への入学資格は他の大学と同様にすること。而して教育大学の卒業生は小学校及び初級中学校の教員となり得ることとともに、他の大学の卒業生も一定の試補期間を経たる後これ等の学校の教員たり得ることとすること。上級中学校の教員資格は大学卒業後一定期間専門学科の研究に従事し、国家試験（科目別教員検定）に合格したる者に認めること。(二)第二案 第一案と大差なきも、第一案に初級中学校三年、上級中学校三年、青年学校三年とあるを初級中学校二年、上級中学校四年、青年学校四年とせんとするものである。

(8)その後教育刷新委員会は、さらに学校体系について工夫検討を進めることとなり、下級学校体系については第2特別委員会において、上級学校体系については、第5特別委員会において調査審議することにした。この結果まず第2特別委員会は、昭和21(1946)年10月16日、六年制の初等学校と三年制の下級中学校をいずれも義務教育とすることに決定し、同月18日の総会に報告した。また第5特別委員会では、三年制の高等学校と大学は四年制とすることを同年12月上旬に決定、このような委曲のなかで六、三、三、四学制の基礎となる学校体系の原案が作成された。教育刷新委員会はこの原案を同年12月20日の総会で採択し、同月27日学制に関することとして内閣総理大臣に建議した。その建議は教育刷新委員会要覧によればつぎのとおりであった。

——(一)国民学校初等科に続く、教育機関について（昭和21年12月20日第16回総会採択）(1)国民の基礎教育を拡充するため、修業年限三ヵ年の中学校（仮称）を置くこと。(2)右の中学校は、義務制とすること、全日制とすること、男女共学にすること。(3)校舎は、独立校舎とすること。(4)校長及び教職員は、専任とすること。(5)各市町村に設置すること。(6)教育の機會均等の趣旨を徹底させるため、国民学校初等科に続く学校としては、右の中学校のみとすること。(7)右の中学校制度は、昭和22年4月から、これを実施すること。(8)右の実施に関しては、適当な経過的措置を講ずること。(二)中学校に続くべき教育機関について（昭和21年12月27日第17回総会採択）(1)3年制の高等学校（仮称）を設ける。但し、四年制五年

制のものを設けても差支えないこと。(2)右の高等学校には、全日制のものと定時制のものとあること。(3)右の高等学校は、必ずしも男女共学でなくてもよいこと。(4)右の高等学校は、普通教育並びに専門教育を行うものとすること。(5)男女十八才未満の者は、一ヵ年一定時間の普通教育を受けるものとすること。(三)高等学校に続く教育機関について(昭和21年12月27日第17回総会採択)(1)高等学校に続く学校は、四年の大学を原則とすること。但し、大学は三年又は五年としてもよい。(2)大学には研究科又は研究所を設けることができる。この研究科又は研究所は、大学を卒業して後特に学問の研究をなす者を収容するものとすること。(四)教員養成について(昭和21年12月27日第17回総会採択)教員の養成は、総合大学及び単科大学において、教育学科を置いてこれを行うこと。

(9)教育刷新委員会の建議をうけた文部省は、これを基礎に学校教育法案の作成を急ぎ、翌22(1947)年1月17日内閣総理大臣にその草案を提出した。学校教育法の制定理由は、「民主教育」第二巻第三号によれば大要つぎのようになっていた。

——憲法改正に伴い、民主的、文化国家建設の根基に培うため、学制の根本的改革を断行し、義務教育の年限を延長し、教育の機会均等を保障すると共に、男女の差別待遇を撤廃し、複雑多岐な従来の学制の単純化を図り、以て我が国学術文化の進展に寄与するため、ここに学校教育法を制定する必要あるためである。

(10)学校教育法の草案は全10章と付則を合わせ、計114条となっていた。その概要は第1章総則、第2章小学校、第3章中学校、第4章高等学校、第5章大学、第6章盲学校及び聾学校、第7章養護学校、第8章幼稚園、第9章雑則、第10章罰則および他に付則となっていた。第1章総則と第2章小学校、第3章中学校の草案全条を示すとつぎのとおりであった。

——(一) 第1章 総則 第1条 国、地方公共団体、又は私人は、学校を設置することができる。第2条 学校の設置者は、学校の種類に応じ、命令の定める設置基準にしたがい、学校を設置しなければならない。第3条 私人が、学校を設置しようとするときは、この法律に特別の定めある場合を除いては、民法によって財団法人を設立しなければならない。第4条 国立学校及びこの法律によって設置義務を負う者の設置する学校の外、学校(大学の学部及び大学院を含む)の設置廃止及び設置者の変更、その他命令で定める事項は、監督庁の認可を受けな

ければならない。第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めある場合を除いては、その学校の経費を負担する。第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。但し、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校は、授業料を徴収することができない。授業料その他の費用徴収に関する事項は、命令でこれを定める。第7条 監督庁は、学校の設置者に対して、学校の増設、拡張及び整理に関し、必要な命令をすることができる。第8条 私立学校は、この法律に特別の定めある場合を除いては、都道府県教育長の監督に属する。第9条 学校には、校長、相当数の教員及び事務職員を置くことを常例とする。第10条 左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。(1)禁錮以上の刑に処せられた者 (2)破産者で復権を得ない者 (3)懲戒によつて免職に処せられ、二箇年を経過せず又は懲戒を免除されない者 (4)教員免許状取り上げの処分を受け、又は第12条の規定によつて解職を命ぜられ二箇年を経過しない者 (5)昭和21年勅令第263号による教職不適格者 (6)性行不良と認められる者。校長及び教員の資格に関する事項は、命令でこれを定める。第11条 私立学校においては、校長若しくは学校を代表して校務を掌る者を定め、監督庁の認可を受けなければならない。第12条 私立学校の校長、学校を代表して校務を掌る者及び教員であつて、不適當と認めたときは、監督庁はその解職を命ずることができる。第13条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。第14条 学校においては、学生、生徒及び児童並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない。身体検査及び衛生養護の施設に関する事項は、命令でこれを定める。第15条 左の場合においては、監督庁は、公立又は私立の学校の閉鎖を命ずることができる。(1)法令の規定に違反したとき (2)安寧秩序を乱し又は風俗を壊乱する虞のあるとき (3)六箇月以上規定の授業をしないとき (4)法令の規定により監督庁のした命令に違反したとき
第16条 この法律に掲げる以外の学校は、各種学校とする。各種学校については、命令でこれを定める。第17条 監督庁において、学校の授業を行うものと認めたときは、その旨を関係者に通告して、この法律の規定によらせることができる。
第18条 公立又は私立の学校の設備、授業及びその他の事項であつて、教育上有害であると認めたときは、監督庁は、その変更を命ずることができる。第19条 公立又は私立の学校は、毎会計年度の開始二箇月前に収支予算を定め、毎会計年度の終了後二箇月以内に収支決算を定め、監督庁に届出なければならない。収支予算に重大な変更を加えようとするときも、また同様とする。監督庁は、必要と認めるときは、収支予算の変更を命ずることができる。第20条 学齢子女を使用する者は、その使用によつて、その子女の義務就学を妨げてはならない。第21条

学校には、社会教育に関する施設を附置することができる。(2) 第2章 小学校
第22条 小学校は、初等普通教育を施すこととする。第23条 小学校の修業年限は、六年とする。第24条 小学校の教科は、国語科、社会科、算数科、理科、音楽科、美術科、家庭科、体育科及び自由研究とする。第25条 小学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならない。但し、当分の間、文部省において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない。
前項の教科用図書について特別の必要のある場合においては、命令でこれを定める。第26条 小学校の教則、編制及び設備は、命令でこれを定める。第27条 保護者（子女に対して親権を行うもの、親権を行う者のないときは、後見人又は後見の職務を行う者をいう。以下同様とする）は、児童の満六才に達した日の翌日以後における最初の学年の始めより、満十二才に達した日の属する学年の終りまでこれを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。
第28条 前条の規定によつて就学させられなければならない児童（学齢児童と称する。以下同様とする）であつて、心身の正常でないため、盲学校、聾学校又は養護学校にも就学させることができないと認められる学齢児童の保護者及び病弱又は発育不完全、その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村教育長は、命令の定めるところにより、都道府県教育長の認可を受けて、前条に規定する保護者の義務を、猶余又は免除することができる。第29条 第39条の規定により、小学校設置の義務を免除された区域内の学齢児童の保護者は、第27条に規定する保護者の義務を免除されたものとする。
第30条 経済的理由によつて就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。第31条 小学校長は伝染病に罹り若しくはその虞のある児童又は性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童が小学校に出席することを停止することができる。第32条 子女で年齢が小学校入学の始期に達しない者は、これを小学校に入学させることはできない。第33条 小学校には校長教諭養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。(1)校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。(2)教諭は、校長の命を受け、児童の教育を掌る。(3)養護教諭は、校長の命を受け、児童の養護を掌る。(4)事務職員は、校長の命を受け、事務に従事する。第34条 小学校には、嘱託教諭を置くことができる。嘱託教諭は、校長の命を受け、教諭の事務を助ける。第35条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。第36条 町村が、前条の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、市町村学校組合又は町村学校組合を設けることができる。第37条 町村が、前2条の規定によることを不可能又は不適当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村、市町村学校組合又は町村学

校組合に委託することができる。第38条 町村が、前2条に規定する負担にも堪えないと都道府県教育長が認めるときは、都道府県は、その町村に対して、相当の補助を与えなければならない。第39条 都道府県教育長は、町村が前条の規定にもよることができないと認めるときは、その町村に対し、小学校設置の義務を免除することができる。第40条 公立又は私立の小学校は、都道府県教育長の監督に属する。(二) 第3章 中学校 第41条 中学校は、中等普通教育を施すことを目的とする。第42条 中学校の修業年限は、三年とする。第43条 中学校の教科は、国語科、社会科数学科、理科、体育科、音楽科、美術科及び職業科とする。第44条 保護者は、生徒が小学校を修了した日の翌日以後における最初の学年の始めより、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。前項の規定によつて就学させられなければならない生徒は、学齢生徒と称する。以下同様とする。第45条 中学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。第46条 中学校には、養護教諭を置くことができる。第47条 第25条及び第26条、第28条乃至第31条、第33条第2項乃至第5項及び第34条乃至第40条の規定は、中学校について、これを準用する。

(1)この草案はその後学校教育法政府原案となって、同22(1947)年3月17日の衆議院本会議に上程された。その提案理由は高橋誠一郎文相の行なった説明「第92回帝国議会衆議院議事速記録」(官報号外、昭和22年3月18日付)によれば、あらましつぎのようであった。

——政府は、民主的な平和国家、文化国家建設の根基をなします教育の重要性に鑑みまして、さきに内閣に、教育刷新委員会を設置いたしまして、日本教育制度の根本的改革につきまして、慎重審議を煩わしてまいりたのでございます。このたびの学制改革案は、この教育刷新委員会の改革案を骨子とするものであります。この案はまた、昨年3月に来朝いたしました米国教育使節団の勧告書の線に沿うものであります。従来の学制を根本的に整備いたしまして、六年、三年、三年、四年の小学校、中学校、高等学校、大学としたのでございます。

(2)以上このようにして衆議院を通過した同法案は、同3月20日貴族院に送付され、同月22日に本会議に上程27日に可決、同月29日には裁可を終わり、同年3月31日法律第26号として公布された。公布決定された学校教育法は、

文部省がさきに内閣総理大臣に答申した草案と、大要において同じであったが、全10章の原案各条章は、第1章総則、第2章小学校、第3章中学校、第4章高等学校、第5章大学、第6章特殊教育、第7章幼稚園、第8章雑則、第9章罰則の全9章に総括整理されていた。このうち第6章特殊教育、第7章幼稚園の重要条章を抜粋して示すとつぎのとおりであった。

——(一) 第六章 特殊教育 第71条(盲、ろう、養護学校の目的) 盲学校、聾学校、又は養護学校は、それぞれ盲者(強度の弱視者を含む。以下同じ。)、聾者(強度の難聴者を含む。以下同じ。)、又は精神薄弱者、肢体不自由者、若しくは病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。第72条(盲、ろう、養護学校の部) 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならぬ。ただし、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。(2) 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部をおかないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。第73条(盲、ろう、養護学校の教科等) 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて監督庁が、これを定める。第74条(盲、ろう、養護学校の設置義務) 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第71条の2の政令で定める程度のものを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。第75条(特殊学級) 小学校、中学校及び高等学校には、次の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。(1)精神薄弱者 (2)肢体不自由者 (3)身体虚弱者 (4)弱視者 (5)難聴者 (6)その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの(2)前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行なうことができる。(二) 第7章 幼稚園
第77条(目的) 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。第78条(教育の目標) 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない、(1)健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。(2)園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽ばえを養うこと。(3)身辺の社会生活及び事象に対

する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。(4)言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。(5)音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。第80条（入園資格）幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(二) 特徴と性格 学校教育法は米国教育使節団報告書の勧告、教育刷新委員会の建議などを経て、概要以上のような経緯のなかで成立した。その特徴と性格について、いくつかの諸点をあげるとつぎのとおりであった。(1)学校教育法の第一の特徴は、新憲法の教育規定、教育基本法の諸条項を学校教育の場合を中心に具体化し現実化したということであった。いいかえれば学校教育法は、新憲法の教育規定と教育基本法の根本理念を、学校教育体系のなかに具体的な形で展開確立したということであった。(2)またこの法律の第二の特徴は、旧来の複線的学校体系を廃し、六、三、三、四の新単線型学校体系を導入し、教育の機会均等の理念を保障実現したことであった。従来の改革以前の学校体系は、六年制の小学校課程を義務教育とし、そのうえに五年制の中学校、高等女学校、商業学校等を配し、さらに上級の学校として中学校から進む高等学校、あるいは大学予科、大学という体系を本体としていた。このほか小学校六年に続く小学校高等科二年の課程があり、また中等諸学校を卒業したものが進む高等商業専門学校、高等工業専門学校などがあった。このほか小学校六年修了後に進む師範学校五年の課程、さらに同専攻科などもあったが、以上これらの諸学校はいずれも小学校課程のあとは多岐に分かれ、いわゆる複線的学校体系であることを特徴としていた。つまり複線的学校体系は、傍系からは上級学校に進めない行どまり学校体系ということであり、著しく教育の機会の公平を阻害していた。新学制ではこの点を改め、六年の小学校課程を終了したものは悉く中学校に進み、以後高等学校以上の学校に順次進学できることとし、これら学校間の一切の差別をなくした。(3)学校教育法はさらに義務教育年限を九年間と改め、教育の水準を著しく向上させた点に特徴があった。従

前義務教育の年限は小学校の六年間であったが、新学制では小学校を修了したものはすべて新制中学校に進学させ、これによって義務教育年限は九年間となった。ここでもまた従来あった中学校、商業学校、工業学校、農業学校などの区別はすべてなくなり、悉く新制中学校は三箇年の普通課程と定められた。このような義務教育年限延長の試みは、これまでも屢々あったが、しかし諸種の制約から実現しなかった。それが敗戦後教育制度が根本的に検討されたことを契機に、このように大幅な三箇年延長と改められた。義務教育年限延長についてのこれまでの試みの経緯は、仲新著「日本現代教育史」によれば概要つぎのとおりであった。

——わが国の義務教育制度は、明治33(1900)年の改定小学校令により、四年制が確立し、明治40(1907)年に、六年に延長された。その後産業の発達、生活水準の向上、国民の教育要求の高まりなどによって中等学校および高等小学校への進学者も急速に増加した。このような状況を背景とし、また当時欧米先進国ではすでに八年制あるいはそれ以上の義務教育制度が実施されていた実情に刺激されて、義務教育年限延長の気運が高まっていった。義務教育年限の延長は、大正期から昭和初期にかけて、教育界の強い要望となり懸案として繰り返し主張し続けられた。このような状況の下に政府においても義務教育年限の延長を計画したが、地方財政との関係もあってその実施には反対論も強く、また内閣更迭などによって実現が困難であった。義務教育年限延長の施策について簡単にその経過を見ると、大正6(1917)年に設置された臨時教育会議においては、八年義務制が審議されたが、結局時期尚早であるとの理由で否決された。ついで大正11(1922)年に鎌田文相は二年延長案を教育評議会に諮詢したが、内閣更迭のため審議未了となった。大正13(1924)年には江木文相の下で二年延長の八年制小学校案（尋常小学校、高等小学校の区別を廃止）がつくられ、文政審議会に諮詢せられたが、この際も内閣更迭のため審議未了となった。大正14年には岡田文相の下で師範教育の改革を行ない、本科第一部の修業年限を五年とし、さらに専攻科を設置したが、これは師範教育の充実とともに義務教育年限延長への準備の意味をもつものであった。翌15年の高等小学校の改善も義務年限延長にそなえての施策であった。このように義務教育年限の延長は、大正末期の段階で実施の気運がかなり熟していたが、財政上の理由等により実施に踏み切ることができなかった。その後昭和初期の経済恐慌の時代を迎え年限延長の実現は一層困難な状況となった。しかし昭和初期に多数の学制改革案があらわれているが、その多くは義務教育年限の延長を提唱しており、義務年限延長は引き続き教育界の懸案であった。このような歴史を背

景として、昭和11(1936)年に平生文相の義務教育八年制案が提出され、実施計画要綱も作成されて、ほとんど実現を見るまでに至っていたが、これまた内閣更迭のために実現不可能に終った。義務教育の延長（八年制）をはじめて制度上確定したのは国民学校成立の際であった。国民学校は昭和12年12月内閣に設置された教育審議会の答申に基づくものであるが、教育審議会は、昭和13年12月の答申の中で、義務教育八年制を提案した。すなわち「国民学校ニ関スル要綱」において、まず第1項に「国民学校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト」をあげている。右の答申において注目されることは、江本文相や平生文相などの従来の延長案では、実業補習学校または青年学校普通科（定時制）への就学で代用することを認めていたのであるが、この答申ではこれを認めず、全日制の八年義務制としたことである。しかし中等学校へは国民学校六年終了後接続するものであり、延長した二年は国民学校と中等学校に分離し、全国民に共通の課程を義務とするものではなかった。なお青年学校については、教育審議会の答申によって、男子について十九歳までの義務制が昭和14年から実施された。教育審議会の右の答申に基づき、昭和16年に国民学校が成立し、義務教育八年制が制度上確立された。しかし国民学校令では、この規定については、附則で猶予期間を設け、昭和19年度から実施することとしたのである。ところが太平洋戦争の激化とともに、昭和18年10月「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定、ついで昭和19年2月「国民学校令等戦時特例」の公布によって、義務年限の延長は停止されるに至ったのである。

(4)さらに学校教育法における第四の特徴は、六、三、三、四制の新学制を確立したことにより、教育課程、教育方法、教育内容、教科書制度に画期的な改革を実施した点であった。具体的には教育課程は、一応文部省で作成した学習指導要領（試案）を基準にすることにしたが、教科目は従来の中心教科であった修身、歴史、地理を改廃統合し、新教科社会科を新設した。また自由研究という新課程も設け、子供の自主活動を尊重する方法上の工夫も行なった。教科書については従来国定であったものを検定制度に改め、教科書作成者の自由創意を生かす一方、それを使用する教師の選択の自由も認めた。(5)このほか学校教育法は第五に、男女間の差別を悉く撤廃して、文字通り男女の平等を保障確立したこと、具体的にはこれまでの男女差別の学校制度を改廃し、男女共学制を本体として男女間の教育条件を平等なものとしたことなどであった。男女共学は小学校、中学校の義務

教育の場合は勿論、高等学校、大学においてもまた自由にしたことはいうまでもなかった。(6)学校教育法はさらに上述旧来の諸学校を包括して、一つの学校法制に統合規定したという法制組織上の特徴ももっていた。具体的には従来学校別に定められていた各学校令（国民学校令、中等学校令、高等学校令などの勅令）を廃し、すべての諸学校を包括して、一つの法体系に規定体系化した。これはまた従来の勅令主義に対する、学校教育法の法律主義とも、また体系統合法制ともいえる画期的特徴であった。

(三) 新学制の実施 新学制は学校教育法が、昭和22(1947)年3月31日に公布されたことによって、翌4月1日から施行された。しかし新学制の施行には少なからぬ困難があり、準備不足のまま強行されたという印象は拭いなかった。なかでも同22(1947)年4月新発足した新制中学校の場合は、新学制実施に必要な校舎、教室その他教育諸施設が著しく不足し、その窮状は全国的規模で広範な範囲の学校によよんだ。これは戦後地方財政が著しく窮迫し、校舎、教室等の建築補修が不可能であったこと、また当時は物資不足のため、必要な建築資材を得ることが困難な事情のためであった。新制高等学校の場合は実施までに一箇年の移行期間があったが、短期間に旧制中等諸学校を再編統合し、新制高等学校に転換することはこれまた容易なことではなかった。小学校の場合も同じような実施上の困難が伴った。とりわけ戦災によって焼失した校舎、教室の復旧、荒廃した教育環境の整備回復には、少なからぬ困難があった。なかでも必要適格教員の充足補充が、最も大きな問題であった。これは戦後に至り戦時中の教育理念が根本的に崩壊し、教員の間に教師としての使命感に疑念が生じ、教職に魅力を失い他の職業に転じるものが少なくないためであった。このほか当時は食糧難、住宅難、生活難が甚しく、なかでも戦災都市の教員のなかには、そのため帰農して教員をやめなければならないという例も多かった。以上これらのことことが原因となり、小学校、中学校、高等学校のいずれの場合も、新学制の実施発足には少なからぬ困難が伴った。

このような経緯と事情のなかで新学制が発足した昭和22(1947)年4月、最初の新制中学校第一回生として入学した前田民子は、入学当時の教育の実状についてつぎのようにその思い出を述べていた。

——私は昭和22年4月新制中学発足後、第一期生として、東京杉並区立高井戸中学に入学しました。その頃は終戦より一年八ヵ月の年月を経たにすぎず、戦後の混乱の渦中に私達は新制中学第一期生としての歩みを始めたのです。当時新制中学が発足したと云っても、独立した校舎も、校庭もない状態で、私達の高井戸中も、高井戸小の校庭の北側の片隅に建てられた仮校舎を教室として発足したものと思います。そのため高井戸中は、高井戸小の間借りのような状態で、私達は高井戸小に対して、随分窮屈な肩身の狭い思いをしたものです。高井戸中発足当初は、職員室の隣室に高井戸小の先生と御家族が住んでいらっしゃるという状態で、終戦時の住宅難をさまざまと見せつけられる想いでした。教室は仮教室なので、窓ガラスなど、開校後間もなく破損しましたが、修理もままならず、風の出入り自由でした。夏は涼風が心地よくとも、冬は暖房もなく、寒さも格別厳しく、先生ともども震えていたものです。講堂兼体育館も高井戸小の使用しない時に使う肩身の狭さで、高井戸小のちび達にも、小憎らしいことをいわれ腹立たしく思ったものです。今から思えば全く施設のない所で、新しい学校制度がよくも発足できたものと思います。現在なら、施設ができて後生徒を受け入れるのですが、当時は全く逆でした。最初の一年間はこのように何もかも混乱の中の教育であったと思います。……漸く新制中学らしい陣容が整ったのは二年目からでした。今の父母からみたら許しがたいことが多くあったことだと思います。何はともあれそういう意味では新制中学の発足は、全く無謀な発足と云ってもいいすぎではなかったと思います。教育の内容は教科書も一応整い、教師陣も一応小学校の教師が中学の教師となったりして揃っていました。貧しい施設ではありましたが今思えば、教育の進んでいる日本らしく、授業の方は比較的着実に進められたようです。終戦時の混乱から立ち上り、新しい、民主主義の社会を作ろうという意欲が12才の子供心にも、若い先生方の心にも漲っていたのか、大変活気がありました。当時のことがさまざまと思い出されるのもそのためだと思います。高井戸中は翌年浜田山の小高い丘の上に新校舎が出来、永住の地に移ることとなりました。生徒も仮住居より解除されて、新しい学び舎の整備に汗水たらして励みました。今日高井戸中発足当初のことを振り返ってみると、終戦後の物資不足と混乱の中で、新しい学校制度がよくも発足したものと思います。六、三、三、四の学校制度の改革は混乱の中で強行されたのでしょうかが、平和と安定の中ではかえって学校制度の改革など、容易に出来ないように思われます。異常な中で生まれた高井戸中も早くも27年の年輪を作り、第一期生として茫然と過去を振り返って

おります。今年早々第一期生の同窓会がありましたが、少年少女の魂に新制中は灼きつく印象を残したものらしく、互いに親交を暖めあいました。

また当時新制中学に子供を進学させた中村公子は、父母の一人としてその頃の学校の状況について、つぎのように回想して語っていた。

——昭和22年の春、私たちの子供由紀子は、その年新設された、新制中学校の一年生として入学しました。新しい学校制度になった最初の年ですから、新制中学の第一回入学生ということになります。当時は戦争がすんで間もない頃で、今の時代からはとても想像できない大変な時代でした。そんなわけで新制中学ができたからといって、戦災で学校が焼けたところは勿論のこと、そうでないところでも、独立した校舎があったわけではありません。……大ていはその地区の小学校の一部を借りて授業を始めました。ところがその中学校も、校舎と教室があるだけというところが大部分で、どことなく荒れていきました。教室も廊下も暗く、汚っていました。こんなわけでしたから、こんなことで満足な教育をしてもらえるのだろうかと、どの父母たちも不安でした。私たちの子供は、幸い姉の明都子がすでに旧制の女学校に入学していましたので、郊外にある同じ私立の中学校に入学させました。ここはもともと高等女学校だったところが、昭和22年に新制中学に、翌23年に新制高等学校になったところですから、わりあい順調に新しい制度に移れたようでした。校舎も校庭も当時としては申分なく、戦後の混乱期としてはこれ以上望めないほどよかったです。……今の時代からは何もかも想像できないことばかりの当時のことでしたが、子供の方は親が心配するほどのこともなく、元気で学校に通い、明るく楽しい学校生活をしてくれました。勉強もよくしました。学校では先生方もよく教えて下さったようです。何れにしてもあの戦後の大変な時代に、明るい楽しい学校生活ができたことは、親子とも幸せなことでした。あれから早いもので、もう二十何年かたちました。あの時代に新制中学ができ、私たちの子供がその第一回生として入学したことを思い返えしますと、歴史のひとこまを見るようで、感慨のひとしお深いものを感じます。

なお永岡順はこのような新制中学発足当時の状況について、「新教育のあゆみ」所収「教育制度」のなかで、つぎのように述べていた。

——六、三制は、新しい教育理想のもとに計画され、新教育実践の器として、形造られた。だがそれは校舎その他の施設設備の不備のうちに出发した。教育費の不足はそれらの欠陥を補うにはあまりにも少なかった。新制中学の建築に対しては、昭和22年度から半額補助、半額起債の方針で国庫補助がなされて来たが、六、

三制発足当初はほとんど予算的措置の裏付けが行われなかった。はなはだしかったのは昭和24年当初予算のときの六、三予算が全額削られたことであった。その結果、過剰授業、仮教室授業、二部三部授業、青空教室まで行われるという状態であった。24年に六、三予算が全部削られたのは均衡予算のためだったが、削除の結果、新制中学建築計画の中止や工事の中途放棄が各所に起った。そのため町村長、町村議会議員が辞職したり、中には自殺して責任を負った村長さえ出た。昭和23年から24年にかけて、このために辞職した市町村長は177名に及んだ。こうした状況から学校制度の民主的性格の検討とその実現手段の技術的制度的解決方策の問題が教育界で取り上げられるようになり、制度をめぐっての論議がようやく盛んに行われるようになった。昭和26年頃からそれは具体的な形をとってあらわれ、特に講和をきっかけとして新学制に対する批判の機運は高まった。これは占領政策によって押しつけられた制度を自主的につくりかえようとする動きとも見えた。それは一部では占領下の教育の批判となり、占領政策の行き過ぎの是正として唱えられた。しかしその提案は六、三、三、四の体系を変革する力とまでは発展しなかった。それはわが国の実情に照して学校制度を内部的に再改造する方に力が注がれていた。六、三制の民主的体制を崩すこととは、戦後の教育逆行させるものであるとして、再批判され、充実することが再確認された。

このように新学制の施行は、教育条件その他万般の事情に少なからぬ無理があった。しかしそれにもかかわらず新学制実施の強行が、かえって新学制の施行を成功させたという経緯がないわけではなかった。石山脩平は「教育思想」（上掲同書所収）のなかで、新学制発足当時の実状と併わせ、当時このような強行施行策をとらなかつたならば、「何年たっても（新学制の実施）はおそらくできなかつたであろう」とつぎのように述べていた。

——学校制度については、すでに戦時中に、近衛文麿氏のブレーンをつとめた昭和研究会（その中には城戸幡太郎氏などもいた）は、六、三制に近い学校制度を立案していたが、政府は、終戦後に米国教育使節団および、日本側の教育刷新委員会の一一致した意見によって六、三制を実施することを決意し、昭和22年2月に、文部省はこの方針を声明して準備に着手した。やがて日本国憲法、教育基本法、学校教育法がほとんど同時にできて新学制は法的に確立した。ただし当時の日本経済は極度の窮状にあって、義務教育の三年延長、校舎や教室の修理建設、教員の給与などは常識ではとうてい考えられぬ冒険であった。インフレ防止のためのドッジ・プランによる緊縮財政は、新学制の実施をひどく難航させ停滞させたが、結局は予算の裏づけのないままに無一物で名儀だけの六、三制を実施することに

なった。その無理はその後幾年も新学制のガンとなり、最近まで日本の地方財政にとって頻死の痛手の一つとなってきたのである。しかしこの無理無態の強行は、実は日本民主化の表徴の一つとして、客觀情勢、國際情勢がこれを要求したのであった。連合諸国軍は、占領直後から日本の新学制に関して意見をまとめマッカーサーに進言していたのであるが(極東委員会指令として昭和22年4月11日発表)，マッカーサーはこれを隠しておいて、日本自身が新学制の実施を決定発表した後に、実は連合国軍の要求がこうであったと発表したのであった。けだし日本の顔を立て、これを直接に指導したアメリカの功績を示すためであったらしい。ともかく無理を強いたこのやりかたは、結局日本の新教育体制成立のためには有利であった。もしこの無理な戦術が採用されなかつたら、敗戦国にはあまりに不釣合な新学制を布くことなどは、何年たってもおそらくできなかつたであろう。教育の機會均等、男女共学も、駅弁大学といわれる多数の新制大学設置も、経済的には全く無理な方策であったが、名目上はともかく強行された。物的、人的条件の不備から、どこもすきだらけ穴だらけで自ら省みて苦笑し自嘲するほかはないのが、これら一連の新教育の実態であった。

8. 戦後教育の推移

(一) 概観 戦後日本の教育は昭和20(1945)年8月、第二次世界大戦を終結して以来、すでにみてきたように大きな変革と変貌をとげた。この時期は敗戦により戦前、戦中の軍国主義、国家主義が死滅し、新たに平和と民主主義の気運が抬頭蘇生した時代であった。日本はこの時期に180度方向を転回し、政治も経済も文化も思想も、また社会も生活も大きく相様を変えた。旧憲法が廃止されて新憲法が誕生し、天皇主権から主権在民となつたのも、それ以前の時代には到底想像できない大きな変革であった。教育の分野でも画期的な変化がみられた。明治、大正、昭和の三代にわたり、日本の教育の泉源とされていた教育勅語が廃絶され、これに代わるものとして教育基本法が制定された。学校制度もまた大きく変った。旧来の学校制度が廃止されて、学校教育法が施行され、六、三、三、四の新学制が発足した。これら一連の変化のなかで、教育の目的も、教育の内容も、教育の方法もいうまでもなく大きく変った。

このような時代の動向を念頭に、戦後教育の推移を考えると、この時期

はまた戦後新教育復活覚醒の時期でもあった。日本の新教育はこれまで、明治以来幾多先人の遺産を継承し、発展興隆してきた経緯があった。例えば明治十年代の高嶺秀夫、伊沢修二らの開発主義 (Developmental Modes of Teaching) も、明治三十年代以降に勃興した樋口勘次郎の「統合教授法」、及川平治の「分団教授法」の試みも、みな次の年代にひき継がれた貴重な先人の教育遺産であった。この意味で明治期を振りに新教育の黎明期とみれば、それを遺産として発展した大正年代、昭和初期は、新教育の自覺的開花期ともいべき一時代であった。この時代には各地各方面で新教育の多彩な試みがなされ、数多くの新学校も誕生した。このため人々がこの時代を、日本の教育史上一時期を画した新時代として、その隆盛多彩を評価したとしても不思議ではなかった。しかし日中戦争（昭和12年）開始以来、太平洋戦争終結（同20年）までの十年間は、これら従来の新教育の発展史からみれば、新教育の停滞断絶の時期というほかなかった。この時代は戦争だけが目的とされた、大戦動乱の混乱期であった。すべてのものが戦争遂行だけを中心に、評価判断された暗闇の時代であった。政治、経済、文化はもとより、思想も宗教も教育も、人間さえ戦争の一手段にされた時代であった。こうした時代に人間のための、人間の教育が期待し得ないのは当然のことであった。子供の個性も生命も生活も、自由すら没却されて認められなかつた。このような戦中の新教育の停滞断絶以降、敗戦後を迎えた戦後期は、敗戦社会の昏迷と荒廃にもかかわらず、疑いもなく新教育の復活覚醒期に位置していた。

しかしそうはいっても戦後新教育の試みが、平坦容易に推移したわけではなかった。当時の教育条件一つとっても、今日からは到底想像もできない悪条件のなかで新教育は出発した。その苦腦は昭和20(1945)年8月、日本がポツダム宣言を受諾し大戦を終結して以来、戦後十年の教育の推移をみても明らかであった。その推移のあとを政治、経済、社会の状況との関連のなかで、教育一般、学校教育を中心みるとその経過は概要つきの

ようであった。そこには戦後日本の激動と苦悩の姿がみられた。

- (1) 昭和20(1945)年 (1)ポツダム宣言受諾 (2)第二次世界大戦終結 (3)マ元帥進駐 (4)文部省、新日本建設の教育方針発表 (5)文部省、疏開学童の帰校を指令 (6)治安維持法廃止 (7)マ元帥、人権確保の五大改革を指令 (8)G H Q、占領軍の教育目標、ならびに政策を指令 (9)学徒勤労廃止 (10)私立学校における宗教教育に関する件を訓令 (11)戦時教育令廃止 (12)G H Qの教員追放令が出される。(13)G H Q、国家神道の禁止および農地改革を指令 (14)G H Q、修身、歴史、地理の授業中止ならびに教科書の収集破棄、新教科書作成を命令 (15)国家神道禁止の指令 (16)文部省、中学校用教科書の認可制度を廃止 (17)全日本教員組合結成 (2) 同21(1946)年 (1)年頭詔書を公布 (2)安倍能成文相就任 (3)G H Q、中学校以上の就業年限復元を指令 (4)第一次農地改革 (5)国民学校令等戦時特例を廃止 (6)米国教育使節団来日 (7)公立学校官制公布 (8)米国教育使節団報告書を発表 (9)文部省新教育制度を発表 (10)G H Q、地理授業再開を許可 (11)教育刷新委員会発足 (12)国語審議会設置 (12)憲法改正案完成する (13)文部省、男女共学制実施指示 (14)G H Q、歴史教育再開を許可 (15)歴史教科書「くにのあゆみ」を編集 (16)日本国憲法公布 (3) 同22(1947)年 (1)全官労、ゼネスト宣言 (2)高橋誠一郎文相就任 (3)学校教育法公布 (4)教育基本法公布 (5)新制中学校の法的基礎きまる (6)労働基準法成立 (7)G H Q、教育制度に関する極東委員会の指示発表 (8)新六三三四制度施行 (9)新制中学校新発足 (10)地方自治法公布 (11)新憲法施行 (12)学校教育法施行規則公布 (13)森戸辰男文相就任 (14)日本教職員組合結成 (15)文部省、教材等研究委員会設置 (16)G H Q、追放教員11万と発表 (17)文部省、教科書検定制度発表 (18)社会科授業開始 (19)文部省、中学校々舎建築費補助の基本方針決定 (20)六三制予算 7億円支出閣議決定 (2)国語審議会、教育漢字 881 字発表 (2)中学校通信教育規程公布 (23)児童福祉法公布 (4) 同23(1948)年 (1)文部省国史教科書編集委員会「くにのあゆみ」に代わる教科書作成方針決定 (2)高等学校設置基準制度 (3)文部省、教員養成は大学で行なう旨発表 (4)全国92高等学校、通信教育開始 (5)児童福祉法実施 (6)検定教科書展示会審査基準を発表 (7)新制高等学校発足 (8)文部省、盲ろう中学校義務に関する政政公布 (9)衆議院、参議院の両院、教育勅語失効議決 (10)高等学校通信教育規程公布 (11)少年法公布 (12)教科書発行に関する臨時措置法公布 (13)教育委員会公布 (14)市町村立学校教員負担法公布 (15)教育委員会法施行令公布 (16)下条康麿文相就任 (17)教育委員会選挙実施 (18)教育長等講習会開催 (19)国連総会で人権宣言可決 (20)教育公務員特例法案国会に提出 (2)第一回中学校長大会 (5) 同24(1949)年 (1)教育公務員特例法、同施行規則公布 (2)文部省、中等学校學習指導要領編集協議会成立 (3)高橋莊太郎文相就任 (4)学校施設の確保に関する政令公布 (5)文教予算2170億と決定 (6)教職

員免許法成立 (7)全国小学校長大会 (8)文部省新発足 (9)社会教育法公布 (10)教育刷新審議会第一回総会 (11)文部省, 教育基本法第8条について通達 (12)全国教育委員会代表六三制完全実施について陳情 (13)全国中学校長会議 (14)文部省, 学籍簿の名称, 取扱いについて通達 (15)文部省, 中学校社会科に「民主主義」の單元設定について通達 (16)全国連合小学校長会結成 (17)私立学校法公布 (18)ローマ字教育指針決定 (19)文部省, 中学校の職業科と家庭科併合通達 (6) 同25 (1950)年 (1)文部省, 中学校保健計画実施通達 (2)義務教育に関する標準教育法案を閣議決定 (3)文部省, 中学校職業, 家庭科研究協議会成立 (4)全国P.T.A研究協議会 (5)全国教育委員大会 (6)全国高等学校長協会総会 (7)図書館法案国会可決公布 (8)生活保護法改正, 教育費補助 (9)文化財保護法国会可決 (10)天野貞裕文相に就任 (11)第二次米国教育視察団来日 (12)文部省, 完全給食実施について発表 (13)米国教育視察団報告書(第二次)発表 (14)文部省, 国旗掲揚, 君が代齊唱について通達 (15)都道府県教育長協議会総会, 教育委員会の財政権確立を決議 (16)文相, 教育長会議に修身復活と教育要項について発表 (17)地方公務員法成立 (18)社会科教育全国協議会総会 (7) 同26 (1951)年 (1)教育課程審議会, 道徳教育について文相に答申 (2)文相, 衆議院で愛国心について発言 (3)教育委員会制度協議会第一回会合 (4)文部省, 修身を復活しない旨決定 (5)文部省, 小学校道徳教育手引書要綱発表 (6)経営難のため私立12中学校廃校 (7)児童憲章制定 (8)文部省, 中学校, 高等学校道徳教育の手引発表 (9)東京都教育委員会, 条件付夜間中学校認可 (10)産業教育振興教育法公布 (11)教職員追放解除基準閣議決定 (12)日教組, 教師倫理綱要発表 (13)文部省, 東京都の夜間中学校に反対意見表明 (14)文相, 六三制維持について声明 (15)全国都道府県教育施設課長会議, 六, 三制反対運動展開 (16)対日講和条約調印 (17)政策諮問委, 教育制度改革を答申 (18)全国中学校長会議, 六, 三制堅持を宣言 (19)文相, 世論の反対により国民実践要領を引込む (20)文教懇話会, 六, 三制を検討 (21)東京中学校長代表, 高校入学選抜方法として総合選抜制と希望 (8) 同27 (1952)年 (1)文部省, 標準教科書の発行を取りやめ決定 (2)文相, 高校に倫理科設置構想説明 (3)文部省, 学校給食は希望制になると決定 (4)平和条約発効 (5)私立学校振興法公布 (6)子供を守る会第一回協議会 (7)早稲田大学事件 (8)文部省, 28年度検定教科書の審査結果発表 (9)中央教育審議会令を制定 (10)ユネスコ活動に関する法律公布 (11)幼稚園基準, 文部省通達 (12)文部省, 学生運動白書を発表 (13)破防法参議院通過成立 (14)文部省機構改革 (15)ユネスコ国内委員会創立 (16)文部省, 教科書問題について, 選択は教師が優先と教委に指示 (17)岡野清豪文相就任 (18)義務教育費国庫負担法公布 (19)文部省, 産業教育モデル校に中, 高307校指定 (20)岡野文相, 教育給与三本建の意向を表明 (21)吉田首相, 道徳教育強調 (22)岡野文相, 六, 三制維持, 修身復活を示唆 (23)町村教委選挙告示 (24)都道府県教委立候被届出締切 (25)全国教育委員選挙 (26)

学校給食指導要領配布 (2)文部省, 六, 三制優良施設表彰校 100 校決定 (28)日本 P T A 結成 (29)全日本中学校長会第三回大会 (30)市町村教育委発足 (31)放送教育研究全国大会 (32)六, 三制優良施設校表彰 (33)岡野文相, 社会科改善について教育課程審議会に諮問 (9) 同28(1953)年 (1)文部省, 義務教育学校職員法案上程 (2)教科書協会発足 (3)義務教育国庫負担法施行 (4)学制80年式典挙行 (5)文相に大達茂雄就任 (6)文相, 文教の基本方針表明 (7)文部省, 教育の中立維持について通達 (8)理科教育振興法成立 (9)国立教育研究所, 小, 中学生の学力調査の中間報告 (10)教育課程審議会, 社会科改善を文相に答申 (11)文部省, 社会科改善方策発表 (12)日本育英会法令公布 (13)中教審教員の政治活動に関する問題審議 (14)第4回全国中学校長会 (15)精薄児対策基本要領正式決定 (16)文相, 教育の中立性強調 (17)文相, 教育の中立性を強調 (18)教育白書発 (19)文部省教材等調査研究社会科委員会小中部会, 第三次中間発表 (20)国立教育研究所, 昭和28年度全国小, 中学校児童生徒学力水準調査の結果発表 (10) 同29(1954)年 (1)中央教育審議会, 教育の中立性維持に関する答申案決定 (2)大達文相, 教育の中立性強調 (3)教育二法案への反対運動おこる (4)教育二法案に関する改進党第一次修正案決定 (5)全日本中学校長会, 教育二法案反対声明 (6)教育二法案衆議院通過 (7)新当用漢字採用 (8)文部省, 改訂社会収學習指導要領大綱発表 (9)教育二法案参議院通過 (10)学校給食法参議院通過成立 (11)教育二法公布, 施行 (12)全国町村会, 全国都道府県市町村会々長会議, 地方教育委員会廃止確認 (13)教育課程審議会第一回総会開く (14)都道府県議長会, 地方教育委員会廃止の意見一致 (15)高校教育課程改訂大綱まとまる (16)全国市長総会, 地方教育委員会廃止を決議 (17)安藤正純文相に就任 (18)安藤文相, 六, 三制の再検討を表明 (11) 同30(1955)年 (1)文部省, 私学振興方策大綱決定 (2)文部省, 小学社会科の目標および学习の領域案通達 (3)安藤文相, 教科書検定制諮問の旨発表 (4)松村謙三, 文相就任, 新生活運動推進強調 (5)全国市町村代表大会, 教育委員会廃止決議 (6)日本民主党, うれうべき教科書問題第一集刊行 (7)同第二集刊行 (8)文部省, 小中高校指導要録改訂を発表 (9)文部, 厚生, 労働三省, 不就学, 長欠児童生徒対策要綱発表 (10)文部省, 各種学校認可基準発表 (11)清瀬一郎, 文相に就任 (12)民主党, 文教政策方針決定発表 (13)地方自治危機突破全国市町村長大会, 教育委員会廃止を決議 (14)文相, 紀元節復活の意を表明 (15)高校學習指導要領一般編を発表 (12) 同31(1956)年 (1)全国町村会, 地方教育委員会の全面廃止を決定 (2)自民党, 教育委員会改正法案要綱作成発表 (3)全国地方教育委員など地教委の廃止に反対 (4)教育課程委員会, 文相より, 小中学校の教育課程および高校通信教育の改善についての諮問をうける (5)衆議院, 臨時教育制度審議会設置法案可決 (6)教科書法案国会提出 (7)衆議院で教科法案, 政府の原案どおり可決 (8)参議院本会議, 新教育委員会法を可決成立 (9)新教育委員会法の施行上の留意点を次官通達 (10)中教審に小中学

校の学校統合について諮問 (1)新教育委員会発足 (2)教科書常任調査官増員 (3)全国都道府県五大市の教育長会議 (4)衆議院文教委員会で、文相道徳教育に関する基本的構想を明示 (5)灘尾弘吉、文相に就任 (6)各種学校規程公布 (7)九月実施学力調査結果中間発表 (8) 同32(1957)年 (1)全国市町村教育委員会連合会結成 (2)文部省、学校環境維持について通達 (3)中央教育審議会、科学技術教育検討 (4)文部省主催高校倫理講座開講 (5)文部省、教育漢字 881 字学年別配当の実験報告発表 (6)文相、道徳の独立教科をおきたい旨表明 (7)第三回日本母親大会

(二) 時期区分 以上戦後十一両年の教育の推移は、またいくつかの歴史的段階、あるいは教育史的時期に区分して考えることができるはずであった。しかしその段階ないし時期区分の仕方は、人によってまた何をどのようにみるかによって異なるのは当然であった。そのいくつかの例をあげると、つぎのような段階あるいは時期区分の仕方があった。

例えばその一つに文部省編「学制九十年史」は、戦後の学制改革の経緯と、新教育の発展過程を中心に、これを第一期、準備の段階、第二期、教育改革の実施の段階、第三期、新教育体制の反省検討の段階の三時期に分け、その推移をつぎのように概観していた。

——終戦後における、教育改革の経過は、おおむね、三つの段階に分けられる。

第一の段階は、準備の段階ともいべきもので、終戦直後、昭和20年9月文部省声明の「新日本建設の教育方針」に始まり、連合軍総司令部の「日本教育制度の管理」に関する指令その他三つの指令を経て、21年4月の第一次米国教育使節団報告書および21年5月文部省発表の「新教育指針」に至る段階である。この段階においては、一方において、教育の面における終戦処理やその一環としての軍国主義および極端な国家主義の思想教育の徹底的排除が行なわれ、他方においては、新教育の理念についての啓蒙普及の活動が始まられるが、まだ本格的な教育改革には手はそめられるに至らない。第二の段階は、いよいよ教育改革が実施される段階であって、21年8月の教育刷新委員会の設置に始まり、教育刷新委員会(24年6月以降、教育刷新審議会と改称)の自主的な審議とその建議をもとにして新教育体制の基礎をなす重要法律があいついで制定され教育改革の骨組みがほぼできあがる段階である。この時期の教育改革は、教育刷新委員会の自主的審議の結果を基軸として行なわれたとはいえ、厳重な連合軍総司令部の管理下において、直接間接に加えられた連合軍総司令部の強力な指導監督のもとで進められたことはいうまでもない。第三の段階は、27年4月、平和条約発効により独立国として

の地位を回復したわが国が、新教育体制に対して反省検討を加え、漸次改善充実を図る段階である。終戦後における教育改革は第二の段階においていちおう完了の形をとったとはいえ、それはまだ主として法令上、制度上の形式的な面にとどまるものであって、その実質的な裏付けは、むしろその後における反省検討と改善充実のなかで漸次実現されていくのである。そういう意味においては、教育改革本来の課題は、第三段階以後にもち越されているものとみることができる。

また海後宗臣は戦後新教育の変遷を、その編著「新教育のあゆみ」のなかで、つぎのいくつかの時期的視点からそれぞれの教育史的特徴をつぎのように述べていた。

——(1)終戦後の教育 (2)アメリカ教育使節団報告書 (3)昭和22年の学制改革 (4)学科課程の改造 (5)教育委員会の発足 (6)社会教育の方策 (7)教育勅語から教育基本法へ (8)教育回転の端緒 (9)占領解除と新学制問題 (10)戦後教育全般の検討と論議

なお海後宗臣は同著巻頭の序文のなかで、以上戦後十余年の新教育のあゆみについて、つぎのように要約回顧して解説していた。

——終戦直後は、混乱していたので、わが国の教育が、果してどのような体制となるかは見通しがつけられていなかった。昭和21年のアメリカ教育使節団の報告書が提出されたことは、日本の教育が混乱の中から何をなすかについての展望をなし、新しい教育の企画を立てるために一つの力となつたことは疑い得ない。それから学制改革の具体的な方策が示され、昭和22年の春、幾重にも重なつた困難の中で新しい教育を発足させたことは注目されなければならないことである。それを機として教育内容においても教育方法についても、これを新しい方式に切り換えるということが提唱され、いわゆる新教育の実践を成立させるのである。新しい学科としての社会科の登場、それから引き続いて展開してきたカリキュラム運動、それがコア・カリキュラムへ、ガイダンスの技術の探求、更に討議法から教育方法全体にわたつての自律活動の推進、生活指導の実践、これらが新しい教育の実態として十年間の前半を覆う活動となつてゐた。昭和25年ごろから教育の改革に対する反省が加えられ、新しい教育は日本の実情に適合しないという考え方から、これを批判する動きが現われるようになつた。六三制という学校体系についても、これを改めて戦前の学制の中にあった考え方と同様なものを回復させようとする提案がなされた。社会科は従前なかった新しい学科として登場したが、

これに対する批判、道徳教育のための方法をいかなる形で学校に入れるか。基礎学力が弱くなつて教育水準が低下したのではないか。これをどうして補強することができるのか。学校における新教育は自由を強調したため子どものしつけを軽く見ているが、これを厳しくするにはどのようにするのか。これらの新しい教育への批判は多くが保守的な考え方をその背後にもつていたため、進歩的な思想家、教育者はこれを旧教育者への復帰であるとして対立的に再批判し、場合によっては互に対抗して容易にゆづらないという形を示したことわざった。こうして新しい教育のあゆみは一筋の道をたどることが容易にはでき難くなつた。これは戦後の十年にわたる教育改革の後半に現われていることであつて、その動向は今日まで続いていると見なければならない。

さらに山本敏夫は上掲同書所収「教育政策」のなかで、戦後十年の教育政策の推移を、つきの三期に区分して考察していた。

——いま、日本の教育政策は、大きな転換期にある。新しい強い統制の一連の政策が、強行されようとしている。わが国の教育政策が、きびしい転換の時期にさしかかっている現在、戦後十余年の教育政策のあゆみを跡づけて、新憲法の下において民主化されたはずの中央権力が、なぜ今日見られるように反動的政策をとるにいたつたかを検討することは意義あることであろう。ここでは、それぞれの時期における教育政策を、主として教育立法の動向からとらえ、展望と批判を試みたいと思う。戦後の教育政策のあゆみを、主として立法または法制の面から観察すると、次のような三つの時期に分けて考えることができる。ここでは考察の手がかりとして、戦後の対外的な関連によって時期的なふしをつけた。そのような観点から書いてみると、意外なほどに戦後の日本の教育政策は国際的な要因から影響をうけていることが判かるよう思う。(一)第一期 占領体制の時期(改革の図式化と方向転換)(二)第二期 講和体制の時期(占領政策是正と法改正の争い)(三)第三期 新しい体制の時期(新国防体制、命令と措置による行政)第一期前期における解放と改革との構図の法制化された諸法律は、後期においてはその解釈も積極から消極に変えられ、第二期においては占領政策是正の名のもとに、改正されようとする幾多の試みにあつたが教委法改正、教科書法不成立などにみられる意外の困難さを当局が認めるに至り、第三期においては法律による行政の本道からそれで、命令と措置による行政に力点をおくようになった。(それは中央統制を狙うものであり、中央の政党勢力に便乗しての失地回復を狙うものである。)

このほか石山脩平は同じく上述同書の「教育思想」のなかで、戦後教育

思想の変遷について、つぎの前後二期に区分して考えていた。

——(一)前期 (1)精神的武装解除 (2)新教育指針 (3)国語、国字改革 (4)新学制の強行 (5)社会科の新設 (6)教職員組合運動 (二)後期 (1)新教育の反省 (2)旭丘中学事件 (3)二つの世界は日本のうちに。

またこの前後二期の教育思想の特徴については、あらましつぎのように詳述していた。

——(一)前後二期に大別 新教育のあゆみを、主として「教育思想」の面からあとづけることが、本稿の課題であるが、教育思想は教育制度や教育内容や教育方法や教師のありかたなどの「教育事実」と密接に結びついている。教育思想が教育事実を生むと同時に、教育事実がそれを基礎づけたり推進したりするために教育思想を生む。こうして因果が循環し相互に関連しつつ思想と事実とが発生し発展してきたところに、新教育のあゆみの実態がとらえられるのである。それにもしても、終戦後十余年間の新教育は、朝鮮事変を境界として、各々数年間をふくむ前後二期に大別せられる。前期は新日本の建設という占領政策に支えられて、新教育が新鮮な革新的意欲とあわただしい焦慮をもって、いわば猪突的に猛進した時期であり、後期は占領政策の反省とは正という声に呼応して、一見するところ新教育の後退、逆行の外觀を呈しながら、その実は、より堅実な建設の道をたどった段階である。(二)前期(あわただしかった教育民主化のあゆみ) ……前期の教育は、このような激流に乗って、ひたむきに日本民主化のための精神的荒療治として行われた。六三制、男女共学、社会科をはじめ新しい教育課程、討議論、教科外活動、視聴覚教育、図書館教育などの新教育方法、およそ旧教育に代わって端的に「新教育とはこれだ」と見せつけるようなものが、実にあわただしく矢つぎばやに打ち出された。教師の頭の切りかえが叫ばれ、教育委員会がつくられ、教職員組合が労働組合に準じて結成せられ、PTAが組織せられた。こうした情勢の中には、占領政策そのものの功を急ぐあまりの行き過ぎも暗示せられた。すでに前期の終りごろには、占領軍自身も、「これはエラーであった」「ミステークであった」と後悔の色を示す部分があらわれはじめた。(三)後期(占領政策の再討検と新教育の反省) 昭和25年6月に朝鮮事変が勃発し、26年9月には日米講和条約が調印せられた。こうして表面的には日本の独立は達成せられ、その後の施策は日本の主体性における立案と実施にゆだねられたのであるが、安保条約と行政協定による事実上の義務と拘束とは、かえって新たに国民の一部を刺激して反米感情を醸成した。それにまた国際情勢は、米国を指導者とする自由諸国とソ連を中心とする共産諸国とを二つの世界に対立させ、自由諸国群に属する日本は、つね

に共産諸国群からの脅威と誘惑とにさらされることになった。……かくして後期の日本教育界は前期とは異なる様相を呈してきた。六三制の再検討、男女共学に対する疑問、教科書制度の反省と事実上の官僚的強化措置、社会科の改訂、教育委員会法の改正などが、当局筋から提唱せられ実施されると、在野勢力はほとんど常習的に反対し抵抗して、後期の幾年間は実に不安定な教育界となり、その様相は今日にまで持続され、ますます激化しつつあるのである。

さらに倉沢剛は戦後十余年の教育技術の発展過程を、前述同書所収「教育技術の進歩」のなかで、第一期（吸収期）、第二期（反動期）、第三期（総合期）の三期に分け、それぞれの時期的特色をつぎのように述べていた。これをみれば戦後教育技術の発展過程が、自ずとと明らかであった。

——戦後における、教育技術のあゆみをかえりみ、そこから、今後の課題をつきとめ、そして、その解決の方向を求めるというのが、この稿の仕事であろう。ところで、ここに教育技術といえば、それは学習指導と生活指導の両面にわたり、あらゆる方法上の理論と実践をふくむと解すべきであろう。そして、このような教育の技術は、技術そのものとして、切りはなされてあるのではなく、実は教育の目標や内容や評価と、はなれがたく結ばれているものである。全体としての教育観の動きが、やがて教育技術の動きをみちびいているのである。だから、戦後における教育技術の動きも、やはり全体としての教育観の動きに照らしてとらえるべきであろう。戦後における日本教育のあゆみは、大きく三つの時期にわけて考えることができよう。第一の時期は、終戦からおよそ講和成立（昭和26年9月調印）までの占領期で、専ら新教育の理論と方法を学びとった時であり、第二の時期は講和成立の前後からおよそ三、四年、だいたい昭和29（1954）年のころまでで、しきりに新教育の反省や批判が行なわれ、逆コースの嵐に見まわれた時期であり、そして第3の時期は、およそ昭和30（1955）年ごろから今日に至る時期であって、むしろ新旧二つの教育をより高い見地から総合し、新しい日本の教育をきり開こうとしている時期である。もし第一期を新教育の吸収期、第二期を新教育の批判期とよぶことができるとすれば、いまわれわれが当面している第三期は、新しい教育的総合の時期と考えることができるであろう。われわれの教育技術の動きも、このような全体としての教育情勢の動きに左右され、これと呼応して進んできたように思われる。

以上このように戦後教育十年の発展段階あるいは教育史的時期区分の仕方は、人によりまた何をどう見るかなどの立場によって異っていたが、下

程勇吉はまた戦後道徳教育の推移を考察するにあたり、上述同書所収「道徳教育」のなかで、これをつぎの三期に区分して解説していた。

——(一)混沌期(昭和20年より同25年まで), (1)精神的支柱の喪失 (2)教育の受難と昏迷 (3)新教育の直訳急進主義 (二)陣痛期(同25年より30年まで), (1)技術的対立より政治的対立へ (2)天野構想 (3)道徳教育にとっての公共の広場の問題 (4)愛国心の問題 (三)現在の状況と将来の展望, (1)保守的立場の反省 (2)進歩派の立場の反省 (3)道を開くもの。

このほか山田清人は現場研究の状況を述べるにあたり、同じく上掲同書所収「現場研究」のなかで、(1)新教育の模索期, (2)新教育の受け入れ期, (3)自主的教育の確立期の三期に分け、戦後十年のそれぞれの時期的特徴をつぎのように概観していた。

——(1)新教育の模索期、軍国主義、国家主義の教育の排除に代わって、まだ具体的な、新教育の体制と内容が、上方で用意されていなかったことは、現場の教育を空白にしたのであるが、終戦はすでに教師を自由な人間に解放していたし、そこへ上から与えられていた教育内容の権威が失われたことは、かえって教師の自主的な創意と自発的な意欲を生みだす条件を与えたことにもなった。いまから思えば、それは幼稚で素朴な考え方で支えられていたかもしれない。あるいは多分に誤りをおかしたものもあったかもしれない。しかし新教育の体制と新しい教育内容のまだ整備されなかったころのほうが、後に続く新教育受け入れ時代よりも、むしろ日本の教師は教育に対する創造の精神に燃えていたのではないかと思うか。伝統的な学校教育の形骸から脱け出そうとした意欲的な実践が、案外活発であったように思う。しかもそれらの実践は、戦争によって破壊された子どもたちの生活の事実から起ち上がろうとしたものであった。(2)新教育の受け入れ期、昭和22年3月に、教育基本法、学校教育法、同施行規則が公布された。これらの諸法令と前後して、文部省は、「学習指導要領一般編」ならびに「各教科編」を編集して配布した。そして、現場の教師に最も大きな反響をもたらしたものに社会科の誕生があった。新教育の研究といえば即社会科という風潮すら生んだのである。もちろん学習指導要領は教師の自律的な教育活動を促そうとしていた。指導要領は単なる試案であって、具体的な教育課程はそれぞれの学校において児童の興味や能力、地域の特性、学校の実状などに即して構成し展開していくべきものであるというのであったが、結果ははなやかなプランごっこの流行に教師を追いこめ、研究のための研究に多くの教師の関心と精力が向けられるようになっ

た。そのために、教師の姿勢は、それまでの自らの力で新しい教育を創造しようとしていた構えが、いつのまにか受身の立場に変貌し、上から、あるいは外から流れてくる新教育を受け入れるのに忙しくなったのである。新教育講習会はどこで開かれても満員の盛況であった。どこの県でも実験学校が各地区に設置され、カリキュラムを中心とした公開研究会が頻繁に催されるようになった。一方にはいわゆる認定講習会が現場の教師を大量に動員していった。もちろん、そういう新教育の受け入れ期となっても、流行的な動きには目もくれず、ひたすら現実の子どもと対決しながら、自らの新しい教育を生みだそうと努力していた教師が無かったわけではない。同じ社会科の研究でも東京都西多摩小学校の今井誉次郎の「農村社会科カリキュラムの実践」(昭和25年)などは、実験学校という枠の中にあってすら、村の青年や父母たちとの結びつきの過程の中で、リアルな子どもの生活を追求し、生活を高める力を培う教育実践の組織化に成功した例であった。(3)自主的教育の確立期 昭和25年6月に始まった朝鮮戦争を契機として、日本の文教政策ははっきり反動化の方向に転換させられていった。その10月には、国旗掲揚、君が代の斉唱について文部省の通達がでた。秋には、修身復活の動きが現われた。そういう情勢と対決して、経済闘争一本で押し通してきた日教組は、平和教育の問題を自らの課題としてうけとめねばならないことを認識し始めた。一方現場教師は、教育研究の受身的なプランごっこに対してようやく不信の念を抱くようになった。もっとリアルな教育実践を求める動きも胎動してきた。ついに日教組は昭和26年の城ノ崎における定期大会において、教育研究活動方針を打ち出すに至ったのである。「日本の教育のあらゆる偏向性を是正し、退廃と混乱の中にある日本文化を再建し、日本の青少年を守り育てる教育計画を民主的基盤において確立し、その実践の方途を自主的に具体化することは、われわれ教育労働者の果さなければならない歴史的な役割である」という自覚にもとづいて、日教組の教育研究活動方針はうち建てられた。

いずれにしても戦後十一両年は、新教育の復活覚醒期として、日本の教育史上画期的な一時期であったが、この時代に実際に新教育の実践を試みた三木勝雄、水谷忠夫、森山清止(神戸大学教育学部付属住吉中学校)は、戦後十年の「生活指導の実践」(「新教育十年」所収)の経過について、これにつきの四期に区分して考えていた。

——十年一昔と、よくいわれるが、この十年は実に、画期的な新教育がはなばなしく開花した時期であり、同時に新学制による中学校の発足した時代でもあった。その意味において特に中学校教育にとって、誠に重要な意義をもつ十年で

あったということができる。今私共の学校について過去十年の歩みを振り返ってみると、誠に波らんに富んだ十年であったことに気づくのである。もちろん付属学校という特殊な使命と環境とに恵まれたためもあるだろうが、いち早く新教育の大きな流れととくみ、大胆な実践と反省を重ねて来たのである。……ところで本校では研究の成果が一應得られるに従って、対外的な発表会を持ってきたのであるが、それを過去十年にわたって概観すると、大体内容的に次の四期に分つことができると思う。(1)第一期(昭和22年から同24年)社会科を中心とする統合カリキュラム試案の時代(2)第二期(昭和25年から同26年)生活活動課程を中心に全体教育計画再検討の時代(3)第三期(昭和27年から同30年)各教科の系統性と関連性を再検討し、各教科のもつ問題点究明の時代(4)第四期(同31年から現在)教科指導の重視とともに、その根底としての生活指導の実践時代。

9. 戦後新教育の試み

(一) **国際新教育協会** 戦後日本の教育は以上みてきたように、文字通り激動と昏迷のなかで、教育史上かつてない変革の時代を過した。それは今日の常識では、到底考えることのできない波乱の十年であった。しかしこのような戦後の激動期にもかかわらず、新教育の発展史からみれば、この時代が新教育の再生復興の一時期であったことに変わりはなかった。事実この時代には多くの教師や子供が、情熱をこめてこぞって未開の教育に挑戦した。その方法は時には未熟で、時には誤りがなかったとはいえなくはなかった。しかし民主主義の新しい教育原理に基づいて、新しい社会を作ろうという意欲が、多くの教師や子供を新教育の実践に向させた。そのことは当時全国的規模で、広範無数の領域で行なわれた、教師と子供の教育実践の事実をみれば明らかであった。また一方これら教師や子供の実践を結集し、それを発展助成する新教育推進諸団体も簇生した。その代表的なものに戦前昭和初期から日本の新教育を推進し、戦後さらに新教育の推進発展に寄与した国際新教育協会(New Education Fellowship)があった。この協会は戦前昭和5(1930)年に野口援太郎が設立し、同16(1941)年に解散した新教育協会が母体であり、戦後同30(1955)年小林澄兄(慶應義塾大学)、原田実(早稲田大学)などによって復活結成された教育者団体であった。

この協会が戦後新出発にあたって掲げた趣意はつぎのとおりであった。

——終戦後のわが国の教育は、その制度、内容、方法を一新して、民主主義教育の確立を期しつつ、今日に至っている。昭和5(1930)年から、同16年まで存続した「新教育協会」の運動は、まさに今日の新教育に先駆するものであった。歴史的、社会的の現実は、しかし新教育の概念内容に多少の異同を生ぜしめたものであった。基本的人権を尊重し、人格の完成を図るという点では、新教育の今昔に格別の差異は認められないけれども、国内外に平和を実現し、人類社会の文化と幸福との増進に寄与すべき使命は、とくに、今日の新教育に重く課せられている。今日のわが国的新教育は、この大きな道を見通し、かつそれに向って努力すべきであるとともに、次の二つの重要な問題の解決を迫られている。占領下の特殊的事情にもとづき急速にきめられた今日の制度、内容、方法は、いきおいそこに、わが国の実情に即応しない諸点ならびに所期の効果のあがらない諸点の少なくないことが、ようやくわかつってきた。その是正をいかにすべきかが、まず第一の問題となっている。偏狭なイデオロギーによって支配されることのないように、どうしたらそれを正しく止揚し得るかが第二の問題となっている。この間に立って、比較教育の研究を進めると同時に、他国的新教育から示唆を受け、またそれと協力することは、きわめて必要だと考えられる。わが国際新教育協会は、以上のごとき観点のもとに、また別記の運動綱領のもとに、わが国的新教育の健全な発展のためにつくすべく、志を同じくする全国多数の会員の合成功力を發揮とともに、「新教育連盟」(N. E. F) その他の国際的諸団体と密接に提携するものとする。

またその運動綱領として、つぎの11項目を掲げた。

——(1)人権を尊重し、人格の完成を期する。すなわち自由、協力の社会人の養成を図る。(2)国内外に、平和を実現する諸条件を明らかにし、教育の面において、その実現を期する。わけても国際理解への教育を推進する。(3)人類一般の文化を向上させ、万人が其の幸福に達するの道を明らかにし教育の面においてその実現を期する。(4)学校教育、家庭教育、社会教育の各領域相俟って実績を挙げる。(5)あらゆる教育の体制を合理的に検討し、これを理想的に組織する。(6)新教育は民主主義教育であるべきである。その意味を正解して内容と方法との改善につとめる。(7)被教育者の自己活動を活発ならしめ、価値生産者たらしめる。(8)偏狭なイデオロギーから教育を防衛する。(9)政治・経済・社会の現実に直結しつつ、しかも教育をその改善に役立たしめる意図をもって、教育本来の領域を忘れず教育者の本分をつくる。(10)教育者の自主的研究を盛んにし、理論と実践との結合を図る。(11)教育の国際協力のために「新教育連盟」(N. E. F) と提携し、ユネスコ

と運動をともにする。

さらにこの協会の新出発当時、その活動を推進興隆させるのに力をつくした協会役員、およびその担当職務分野について示せばあらましつぎのとおりであった。

——(1)会長 小林澄兄 (2)名誉会長 下中弥三郎 (3)副会長 赤井米吉 原田実
(4)顧問 河原春作 林博太郎 (5)監事 水野常吉 長谷川亀太郎 (6)理事石川謙
石山脩平 稲富栄次郎 大志万準治 大西一正 大西文太 小原国芳 海後宗臣
金子孫市 菊田要 志垣寛 神藤克彦 羽仁恵子 彦坂春吉 (7)評議員 饗場一
雄 池田種生 賀集音市 片山消一 加藤菊一 金久保通雄 川越重昌 清岡暎
一 近藤晴彦 椎野開蔵 柴田勝 竜沢良芳 谷岡市太郎 長倉邦雄 滑川道夫
奈良靖規 西原慶一 野瀬寛顕 藤本万治 宮田斉 村上俊亮 諸井三郎 山本
敏夫 吉田昇 渡辺克己 (8)運営委員 天野正治 片山清一 金子孫市 川越重
昌 神藤克彦 中島博 村田勝彦 山崎恒夫 (9)事務局長代理 川越重昌

以上のような趣意と綱領を掲げ、上述役員等によって復活新生した国際新教育協会は、機関誌「国際新教育」第一号所収メモの紹介によれば、概要つぎのような経緯のなかで誕生したものであった。

——この協会が生れるまで(メモ) この協会が生れるまでのあらすじ、これを一つ後日のために書いておく。この協会は、趣意書にも書いているように、新教育連盟(N E F)と密接に手をつないでゆくはずであるが、その支部であるためには一定の条件や手続きが必要である。近く条件をととのえ、手続きをして、支部としての承認を得ることになろう。しかしこの協会は、N E Fの支部的機能をはたすとともに、独自の活動をする自由をもっている。N E Fの国際会議が一昨年の8月から9月へかけてコペンハーゲンとアスコフとで開かれたとき、小林澄兄氏が日本の旧友を代表して招かれたのであった。小林氏は、出席者のほとんど全部から、日本における支部の復活を希望されたのであった。復活とは、戦前にあった新教育協会の再生の意味である。この協会は、一面ではその復活であり、他の一面では新生である。この協会は、ついに生れたのだが、ここに至るまでには、いろいろなきさつがあった。その委細は略そう。昨年の9月、ロンドンの本部事務局長アンド氏から小林氏へ一通の航空便がとどいた。それにはN E Fの理事、スイスのフェリエール博士の名が出ている。下中弥三郎、野口援太郎、羽仁恵子、伊東三郎諸氏の名も出ている。下中氏以下の方々は、日本の新教育運動の率先者であろう。これらの諸氏と、支部をつくる相談をしてみてくれ、あなた

(小林氏)が時期尚早と考えるならば、やむを得ないが……とある。小林氏は、返書を書いて、野口氏がとうに亡くなっていることを告げ、支部組織のためには、これらの諸氏とよく相談をして、なるべくその実現を図るといってやった。そこで小林氏は、下中、羽仁、伊東三氏のほか新教育協会当時の旧友相沢ひろし、田島音次郎、原田実、赤井栄吉、小原国芳、大西文太、大西一正、大志万準治の諸氏と、去る2月以来数回会合して、いよいよ発足ときめたのであった。したがって最初の理事には、便宜、以上の諸氏をわざらわし、(伊東氏は事務局長となる)顧問には、N E Fの現総裁、アメリカのウォシバーン教授と縁故の深い林博太郎博士とニイスでの国際会議に出席された羽仁もと子とをお願いし、さらに新教育協会当時の副会長であった入沢宗寿博士の後継者、東京大学の海後宗臣教授および会長であった野口援太郎氏が師範学校出身者であったことを思い合わせて、東京教育大学の石山脩平教授に、理事になっていただいた。なお旧友上沼久之丞、小野源蔵の両氏を忘れはしないが、上沼氏は南信に引退されて居り、小野氏は世田ヶ谷に閑居静養されているので、役員になっていたくことを遠慮したのであった。N E Fの本部へは、小林氏からこの協会の発足の日の近いことを知らせたところ、その機関誌「新時代」の編集責任者ヴォルコフ夫人から手紙が来て、アンド氏とともに、大いによろこんでいるとのことであった。フェリエール博士からは別記のような手紙が世界のこどもの会宛にとどいた。英文の趣意書は最近本部へ送った。3月30日アメリカへ出発された海後教授は、英文の趣意書をウォシバーン教授へ手渡されるはずになっている。賛助会員、普通会員のふえるのを待って、われわれの活動は、だんだん軌道にのることであろう。終りに、せっかく理事になっていたいた田島音次郎氏が3月17日病死されたことを、ここにお知らせしなくてはならぬ。このことを深く遺憾とし、謹んで哀悼の意を表する。

なおこの協会の本部はイギリスのロンドンにあり、日本の国際新教育協会はその日本支部という関係にあったが、イギリスの国際新教育協会の設立趣意の大要は、同協会の機関誌「The New Era in Home and School」によればつぎのとおりであった。

——新教育連盟 (The New Education Fellowship) は、より良い教育方法に興味をもつ、すべての人のために存する国際的団体である。新教育連盟にはあらゆる年令の子供たちを教える教師、師範学校の講師、大学教授ばかりではなく、父兄、芸術家、官公吏、社会学者、さらに会社団体の重役も入会している。このことは連盟が非常に広い範囲の興味と機会を人々に提供していることを示している。N. E. Fは1921年にイギリス、スイスならびにドイツで活躍している教育家の一群によって設立された。彼らは全世界から湧き上ってくる新らしい思想を研

究する独立的団体が必要であることを痛感したのであった。本部は全般的管理のためにロンドンに設けられ、支部はその後各国に設立された。今日では世界の20の主要な国々に支部と通信員を擁している。N.E.Fの仕事の価値はユネスコによって認められて来ている。すなわちユネスコはN.E.Fがユネスコの一つの相談団体になるよう願って來たし、いくつかの重要な教育計画を実行するよう求めて來た。こうしたものの中には学校内での人間の権利についての教授、また精神衛生についての記録が含まれている。この記録は1953年のヨーロッパにおける普通児童教育に関するユネスコ会議に対する最も重要な作業報告の一つに向けられたものである。N.E.Fは世界を通じての教育の拡大は、それぞれ異なった文化をもつ国民相互の眞の理解にとって必須のものであり、それゆえ、永遠の平和を確立する手段でもあると信じている。国内的には、支部は会議、講演、ゼミナール、討論会、グループを組織し、それによって全国からやってくる教育者は会合し、意見を交換することが出来る、同時に、それにより若き教師は彼らのもてる理論を発展させ、また同一分野で活躍する他の人々と討論することが出来るのである。国際的にはN.E.Fの事業は個々の会員に関する限り同様であるが、しかしそれはずっと大規模に行なわれる。N.E.F世界会議は、その第10回大会をデリーで1960年に開催したのであったが、多くの国からやってきた卓越せる教師や思想家によってその会は導かれ、そして到達した結論は20世紀の教育実践の上に深い足跡を印したのであった。

(二) 研究と実践活動　国際新教育協会日本支部は、上述ロンドンの本部、および各国支部と連携交渉を深める一方、国内では新教育推進のための数々の諸活動を展開した。そのおもなものは、(1)新教育の研究と実践、(2)協会員の研修、研究会の開催、(3)機関誌「国際新教育」その他図書の刊行、(4)国内外の関係会議の開催とそれへの参加などであった。このうち会員の研究発表は毎年一回程度の予定で行なわれたが、このなかから二、三について述べるとつぎのようであった。まず第一回研究発表大会の場合についてみると、それは昭和34(1959)年10月24日、日本女子大学を会場につぎのような趣旨を掲げて行なわれた。

——戦後、教育制度が大きく改革されて以来、子供の望ましい成長を促し、正しい教育のあり方を求める研究は、各方面から進められてまいりました。しかしながら教育は、その重要性のゆえに、一面いろいろな動機によって動搖させられていることも否定できません。子供をまもり、教育をまもるために、施設の拡充

整備も、社会の関心の高揚も、父母の啓発もたいせつではありますが、なんといっても、教育者自身の着実な研究と実践に負うところが大であります。本協会はこれらの貴重な研究に従事するひとびとが、おののその成果を交換する機会をつくるために、この研究発表会を開催する次第であります。

またこの時の(1)個人研究 (2)パネル討議 (3)シンポジウム (4)研究資料展示その他のプログラムは、つぎのような内容と順序となっていた。

—— (プログラム) (I) 開会のあいさつ 会長 小林澄兄 (II) 個人研究発表
 (1)小学校における空間のあつかいについて 木崎和夫 (中野区神明小学校) (2)シユプランガーの教師論 天野正治 (東京教育大学大学院学生) (3)学習形態の底辺構造 橋本伊知郎 (埼玉県加須市西中学校) (4)学級会と特設道徳 児玉満 (横浜市大鳥小学校) (5)作文指導と学級経営 前田幹枝 (墨田区横川小学校) (6)小学校の科学技術教育について 長谷川治彌 (新宿区天神小学校) (7)総合教育の教育方法について—社会科と理科の統合による生活科の提唱— 佐藤良吉 (青山学院大学) (8)低学年理科の観察 木暮静雄 (台東区富士小学校) (9)意欲ある生活者としての児童を育てよう 戸沢佐千江 (足利市北郷小学校) (10)子供の日記による指導の一考察 本間万亀夫 (中野区上高田小学校) (11)音楽要素の分類とその実例 広瀬鉄雄 (板橋区富士見台小学校) (III) パネル討議 新学習指導要領のもとでどのように児童の興味関心を生かすか—系統主義と生活主義の岐路に立って— (1)山崎恒夫 (司会) (武蔵工業大学) (2)金子孫市 (東京教育大学) (3)川越重昌 (富士見台小学校) (4)倉成英典 (横川小学校) (5)佐藤良吉 (青山学院大学) (IV) シンポジウム 東西文化の交流と教育—国際教育学会議の成果を基盤として— (1)神藤克彦 (司会) (上智大学) (2)小林澄兄 (慶應義塾大学) (3)原田実 (早稲田大学) (4)稻富栄次郎 (上智大学) (V) 閉会のあいさつ 原田実 (早稲田大学) (VI) 展示 戦前のわが国には、大正から昭和の初期にかけて、ドルトン・プラン、合科学習、統合教授などの名のもとに、いわゆる新教育思想がひろく取り入れられ、本協会の前身たる新教育協会を中心[new]に新教育運動が展開されるとともに、富士、横川、豊明、池袋児童の村、玉川学園、自由学園、御茶の水附属、奈良女高師附属、成城学園、東京高師附属、三国 (福井県) など数多くの公私立学校において実践に移され、日本教育史上特質すべき一時期を画したございました。これらに関する資料は、一部は戦火に焼失しましたが、幸にして難を免れたものは、こんにち、他に代えがたい貴重なものとなっております。本協会では、さきの国際教育学会議にその一部を展示して内外人の好評を博しましたが、今回さらに多数の記録を追加して、研究発表会場に再び展示することといたしました。写真、作品、学級日誌、教師の記録、図書など先人たちの努力の跡を物語る諸資料を、ぜひ一

見されるようおすすめします。

研究発表大会は以上のようなプログラムにもとづき、一般会員、臨時会員を集め多方面からの研究発表が行なわれた。このうち佐藤良吉は総合教育の方法として、社会科と理科の統合による生活科の実施を提唱した。その発表要旨は「総合学習の指導の方法について」（「私学研修」所収）によれば概要つぎのとおりであった。

——学校教育法施行規則第25号（昭和33年8月改正）には、「小学校第一学年および第二学年においては、一部の教科について、これらを合わせて、授業を行なうことができる」という、重要な規程がある。（それは後にそのまま同36年4月実施の小学校学習指導要領総則にもとれいれられた。）しかしこの規程はあまりわれわれ教師や研究者の注意をひかないようであるが、それは総合学習、合科学習、統合学習などを意味しているという点できわめて重要であると考えられる。……このような方法が認められ、規定としても定められたのはこれがはじめてあって、大正年代から昭和期にかけ、統合教授、合科学習の盛んであった頃も、戦後コア・カリキュラムの全盛期にすら法令としては許されていなかったのである。以上これら過去の事情を考えると、この規定のもつ意味は極めて重要であり、その実施法上の実際的かつ有効な具体案の必要が痛感される。この研究はこのような背景と要求からうまれたものであり、今日の学校に適した生活科カリキュラム案の構案が目的とされている。

上述のこれら第一回研究発表大会の模様について、機関誌「国際新教育」は当日の状況としてつぎのような報告を行なっていた。

——(1)会員の日頃の研さんの成果を発表する秋季研究発表会は、10月24日(土)，日本女子大学豊明講堂を会場とし、予期以上の多数の会員、臨時会員参加の下に行なわれた。小林澄兄会長の開会のあいさつにつづいて午前の個人研究発表、午後のパネル討議、シムポジウムと会はとどこおりなく進み、原田副会長の閉会のあいさつをもって終了した。真摯な発表と活潑な討議とで緊張と感動の中に終始したが、午前の部で廣瀬鉄雄氏による音楽のリクリエーションはこうした雰囲気を和らげ、また金子孫市氏の配慮による池袋児童の村を中心とする貴重な資料の展示も熱心な会員へのよい贈物であった。なお会場のお世話をいただいた西原慶一氏への感謝をも忘れるることはできない。……(2)個人研究 ここでは今後の新教育を開拓させてゆく上の手がかりになるものとして、その二、三についてのみ

取上げることをお許しいただきたい。たとえば、木崎和夫氏（中野・神明小）は、小学校における空間の取扱いが現代教育の盲点となっていると指摘し、橋本伊知郎氏（埼玉・加須西中）は、共同学習は一つの反省期にきており、すなわち、もっと教室で子供が人間として、ものを考える時間が必要ではなかろうかとの疑問を提示し、逆に本間万亀夫氏（中野・上高田小）は、子供たちの相互理解を深めるためにグループ日記による指導が大切であることを指摘した。また佐藤良吉氏（青山学院大学）はここ数年来研究して成果を収めてきた社会科と理科の統合による生活科を提唱した。シュプランガーの教師論を追究した天野正治氏（教育大・大学院）は、同教授の静けさ自明さ、けいけんさ、愛の中でこそ真の教育が行なわれるとの所説をひいたが、これまた今後の新教育を示唆するものとして会員の注目をひいた。(3)シンポジウム 東西文化の交流と教育—国際教育会議の成果を基盤として一の主題のもとに神藤克彦教授（上智大）を司会者として行なわれた。まず小林澄兄教授（慶大）が立ち、よい教育は国際理解の教育である、具体的にはヒューマニズムにもとづく教育を目の前の子供の取扱いからはじめ、世界が一つに結ばれるようにしなくてはならないと結論した。ついで水野常吉教授（玉川大）は、国際教育学会議はそれ自体で東西文化交流の意義があったが、インドのメノン教授の指摘していた、「基礎教育」の、「技術中心」の理論、またロンドン大学のラワリーズ教授の言及していた「科学的ヒューマニズム」の二つは、今後の教育を推進してゆく上に大きな示唆を与えていたと結んだ。最後に立った原田実教授（早大）は、ヒューマニズムにもとづく教育を今後積極的に進めてゆくには、一つにはその障害となっている意識の先走りを除くことと、もう一つには理解する前に信ずる心持のなくてはならないことを指摘し、ヒューマニズムというものが日常の行為において、実践力をもち、習慣づけられなくてはならないことを具体的な卑近な例をあげ説いた。

ついで第二回研究発表大会は昭和35(1960)年11月5日、青山学院大学を会場につぎのようなプログラムによって行なわれた。

——(I) 開会のあいさつ 会長慶應義塾大学名誉教授 小林澄兄 (II) 会場挨拶
 いさつ (III) 個人研究発表 (1)指導のためのパーソナリティーをみつめて 稲葉
 多喜枝（東京都大田区立大森第五小学校）(2)わたしの生活指導 水沢静江（東京
 都北区立第三岩淵小学校）(3)日記にみる子どもの欲求と発達 前田幹枝（東京都
 墨田区立横川小学校）(4)方程式指導の際の問題点 橋本伊知郎（埼玉県加須市西
 中学校）(5)ジョン・デューイの道徳思想と宗教観 山本義秋（青山学院初等部）
 (6)アクティブ・プランによる学習指導の実際研究（16ミリフィルム使用）佐藤良
 吉（青山学院児童教育研究室）小沼和（東京都世田谷区立用賀小学校）(7)外のみ

た日本 後藤三郎（立教大学）(8)1900年前後のわが国における児童観とその背景—新教育の成長を阻む要因に関する研究(1)— 中嶋博（早稲田大学）(9)科学技術と新教育 池田種生（産業教育連盟）(IV) 研究部報告—1年のあゆみ—(V) シンポジウム 道徳観の変遷と家庭教育（司会）片山清一（提案）上村哲彌（日本女子大学教授）石井幾久子（東京都社会教育委員）相沢節（東京都目黒区立八雲小学校教諭）内本光富（東京都目黒区立碑小学校教諭）(VI) 講演 道徳教育の諸問題 山田栄（東京教育大学教授）(VII) 閉会のあいさつ

その際小沼和と佐藤良吉は上掲プログラムにみられるように、年来研究実施してきた Active plan による新しい学習指導の試みについて紹介した。その概要是「Active plan の試み」（「国際新教育」所収）によればつきのとおりであった。

——Active plan による学習指導というは、児童の創造的、意欲的、探究的な求知心を、また豊かな経験のともなう活動性を十二分に伸ばすこと目的に、とくに児童の流動的な activity を重視して行なわれる学習指導のことである。A 学院大学初等部（佐藤良吉担当）および東京都世田谷区立 Y 小学校（小沼和担当）でこうした試みを行なって久しいが、しかしその着想は決して新しいものではない。すべてこれまでの新教育の方法や原理に学んで考えられたものであって、とりわけ構案法（Project method）、問題法（Problem solving method）、および戦前わが国でも盛んに行なわれたドルトンプラン（Dalton plan）、合科学習、統合学習、動的教育法などから多くの示唆をうけ、これを最近の学校に適するよう再構成したものである。その学習活動の実際については、過日 N H K 教育テレビ（教師向番組）で数回にわたり放送したが、ここではその特徴とみられるいくつかのことがらについて以下簡単に述べることにする。(1)Active plan による学習指導では児童の主体的、自発的、探究的な活動が中心となり、教師の適切な指導、助力によって活発な学習が展開される。その学習形態は多くの場合、いく組かのグループからなる共同学習の形態が本体となり、構案法、問題法、討論法、動的教育法などの方法的特色を十二分に取りいれて行なわれる。各自または各グループは互いに割当てられた仕事を分担し、各児童、各グループと相互に連携を保ちながら、かつ見透しある動機づけに支えられて自主的に課題に取り組んでいく。したがってそこでの児童は、従来の教室でのように終日机に向って静かに腰をかけ、教師の話を単に受動的に聞いているというのではなく、自由に活動しながら時にはそこここを歩きまわり、級友たちと協力的に学習にいそむことになる。(2)こうした児童の活動を中心とする多様で探求的な学習においては、可能な

かぎり多くの学習材料や教材、例えは図書その他必要な多くの材料が役立てられ、それとの関連でいきいきとした学習活動が展開される。このため教室の設備も従来のものといろいろな点で異ってくる。机もここでは四人または六人用のものが一般的なものとなり、教室の環境も作業室のようによく整備され、これまで教室とよばれていた名称も、学習作業室と改める方が一層ふさわしくなる。また教室と戸外の遊び場、学校園、その他地域社会の各諸施設との連けいあるいは校舎内の図書室、理科室、図工室、音楽室など、いわゆる特別教室との有機的結合にも多くの創意工夫がみられることになる。教室の形、設備の配置、採光、色彩その他は、単に建築学上の要求だけでなく、これらあらゆる教育設営が、教育方法上の必要から再編成されなければならないことに気づかれはじめる。学校の校舎が児童を収容する容器でないことは、ここではもはや誰の目にも明らかなものとなる。(3)また教師の役割も大きく変化してくる。従来の教授学校では教師の役割は主として教科の教授者であり伝達者であった。しかしここでは教師は教授者であると同時に児童の生活と学習の有能な組織者であることが要求される。学級には発達、成長、能力、性格、性質、健康、興味、関心、意欲、行動、生活、環境の異った児童がいる。これらの児童を有効適切に指導しうるのは、もはや教科の教授伝達者としての旧い型の教師ではない。それは児童ひとりひとりを総合的に洞察し、Mursel が ‘successful teaching’ の中でいっている、学級をダイナミックに組織しうる組織者としての新しい今日以後の教師である。Active plan による学習法では教師のこうした役割は最低必須の要件であって、この指導法の特色ゆたかな実のりもこうした教師がいてこそ生まれてくる。(4)Active plan による指導法はさらに児童が学習の過程でなしとげた仕事の結果より、その過程で児童が身につける経験の質によって学習の価値が決定されるという特徴をもっている。つまり問題解決のために、ひとりひとりがどれほど身をいれて、学習を経験しているかが価値判断の基準になる。Active plan はこの点でも他の指導法と比較し、多くの強みある特色を発揮する。それはこの学習法が学習者の動機づけをほとんど完全に行ないうるため、児童の関心や興味を極めてよく学習活動に集約することができるからである。(5)またこのような状況の学習においては、児童各自が有意的で興味ある学習に没頭するから、級友相互の間に無意味な摩擦をひきおこすことがない。このため学級全体が心理的によくまとまって安定し、学級の雰囲気は調和的で明朗なものに変わってくる。こうして児童にとって学習はこのうえなく楽しいものとなり、励みのある充実感の伴った経験として内面化され、学習が身につき生活が組織だてられる。(6)Active plan による学習指導法は、何れの学年、何れの学科にも適した指導法であり、したがって可能な限りこの試みの行なわれることがのぞましい。しかし学級の児童数が余りにも多いとか、教科学習を急いで実施しなければならないという場合には、この方法をそれに随伴さ

せて効果をあげればよい。何れにせよ実施予定案 (Active program) の作製が必要となるが、児童の Activity を最も生かし得る活動的な単元を構成し、一週一回、半日または全日を用いて楽しく、かつ活潑に行なうようにすれば効果もまた大きい。(7) (16mm映画) ……学習指導法—Active plan—に見られる (1)共同学習、(2)問題解決学習の内容の一例を簡略に示すとつぎのようになる。(その1)共同学習、(単元) 大昔の人の生活しらべ (I) 学習の展開、話しあい、グループづくり。(II) (1)のグループ、大昔の人の首かざりつくり。(III) (2)のグループ、大昔の人の道具づくり。(IV) (3)のグループ、大昔の人の生活を絵にかいてみる。(V) (4)のグループ、大昔の人の土器づくり。(VI) (5)のグループ、大昔の人の家づくり。(VII) (6)のグループ、大昔の人の生活を本でしらべる。(VIII) 学習の終末、まとめの話しあい、作品の展示。(その2) 問題解決の学習、(単元) 安全に通学するにはどうすればよいか 学習の段階—(I) 問題の生起。(II) 知性化、話しあい、グループによる資料の集しゅう。(1)のグループ、こうつうじこしらべ、じこの原因しらべ。(2)のグループ、おまわりさんのお話をきく。(3)グループ、地図をつくり、あぶない道しらべ。(III) 仮説、推理、話しあいをすすめながら資料にもとづき仮説を立てる。(IV) 実験、検討、結論を得たら仮説を実際に行なってためしてみる。

以上研究発表大会における Active plan による新しい指導法をふくめ、佐藤良吉の実施した新教育の試みについて、「Aoyama Trojan」(1954, June) は “Primary school hails new education system” としてつぎのように紹介した。

—Entirely new educational program is to be carried out at the Primary School from the beginning of this semester on. The program, based on the “New or Progressive Education” of John Dewey, that is—Child-centered education and experimental pedagogics, aims at the development of personality in each and every pupil. However, the realization of this ideal would not be an easy task. It is vitally important, for instance, that the teachers should realize the significance of the new educational attempt, and on the other hand, hearty co-operation from the side of the parents is requisite. In spite of the many difficulties blocking the way, a number of teachers are firmly determined to achieve the desired end of this plan. The most ardent of them is Mr. Yoshikichi Sato who is actually undertaking the plan in his own class, 1st year, Sakura Class, as an “experimental class.” He is devoting himself to the realization of

the theory with fresh hope and vigor. Interviewed by the Aoyama Trojan, he put his idea as follows: "I believe that the psychological as well as the social elements in teaching will go a long way toward the lower-grade education." In his class, forty-four pupils are divided into eleven groups and each group has four desks arranged together. Through the little society in each group, they cultivate the spirit of co-operation, mutual assistance and understanding, etc.. The teacher goes round among them giving many kinds of advice personally, and he merely moves there as a "guide" in the real meaning, not as an "overseer" or an "injector of knowledge." All the pupils do their best in the work appropriate to their individual talents. Mr. Sato emphasizes: "This New Education will surely be supported not merely as my personal idea, but as a basic principle signifying the primary education of Aoyama in the future. I will make it my life-long duty to exert all my energy in the education of Aoyama."

また上掲プログラムによる研究発表大会当日の模様について、機関誌「国際新教育」は、つぎのような記事を掲載して紹介報告した。

——会員諸氏が日頃の研究、実践の成果を共通の場にもち來たって、新教育のあり方を真に深く考究する本協会の研究発表大会第2回大会が、11月5日(土)青山学院の米山記念講堂で開かれた。先ず小林澄兄会長は、開会の辞において、本協会の研究活動の特色が、現場の教育実践を重視し、理論、実践あいまっての新教育の発展に、創設以来力をかたむけて來たことを強調された。その言にたがわず、今回の発表内容も、理論的研究あり、実践的報告あり、まことに多彩なものがあった。個人発表の先陣に立った、東京都大田区大森第五小の稻葉太喜栄教諭は、指導のためにパーソナリティをみつめてと題する発表を行なったが、児童を社会生活に適応させるための精神衛生的見地から小学校時代に指導することの必要、そのためには科学的な診断法、検査法等に加えて、教師が子供に人間として密着し、子供が教師に自己を投げかけてくるような教師になることが、最も必要であると新教育の根本たる児童理解の重要性と本質を鋭くついた発表であった。次に埼玉県加須市西中学校の橋本伊知朗教諭は、方程式指導の際の問題点と題して、方程式を教える際の未知数のあつかい方に関し、多くの教科書において行なわれている方法の欠陥を指摘し、独自の方法を紹介した。細い事実はここでは紹介しないが、氏の研究は、要するに、大人が大人の考えた子供を理解することの問題性を指摘するものであった。児童はそれ自身の世界を有すると、ここでもまた新教育の古くして新しい言葉が想起された。青山学院初等部の山本義秋教諭は、ジョン

・デューイの道徳思想と宗教観を発表した。人間性の中にすべての原理を見出すデューイの人間性に基く道徳の意義と、個人的標準や超越的標準で道徳を律せんとする非社会的道徳觀を排し、道徳的規律の社会的意義を強調するデューイの社会性に基く道徳の意義とを強調した。時間ぎれで宗教観の問題について充分聞けなかつたのは残念である。次に、青山学院児童教育研究室の佐藤良吉氏、東京都世田谷区用賀小の小沼和教諭のアクティブ・プランによる学習指導の実際と題する共同研究は、新教育の児童中心、活動尊重の理念の教育実践への今日的適用をねらつたものであり、16ミリフィルムを使った発表は、まことに当日の圧巻であった。児童の創造的特質を尊重し、児童の活動的アクティビティーを重視し、考案法、問題法、ドルトンプラン、合科教授、綜合教授、動的教授等から豊かな示唆を得て、真に児童の自発性、能動性、創造性に基く教育を、最近の学校の実情に即して再構成したものであった。そしてそのような意図は、私達の見たフィルムにおいてきわめてみごとに実現されていたと思う。……次に早稲田大学講師中嶋博氏は、1900年前後のわが国における児童観とその背景—新教育の成長を阻む要因に関する研究—と題する、新教育史研究上、きわめてユニークな研究を発表した。氏は1900年前後が、国際的な新教育の運動上きわめて重要な時代であったことを説き、この時代において児童中心という新教育理念がほうふつとしてわきおこったことを述べながら、わが国の新教育理念の受け入れ状況をかえりみて、そこに果して新教育が真に育つ地盤があったか否かを問題とした。巖谷小波、樋口勘次郎らの児童観が検討せられ、こうした進歩的な人においても真の児童中心の児童観に徹し得なかつたことが指摘された。その原因として、(1)ゆがめられた児童観、(2)封建的家族制度の存続、(3)家庭の経済的状況と児童文化普及の限界、(4)わが国のおかれた国際的地位等をあげている。新教育が正しい姿でうけとられず、真教育とならなかつた点を指摘し、その中にあっても野口援太郎、及川平治らの人々によって正しい新教育理念の摂取が行なわれていた点を強調した氏の研究は、私達に示唆する所きわめて大であった。午後の部の最初は、シンポジウム、道徳観の変遷と家庭教育であった。出席の講師は、玉川大学教授水野常吉氏、文部省社会教育審議会委員石井幾久子氏、東京都中央区鉄砲洲小学校教諭櫛田新太郎氏、東京都目黒区碑小学校教諭内本光富氏であった。先ず水野常吉氏が、現代のスパートニク時代に即応する新しい道徳教育の必要を述べ、20世紀後半のnew world は new man を必要としており、これをつくるのが新教育の役目であると述べ、new man をつくる新しい教育のあり方として、コミュニズム的な綜合技術教育としてのポリテクニズム・ヒューマニズムの立場に立って、多面的能力と社会生産の結合をめざす綜合技術教育としてのポリテクニズムを説き、この両者の調和した教育が new man の教育である。それには先ず幼児から成人にかけて家庭における教育が必要であることを強調した。

以上第二回研究発表大会に続いて第三回研究発表大会は、昭和36(1961)年10月28日上智大学を会場に、つぎのような趣旨を掲げて行なわれた。

——昭和5年、野口援太郎氏をはじめ、真摯な教育家によって設立された新教育協会の精神と、運動の精髓を受け継ぎ、さらに発展させるべく、昭和30年発足した、わが国際新教育協会は、政治的にも社会的にも動搖し続けている教育界にあって、常に中正な立場を堅持しながら月例の研究会や合宿による研究会を開催し、国内ばかりではなく広く海外にもわたる重要な教育問題をテーマとして研究を続けて参りました。会員はそれぞれ真剣な教育実践と貴重な研究によって多大な成果をあげております。一昨年は日本女子大学、昨年は青山学院を会場として二回に亘る研究発表会を開き新教育推進の上に裨益するところ多大なものがありました。本年も関係者一同の尽力と上智大学のご厚意により下記のように第三回の大会を開催するはこびとなりました。会員の皆様をはじめ多数のご参加を切に望んで止みません。

またこの時の(1)個人研究発表、(2)共同研究発表、(3)研究部報告、(4)講演その他のプログラムはつぎのようであった。これら発表の各テーマには、当時の新教育の諸活動における主要関心事の一端が反映していた。

——(I) 開会のあいさつ (1)N. E. F 本部 メッセージ披露 小林澄兄(会長慶應義塾大学名誉教授) (2)会場校あいさつ 神藤克彦(上智大学教授) (II) 個人研究発表 (1)ブロック・フレーテについて 広瀬鉄雄(東京学芸大学附属大泉小学校教諭) (2)小学校におけるローマ字指導について 長谷山治彌(東京都新宿区立大神小学校教諭) (3)理科における観察指導の問題点 白井唯行(東京都中野区立昭和小学校教諭) (4)ロシア、ソビエトにおけるウシンスキイ研究について 菅原徹(早稲田大学大学院学生) (5)公立学校における道徳教育と宗教教育の問題点—The Function of Public Schools in Dealing with Religion より— 内本光富(東京都目黒区立碑小学校教諭) (III) 共同研究発表 教育基本法をめぐって(司会) 片山清一(学生部) 東京教育大学、青山学院大学、慶應義塾大学、早稲田大学、日本女子大学、(1)問題提起 天野正治 (2)成立の事情 飯山明子、大田垣幾也、春日玲子、小林洋子、野矢はるえ、毛利陽太郎、森下恭光 (3)法文の内容・他の法律との関係 下山田祐彦、角替弘志 (4)教育現実と教育基本法 伊藤由紀子、牛山和子、篠塚真理子、鈴木ノリエ、竹田勝幸、塙田紘一、辻誠、中村雅子、福島計技、前川カホル、芳村加代子、渡利洋子 (5)海外教育法規との比較 沢井昭男、菅原徹、福島茂明、松本清 (6)教育基本法をめぐる現時の諸論潮 金

子茂, 川合治男, 西田順子 (N) 研究部報告—1年のあゆみ一 稲葉多喜枝 (東京都大田区立大森第五小学校教諭) (V) 講演 (1)新教育とティーチング・マシン 矢口新 (国立教育研究所) (VI) 閉会のあいさつ 原田實 (副会長早稲田大学名誉教授)

小沼和や佐藤良吉は上掲の協会主催の研究発表大会に研究内容の紹介を行なう一方, この協会のメンバーの一員として, 多面的な新教育の研究とその実際化のための教育実践を行なった。新しい教育相談の試みや, group dynamics の原理に示唆を得た子供の生活指導の方法もその一つであった。佐藤良吉はこのうち新しい教育相談の試みの実際化の概要を, 機関誌「国際新教育」のなかでつぎのように述べていた。

——A学院大学初等部では, 新しい教育相談の試みを通じて父母との間に効果的な連携を持っている。教師も父母もこうした形の教育相談の方法に慣れるにつれ, その効果も次第にましてきている。教育相談についての考え方を以下簡単にまとめて報告することにしよう。(1)これから教育相談は, 全体の児童の父母を対象に, 計画的, 意図的方法で行なわれるものでなければならない。これまでの教育相談は, 多くの場合特別の問題を持った子ども（例えば著しく知能が低い子）などの父母を対象に, 大学や研究所の付設の相談所で行なうのが普通であった。その意味ではこれまでの教育相談は, ごく限られた少数の児童対象のものであって, 学級全体の児童の父母を対象とする, 計画的教育相談はなかったといえる。しかし普通学級のいわゆる普通児のなかに, 指導を要する多くの児童がいるのであり, これらの児童を対象とする教育相談は, 極めて必要なものとなってきているのである。一見何ら問題を持っていないように見える児童の場合でも, かれらが一様に成長の途上にあるという意味では, すべて問題を持っているのであり, 教育相談が学級の全児童の父母を対象に行なわれなければならない理由はこの為である。(2)学校（または学級）の教育計画は, 教育相談のプログラムを当然含むものでなければならない。学校（または学級）における教育相談は, 全児童の父母を対象に, そのひとりひとりの子供の成長の過程での問題を, 繼続的且つ効果的に解く父母と学校との努力に他ならない。したがって教育相談は本来教師の重要な教育活動の一分野なのであり, 学校（または担任教師）はこの為のプログラムを当然教育計画のなかに持つていなければならぬ。以上学校はこのような教育相談のセンターとして, 可能な限り教育相談に必要な施設を用意すべきであり, その準備を整える努力をしなければならない。これから学校は今後これらの機能を果すことによって, 明日以後の新しい学校の性格を創り出してゆくに違いな

いのである。(3)教育相談の担当は学級担任が行なうべきである。担任教師が教育相談を受けもつことについて、異論や反対がないわけではない。その反対論の多くは学級担任は学習指導や生活指導に重要な役割を受けもっており、その為に時間の余裕が少なく、また教育相談にはそれ相応の技術も身につければならないので、無理にきまっているというものである。たしかに教育相談はひまのかかる仕事であり、母親の訴えを一時間も聴いてやらなければならないということも起りうる。また諸種の調査をしたり資料を整えたりする為に、多少の技術のいることもたしかである。したがってこうした仕事にはそのような技術を専攻した専門の教師がやるのがいちばんよいという意見である。しかしここでいう教育相談は、担任の日常行なう学習や生活指導を、より効果的にはこぶいわば車の両輪の一方の輪に他ならないことを認識する必要がある。(4)教育相談のプログラムはあらかじめ父母に知らせておくのがよい。A学院大学初等部では各学級の相談日の日程や主題を各学期の最初に父母に通知することによって大きな効果をあげしている。この通知にはまたその学期中の父母会や学級参観の予定もおりこまれている。これは教育相談の成果が他のこうしたことがらとの関連と相俟って、はじめてその効果を期待し得るものであるという理由に基づいている。父母はこの日程表により各自のいちばん都合のよい日をえらんで来談すればよいが、その回数は一学期中二回程度が最もよいと考えられる。日程表の例をつぎにあげることにしよう。(例省略) 実際のものには相談の主題となる事柄や、必要な注意を書きこんであるがいまは都合ですべてそれは省略する。父母会、学習参観と関連させて教育相談の回数など参考にせられたい。(5)教育相談の形は原則として集団で行なうのを本体とする。日程表にしたがって相談にくる父母は学級では毎回10人以内であるのが普通である。この人たちをひと組のグループにまとめて、相談に応ずるのである。集団形式での教育相談の難点は、お互いに気がねし大切なことを余り話したがらぬことである。しかしこの方法でも慣れてくるにつれ、お互いに遠慮なく話しあうようになり、個別の相談形式に見られない多くの利点を持つようになる。話が抽象的になって、個人の要求に応じ難いというのも集団形式の相談の欠点である。この点は方法的に十分工夫してみなければならぬところである。形はグループの形式でも、そのねらいは個別相談と全く同じなのであるから、児童ひとりひとりの問題を、具体的に解決するのが目的であることを忘れてはならない。(6)集団での教育相談には特に主題を設けて行なうことが望ましい。相談の際にその日の相談の主題を設けることは、来談者に共通の関心と興味をおこさせる為に極めて必要なことである。その時々の最も大切なことがらを中心に、相談の糸口をつくり出すのである。例えば一年生の4月の相談ならば、入学当初の子どもの問題を、二年生ならば、むずかしい子どもの指導を、三年生の場合ならば家庭学習の問題を、四年生の場合ならば読書の問題を、五年や六年ならば進学の

問題をと云う具合にし、それと児童個人の問題を関連づけ、相談を進めてゆくのである。

しかし新教育の試みが、いつの時代でもそうであったように、平坦肥沃な土地に種子をおろすほど容易なものではなかった。学校関係者や同僚の理解を得られないため、途中で挫折した例も決して珍らしくはなかった。その意図が真摯で熱心であればあるほど、負わなければならぬ十字架は、昔も今も変わりないようみえた。小沼和は新教育の原理を、障害児教育の領域に拡大して、未開の分野に多彩な実践を試みた。かれはその研究と実践の成果を「特殊学級の現状と問題点」として、(1)学校教育の変容と心身障害児の教育、(2)特殊学級の現況、(3)特殊学級（精神薄弱）の問題点の概要、(4)特殊学級在籍児童、生徒と問題点、(5)保護者の特殊教育に対する理解のあり方、(6)学校経営における特殊学級の運営、(7)特殊学級の入級指導、(8)特殊教育と教育行政、(9)特殊教育の将来の九項に分け「教育学研究」に掲載した。その論文は人間的な深い洞察力と、ヒューマニズムに溢れたつぎのような序文で始められていた。

——学校教育は非常に緩慢ではあるが、本質的に変容しはじめている。この事実は、心身障害児の教育に顕著なかたちをとりながらあらわれはじめている。そしてこの教育の改革は将来普通児の教育に大きな影響を与えるその教育を改革せしめるであろう。この心身障害児の教育の背景とその土壤は余りにも人間的な感情の発露と人間としての真実に根ざし、切実な人間としての願いを現実的に余すところなく事実として累積している。私は特殊学級（精神薄弱児）の担任として、また教育相談員として、数多くのこれらの親と接して、そこに人間を感じてきたのである。特に就学期をむかえた心身障害児の親たちの就学相談では、親たちの吾が子への適切な教育を切望する心情と、吾が子の教育可能を確信する親心に触れ、強く心をうたれるばかりでなく、その実現をはかる方策を考えないではいられないのである。時代はこれらの親に、親として吾が子に何をなすべきかを考えさせるばかりではなく、それを主張する勇気を与えた。しかし、普通の学校でこれらの障害児教育を考える時それは大変困難なことであることを親も学校関係者も認めざるを得ない。この解決をはかるためには学校教育の本質とその目的の再吟味と、学校教育のあり方をこれらの子どもたちに応じて変容する以外に方法はない

のである。そして、既成の学校教育という形態と概念はこの問題解決に全く無力である。親たちの吾が子への気持ちは、心身障害児をもたない人間には理解できない苦悩と陰影にたえずゆらいでいる。吾が子の実態があるがままに直視する勇気が、たとえ障害児のために適切な教育を産ましめるとしても、親にそれを望むことはこくというものである。事実は事実であり現実からの逃避はゆるされないとしても吾が子の障害を認めることは、親としてできにくくその親心をあたたかく受容する態度こそ、この問題解決のいと口というべきである。だが、親たちはいつまでも吾が子の障害という事実と現実にはおびえてはいない。親たちは自からの不安から徐々にではあるが脱出を試みはじめた。それは障害児を持つ親たちの何代にも渡る苦悩が引き継がれた歴史的所産というべきもので、障害児を持つ親の悩みは、しだいに変容し、悩むことから解決へと動きはじめた。この苦悩に満ちた心の遍歴は親たちに自からの心をいつわることなく、吾が子をあるがままの姿で教育の場へとおし進めはじめた。この事実は常識を超えた反応を親や多くの人々の心に与えそしてゆさぶった。それは親には親としての自覚と吾が子への新しい決意を、多くの人々には人間の再発見と再認識と自からが人間として何をすべきかをであった。現代の教育は児童の個性尊重を掲げ、ひとりひとりの個性、能力、特性の望ましい成長発達を願っての営みではあるが、しかし、それは本質的に深められるよりは形式化され精彩を失いつつあるともいえる。この時、心身障害の子どもたちと多くの人々、特に教育関係者との出会いは彼等の良心をゆさぶり、良心から発する教育の必要に目ざめさせ、実感として障害児教育は人間教育でなければならないと確信させた。つまり障害児はだれに対しても人間を感じさせずにはおかないのである。現代がマルセル (Gabriel Marcel) のいう「人間は自から人間として身を処することを忘れた」時代であるとすれば、心身障害児教育は教育の復興と呼ぶに価しよう。そしてまた障害児の教育についての親の願望と社会の关心はしだいにたかまりつつある。たとえば、世田谷区教育委員会での就学猶予、免除等の届出を提出した、保護者と子どもに対する総合的な教育相談で保護者の大部分が就学猶予、免除の届は出したものの、できることならば、就学させたいと願っているのである。子どもの障害の程度が重要であるが故に、以前はそう思いながらも、ことばに出せない場合が多く、ひたすらあきらめることにのみつとめたにちがいない親たちが、就学を真剣に考えその場を積極的に求めるようになったこの変化は、社会一般の教育過熱に刺激されてのことと考え皮相なる批判は自からをいやしめるものである。この親の心の変化は日々の吾が子との生活の中で、その生活のあり方を向上せしめたいとの願いのあらわれである。すなわち親たちが吾が子を障害児という概念で理解することから、人間として認識するにいたった人間的な成長のあらわれである。吾が子を人間として捉えた時、人間は社会的存在であることに当然気がついたであろう。子どもは子ども

との関係で子どもになり、人は人と人の間で人間になる自然の理を具体化すると、それは学校となり教育となる。社会につながりをもたない人間はあり得ないし、社会との関係をたち切った時人間は自滅する。この人間の存在についての事実は障害児をかかえて吾が家にとじこもらざるを得ない孤独な親子に、人間性の教育を目的とする障害児の教育を強く念願させずにはおかなかったのである。したがって、教育は人間のためのものであることはもちろん、すべての人間になされなければならないが、その必要の度合は社会からたち切られた孤独な障害児に、特に必要であるといえるのである。今日、障害児の教育はわが国の教育の最大の課題であり、そしてまた課題とせねばならない。その解決にあたって、私はペスタロッチ (Johann Heinrich Pestalozzi, 1746–1827) に学びたい。彼は革新的な教育者としてその教育上の革新によって祖国スイスの社会改良の事業に貢献したのみならず、教育上人間学校の理念を、その著、「ゲルトルードは如何にその子たちを教えるか」の第12信のなかで、「わたしたちはただ綴字学校 (Buchstabirschulen), 書方学校 (Schreibschulen), ハイデルベルヒ式学校 (Heiderbergschulen 宗教問答学校) だけをもっているに過ぎない。しかもここに必要なのは、人間学校 (Menschenschule) である。」とあきらかに述べている。そして教育方法上における幾多の貴重の独創的な創造を試み、その独創的新原理を樹立している。彼の教育原理は内面的な精神的な力、すなわちあらゆる人間に内在するこの内面的な力を育成して、真に高まった人間性の所有者を造りあげたいとするものである。したがってその教育方法は、人間性が基本的に含蓄する個性能力、特性を調和的に育成して、人間性の完全な形成確立をはかるためのものであった。このペスタロッチの教育思想と方法は、祖国スイスの敗戦と社会的混乱のなかでめばえ、乞食同然の貧児の教育を彼自身の家族の貧窮のなかで、その実践を通して確立していった経過は今日のわが国の障害児教育の確立以上に困難をともなったにちがいない。安易に放棄した状態でそだつものではないことを、ペスタロッチは、今日のこの教育を見とおして、指摘しているように思われてならない。すべてを人間のためにささげることによって為し得た偉業は、とりもなおさず障害児教育の理念であり、原動力であり、指針である。したがって、障害児教育を考えるには、教育者自からが、内面的な人間性をそだてるこことなしには、その発展を期し得ない。心身障害児の親たちが就学を望むのは、教育の目的やその効果を考えてなどという、安易な依存的なものではない。それは人間としての自覚に基づくもので、吾が子の人間としての内面的な人間精神の根本的な力をそだてねばならないとする、親の使命観なのである。したがって、社会的自立の可否を問わず、すべての障害児に、その程度に応じた適切な人間教育が理念としても、また、実践としても用意されねばならない。それには、教育のなすべきことよりは、そのなすべからざることを、教育活動の中で個々の子どもについて、吟味することが

必要である。障害児はこの点の判断を有しないが故に、一層慎重でなければならない。のみならず、親は既成の学校教育という概念で、この子どもたちにのぞむ場合が多い。なしてはならない教育をより一層強くなす危険性は、親としての吾が子への愛の変形とあせりからもたらされる。それはまた、子どもへの教育が親自身の満足感とすりかえられることもある。そのことは、既成の学校教育もしばしばおかすあやまちである。子ども本来の成長であったものが、教育の効果と評価されたり、教育のあやまちが子ども自身の失敗として追究されたりなどである。人間として、余りにも弱い障害児を対象として、このような教育が存在してはならない。すなわち、障害児教育という特別の教育は存在しないのである。教育といえば人間の教育なのである。この人間教育が現代に根をはり、大きくそだつには特殊教育という肥料が必要なのである。したがって、心身障害児教育がその内容と質を高めねば、教育の変容はあり得ない。

なおこの協会が行なった研究活動には、前掲研究発表大会における口頭発表のほか、会員各自の著書論文などによる研究紹介もまた極めて多かった。このうち機関誌「国際新教育」第1号以降第50号までに掲載された分だけについてみても、その寄稿のテーマはつぎのように多彩であった。

- (1) (1955,5) (1)国際新教育協会趣意書 (2)われわれの協会の進路 小林澄兄会長 (3)新教育連盟のこと (4)改訂社会科の批判をめぐって 石山脩平 (5)東南アジアの新教育の動き 山本敏夫 (6)フェリエール博士の業績、来信 (2) (1955,6) (1)ロンドン新教育連盟本部から (2)ウォシュバーン教授からの手紙 (3)世界教育会議の開催 下中弥三郎 (4)教材か教法か 志垣寛 (5)教科書問題 赤井米吉 (3) (1955,7) (1)新教育の哲学 ツイリアカス (2)総合教育の核について 奈良靖規 (3)国際消息 (4)ハルフィッシュ教授から (5)N E F 各国支部代表者会議 (4) (1955,8) (1)西ドイツにおける職業教育 野口彰 (2)新教育連盟の国際会議 (3)第1回研究座談会(東京) 報告 (4)公開指導と講演会(秋田県大潟) 報告 (5)千寿教育の輪郭 谷岡市太郎 (6)生活指導の問題点について 村田照子 (5) (1955,11) (1)スエーデンの教育改革とそのねらい 大志万準治 (2)世界の国々にを巡って 小原国芳 (3)協会の性格と方向に関する私見 川越重昌 (6) (1956,1) (1)教育に於ける生産主義の立場 金子孫市 (2)世界新教育会議(予告) (3)青森県に於ける生産主義の立場 奈良靖規 (4)愛知学大附小に支部結成 (7) (1956,4) (1)国際理解の教育 渡辺克己 (2)成城学園の歩んでいる道 池田昭 (3)世界音楽教育めぐり 一宮道子 (4)ナットウ・クラス 高井省司 (5)生活学校の実践 権田梅芳 (6)ユネスコ、アジア会議代表者招待 (7)国際理解教育研究会(東京)

報告 (8) (1956,7) (1)比較教育学について 大柴衛 (2)精薄児をめぐる人間関係の問題 小宮山倭 (3)小学校教育において国際理解はどのように指導されなくてはならないか 神谷正徳 (9) (1956,9) (1)わが協会N E Fの支部となる (2)新教育の今昔 小林澄兄 (3)視聴覚的方法の理論 富田竹三郎 (4)アジア、アフリカの教育研究を (10) (1956,12) (1)教育活動の出発点 神藤克彦 (2)社会科指導方法の問題に寄せて 竹田加寿雄 (3)ラウエリーズ教授を迎えて (4)ラダクリッシュナン氏の講演 (11) (1957,2) (1)国連とユネスコと N E F 赤井米吉 (2)小学生から英語学習を 佐野繁 (3)アメリカ募金行脚 渡辺唯雄 (4)パキスタンの教育 大柴衛 (12) (1957,4) (1)ネオ・ナショナリズム 石山脩平 (2)日本文化の国家性と国際性 稲富栄次郎 (3)N E F本部の動き 小林澄兄 (4)第1回新教育懇談会(東京) 報告 (5)羽仁もと子女史の逝去をいたむ 小林澄兄 (6)その後のナットウ運動 (7)学習指導研究部便り (13) (1957,5) (1)教育世界会議(予告) (2)アジアの教育 下中弥三郎 (3)コロンビア教育大学の印象 吉田昇 (4)新教育をはばむもの 樋口澄雄 (5)第2回新教育懇談会(東京) 報告 (6)比国マセダ氏を囲んで (7)その後の学習研究部 (14) (1957,9) (1)人間尊厳と世界社会 長谷川亀太郎 (2)ライウォード氏の講演その他 (3)新しい世界観と道徳教育(会議報告案) (4)教育世界会議事務局だより (5)その後のナットウ運動について (6)N E F本部から (15) (1957,10) 教育世界会議特集号 (1)開会の挨拶 小林澄兄 (2)挨拶 下中弥三郎 (3)祝辞 前田多門 (4)祝辞 長田新 (5)世界社会と若い世代 小林澄兄 (6)新しき世界観と道徳教育 稲富栄次郎 (7)知性と科学・技術の教育 金子孫市 (8)マス・コミと教育 波多野完治 (9)国際理解の教育 海後勝雄 (10)国際理解と言語 加藤莊一 (11)日本の文化 谷川徹三 (16) (1957,12) (1)教育世界会議成功裡に終る (2)サイイデン博士のメッセージ (3)世界社会の建設 金子孫市 (4)科学と技術との関係について リイピ (5)教育世界会議についての所感 (17) (1958,4) (1)世界社会への道徳教育(I) 討論会報告 (2)ウォシバーン教授夫妻歓迎会 (3)パレデス博士から (18) (1958,5) (1)世界社会への道徳教育(II) 討論会報告 (2)世界の道徳教育 唐沢富太郎 (3)日本人のバックボーン 片山清一 (4)マッジ博士への回答文 (5)国際児童福祉連合の国際会議 (6)新教育文献目録 (19) (1958,6) (1)科学と教育 研究会報告 (2)新教育の国際性 小林澄兄 (3)医学と教育 菊野正隆 (4)理科という教育 野村茂 (5)オーストリアでの国際教育会議 (20) (1958,7) (1)新教育の再検討 研究会報告 (2)世界観の誤差 原田実 (3)学習指導研究発表会報告 (21) (1958,8) (1)恐怖の論理 石川謙 (2)コーヒーと教育 稲富栄次郎 (3)教師は土管か 金子孫市 (4)アメリカのサマー・キャンプ 山崎恒夫 (5)その後のアメリカ新教育 中嶋博 (22) (1958,9) (1)勤務評定をめぐる諸問題 研究会報告 (2)お祭とけんか 吉田昇 (3)新学習指導要領とその問題点 金子孫市 (23) (1958,10) (1)現場における道徳教育 本間万

亀尾 (2)スタジオの中で 菊田要 (3)納豆壳後日物語 山崎恒夫 (4)ソ連の道徳教育(I) 大柴衛 (24) (1958, 11) (1)新らしい教師 奈良靖規 (2)内面をゆすぶる匿名の権威 葛巻政男 (3)わたしの自叙伝 赤井米吉 (4)ソ連の道徳教育(II) 大柴衛 (5)ソ連の教育改革 (25) (1958, 12) (1)ソ連の道徳教育(III) 大柴衛 (2)ソ連ブームに思う 水野常吉 (3)ウォーシューバン教授より (4)ペスタロッチ児童の村 (26) (1959, 1) (1)回顧と展望 小林澄兄 (2)アメリカにおける道徳教育の問題 G. H. ハルフィッシュ (3)イタリアにおける道徳教育 F. M. D. エリル (27) (1959, 2) (1)西ドイツにおける道徳教育 N. ルーメル (2)国際新教育会議の思い出 土井竹治 (3)好長癖 長谷川亀太郎 (4)沢柳光生を思う 相沢節 (5)由来するところ 神藤克彦 (6)児童の表現活動についての研究会報告 (28) (1959, 3) (1)セシル・レディー生誕100年 小林澄兄 (2)民主社会における教師のあり方をよくするため 長谷川亀太郎 (3)教育の生命 片山清一 (4)アメリカ教育思想界最近の動向 中嶋博 (29) (1959, 4) (1)道徳教育の場 F. R. フィリップス (2)テレビと教育 研究会報告 (30) (1959, 5) (1)民主教育の成長をはばむもの 合宿研究会報告 (2)尺貫法とメートル法 稲富栄次郎 (3)教師のあり方について 小林澄兄 (4)最近の教育事情について 金久保通雄氏講演要旨 (31) (1959, 6) (1)教育における自由と責任 原田実 (2)低学年教育研究の提唱 金子孫市 (3)学級経営研究会の発足 (32) (1959, 7) (1)研究発表会要項(予告) (2)学級生活と生活指導 合宿研究会報告 (3)衛生観念と教育観念 斎藤幸一郎 (4)赤井、小原両氏祝賀会 (33) (1959, 8) (1)学習指導要領の歴史と教育 金子孫市 (2)みんなの中に生きている 倉成英典 (34) (1959, 9) (1)十和田低学年研究会報告 広瀬鉄雄 (2)新刊紹介 (35) (1959, 10) (1)国際教育会議のこと 小林澄兄 (2)P T A のあり方を語る 座談会 (3)来日外国人消息 (36) (1959, 11, 12) (1)教育白書をめぐって 片山清一・押村襄 (2)秋季研究会報告 (3)中共の教育事情 (4)レデファー教授との一日 山崎恒夫 (5)ツイリアカスの死を悼む (37) (1960, 3) (1)印度から帰って 小林澄兄 (2)1960年教育界の展望 新春座談会 (3)北鮮の教育事情 (38) (1960, 2) (1)科学技術教育と新教育 池田種雄 (2)N E F の会議に出席して 小林澄兄 (3)行事と生活指導 合宿研究会報告 (4)フィリピンの教育事情 (5)イギリス教育改革 (39) (1960, 3) (1)入試制度と新教育 座談会 (2)わが国教育運動家のプロフィール(I)—木下竹次— (3)世界の新学校紹介(I)—アボツツホルム・スクール— (4)ラオスの教育事情 (5)教員養成と自覚の教育 海外の雑誌から (40) (1960, 4) (1)教育課程の自主的編成 金子孫市 (2)校長の不自由 相沢節 (3)高校の倫理教育について 中沢浩一 (4)新教育と大学 神藤克彦 (5)親として先生にのぞむ 牧野景子 (6)生命の意味 原田実 (7)新しい教育相談の試み 佐藤良吉 (8)ラッグ教授の印章(1) 山崎恒夫 (9)インドの教育事情 (41) (1960, 5) (1)教科書についての所感二、三 原田実 (2)教科書中心の学習指導と新教育 小

沼和 (3)わが国新教育運動家のプロフィル(2)—及川平治— (4)ラッグ教授の印象
 (2) 山崎恒夫 (5)世界の新学校紹介(2)—ガールクル学園— (6)精神衛生の諸要因
 (7)海外の雑誌から (8)台湾の教育事情 (42) (1960, 6) (1)日本文化、国際文化と
 新教育 小林澄兄 (2)国際文化と国際理解 A. マルロオ (3)日米両国教育交換
 の100年 E. フィンドレン (4)戦後の日本教育の方向 N. ルーメル (5)在日外
 人教師の諸問題 R. ヤーチン (6)欧米の教育改革 大柴衛 (7)イスドネシアの
 教育事情 (43) (1960, 7, 8) (1)ナショナリズムとインターナショナリズム 山田
 栄 (2)或る小学校教師と夏休み 川越重昌 (3)中学生の夏の学校に付添って 稲
 壇友美 (4)青少年の夢と学校の休暇 原田実 (5)ヨーロッパの夏休み (6)世界連
 邦運動と教育 赤井米吉 (7)よきチームワークとは 合宿研究会報告 (44) (1960,
 9) (1)米合衆国教育の一断面 向坊長英 (2)西ドイツ青少年教育について 児玉
 三夫 (3)わが国新教育運動家のプロフィル(3)—野口援太郎— (4)アクティブ・プ
 ランの試み 佐藤良吉 (5)世界の新学校紹介(3)—ペスタロッチ・児童の村— (6)
 フランス教育の現状 (7)タイの教育事情 (45) (1960, 10) (1)新教育と考查法 赤
 井米吉 (2)新教育協会の思い出 小林澄兄 (3)大正時代の新教育学校 原田実
 (4)児童の村が創立された頃 野村芳兵衛 (5)児童の村の跡に立って想う 川越重
 昌 (6)昭和初期の公立学校と新教育 奈良靖規 (7)戦後の新教育運動 金子孫市
 (8)今後の新教育に望むもの 片山清一 (9)新教育研究の手引 (46) (1960, 11) (1)
 道徳教育の問題 稲富栄次郎 (2)日本文化と国際性 河竹登志夫 (3)第2回研究
 大会報告 (4)わが国新教育運動家のプロフィル(4)—沢柳政太郎— (5)世界の新学
 校紹介(4)—ビデールス・スクール— (6)サイイーデン博士歓迎会 (47) (1960, 12)
 (1)新教育は国語教育の前に解放をこえた課題として 西原慶一 (2)冬休みの生活
 指導 小林節蔵 (3)児童詩2篇 (4)アメリカの子供 山崎恒夫 (5)子供の贈物と
 国際理解 (6)ソヴェトの子供と冬休み 新谷敬三郎 (7)ヨーロッパの子供とクリ
 スマス 中嶋博 (48) (1961, 1) (1)1961年の教育界に望む 児玉九十 (2)新年に
 思う 小林澄兄 (3)新春に当り現場の一教師として 内本光富 (4)わが国新教育
 家のプロフィル(5)—樋口勘次郎— (5)モスクワ日記(1926年1月) 志垣憲 (6)H.
 ラッグと新教育 C. ウォシュバーン (7)世界の新学校紹介(5)—ドクロリ・スク
 ルー— (8)新しい生活指導 研究会報告 (49) (1961, 2) (1)テレビと国際理解
 西本三十二 (2)視聴覚教具 富田竹三郎 (3)新教育の目ざす理想的人間像 研究
 会報告 (4)アメリカの教員養成制度 大柴衛 (50) (1961, 3) (1)卒業期にあたり
 想う 羽仁恵子 (2)発刊50号を祝す 森戸辰男 (3)実社会が若い人々に期待する
 もの 佐藤栄 (4)現場ではどんな教師を望んでいるか 大野巳之吉 (5)ソビエト
 における子供の育て方 ライト・ミラー

(三) 幼稚舎の試み 慶應義塾幼稚舎は明治7(1874)年1月、福沢諭吉門下

の一人和田義郎が、三田山上につくった私塾を濫觴として誕生した。以来昭和49(1974)年の今日まで、創校百年を迎える日本で最も古い私学の小学校として発展した。現在の幼稚舎は学則第一条に、教育基本法、学校教育法に則って教育を行なうとある通り、いうまでもなく制度的には他の公私立小学校と全く同じであった。しかし幼稚舎には「幼稚舎案内」にもあるように、つぎのような同校の伝統的な教育方針の特色をもっていた。

——幼稚舎教育の一貫した方針は、教員と児童との、なごやかな結びつきのなかに、明るくしっかりした、品格の高い児童を育て、個性をのばす教育を行なうという点にある。その根底にはもちろん福沢先生の教育精神がある。要するに独立自尊の人を作ることに主眼がある。慶應義塾は、この精神に則り明治33年、先生の校閥の下に「修身要領」二十九カ条を定めた。これはすでに歴史的なものになつたが、これを基として明治41年、時の塾長鎌田栄吉氏等が相談して幼稚舎生の為の修身要領十カ条を作った。幼稚舎の訓育の目標について、その伝統的傾向を知るのに参考となるので左に掲げて置こう。(→幼稚舎修身要領 (1)第一条 衛生に注意して身のまはりを清潔にし寝起食事等を規則正しくすべし。(2)第二条 身心を快活にして物事を忍耐し男らしくふるまふべし。(3)第三条 人たる者は他人の世話にならぬやう独立自治の心掛けなかるべからず。(4) 第四条 人たる者は正直にしてうそをつかぬ筈なり。うそは盗人の初めなりと知るべし。(5)第五条 学びたるところは、忘れざるやう常に復習を怠るべからず。(6)第六条 父母を親しみ敬ひて其心に従ふべし。(7)第七条 兄弟友達は勿論何人にもやさしく親切につきあふべし。(8)第八条 公徳を重んじて公衆の利益を害するが如きふるまひあるべからず。(9)第九条 命令に従ひ規則を守り秩序を重んずべし。(10) 第十条 弱き者を助け不幸なる者を憐れむは勿論動物をもむごく取扱ふべからず。

このように特色ある学塾として発展した幼稚舎は、大正年代の小林澄兄主任時代(大正8年から同15年)，すでにドルトンプランなど新教育の研究を行なっていた。吉田小五郎著「慶應義塾幼稚舎史」によれば、当時の幼稚舎におけるドルトンプラン研究の状況はおよそつぎのとおりであった。

——大正11(1922)年ころから、日本の教育界にドルトンプランに関する論議、研究が盛んにおこなわれ、幼稚舎の教員室も亦、例外ではあり得なかった。小林澄兄は、沢柳政太郎と共に、その最も早い紹介者の一人であった。そもそもドルトンプランとは何か。アメリカのパーカスト(ヘレン)女史の創始した新しい教育

方法で、女史はもとエマーソンの思想とデュウェイの教育説の影響を受け、モンテッソリ女史の教育方法を研究した人で、1920(大正9)年マサチュセッツ州ドルトン市のハイ・スクールに実験室案なるものを試み、次いでニューヨークに小学校を開設してこれを実験した。最初の実験室の地名に因んでドルトンプランといわれたのである。……これがイギリスに移入され、殊にロンドンのストレッタム高等女学校で校長バゼット女史によって熱心に実施されてから、アメリカよりも却ってイギリスに広まり、更にソビエットに移入され、大正11年、我が国へも紹介されるにいたったのである。幼稚舎では同年9月8日、始業式後の教員会議に小林主任から、始めてドルトンプランの解説があり、それから翌大正12(1923)年1月末まで五ヵ月間に十二回の研究会が持たれ、熱心に討議せられた。全国には既に之が実施にふみきる学校もあり、幼稚舎でも教員がこれを視察し報告を行なったこともある。しかし幼稚舎の教員間では笛吹けども踊らずの感があって、研究は重ねたが、遂に実際の授業には踏みきらなかったというのが真相である。なお大正13(1924)年5月、ドルトンプランの主唱者パーカスト女史が来朝し、その5月12日に幼稚舎を訪問し、英語、唱歌、手工、図画、理科等の授業を参観し、午後二時から本塾大講堂で女史の講演が行なわれた。

戦後に至り教育の再建と新教育の復興が叫けばれたことに伴い、幼稚舎教員の間にも、また戦後新教育の研究と実践を行なおうとする気運が醸成された。戦後幼稚舎の歴史的、制度的変遷については吉田小五郎の前述「慶應義塾幼稚舎史」に詳しいが、そのうち戦後教科教育実施の状況については、幼稚舎教員が担当執筆したつぎの各節（上述同書「戦後篇」第三篇所収）に詳述されていた。

——(1)戦後の道徳教育 渡辺徳三郎 (2)幼稚舎における社会科の歩み 矢田部浅次郎 (3)戦後の幼稚舎理科教育 永野房夫 (4)戦後の音楽科 草野剛 (5)戦後の図画工作 岩田健 (6)戦後幼稚舎の体育の歩み 鍔守篤麿 (7)成績評価法及び通信簿の様式 中川真弥 (8)戦後の事務について 木村元治 (9)学校相談会 (10)自由研究、グラブ活動 (11)山岳紀行部の活動 (12)遠足、夏期学校、卒業記念旅行

このうち戦後新教育の花形ともいわれた社会科教育の推移についてみると、上掲のように矢田部浅次郎が「幼稚舎における社会科の歩み」という表題で、あらましつぎの項目を扱って詳述していた。これを見れば戦後幼稚舎の社会科教育の推移が、手にとるように明らかであった。

——(1)幼稚舎の社会科誕生当時(昭和22年以降) (2)草創期の社会科(同22年頃) (3)「げん」(単元)づくり(同22年以降) (4)社会科幼稚舎プランの作成(同24年以降同37年まで) (5)指導計画作製のための調査(同24年) (6)社会科委員会の活動(同27年以降)

以上これらの項目にしたがって、幼稚舎社会科教育の一端を概観すると、社会科教育草創期の昭和22(1947)年代は、どこの学校でもそのであったように、幼稚舎でも戦後教育の模索期ともいえる時期のようであった。社会科授業開始時の実態をつたえるものとしては、斎藤幸一郎(4年O組担任)のつぎのような父兄向け学級通信「朱鳥」があった。

——新制度では、教育の教科のすすめ方は、極めて伸縮の自由なものになっております。……又社会科という科目の下に、従来の修身、公民、地理、歴史等にかわるもののが教えられるようになりました。……第二学期からは正式に社会の授業を行なうことになっております。そして従来の地理、歴史、修身はなくなります。社会科では逐次題目をとりあげ(これを単元といいます)それについて、或は討論式に、或いは作業に依り、或は見学をやったりして、児童の現実に身近なものから、だんだん知っていくわけです。私達のクラスでは、今交通の問題について勉強しています。児童たちが、興味をもっている限り、あらゆる多くの事を習得させたいと思っています。

しかしいつまでも学校として、このような模索草創の段階にとどまっているわけにはいかなかった。計画的、意図的に学習を進めるためには、指導の根拠となる学習の計画がぜひとも必要であった。このような切実な必要を反映して、幼稚舎ではこの要求に応じるため、幼稚舎独自の指導計画の立案を行なう必要にせまられた。これには昭和22(1947)年初めより、幼稚舎教員有志によって作られていたアメリカ研究会を発展的に解消し、幼稚舎全教員をふくむ社会科研究会があたることになった。そして同研究会はその後9月12日の第一回会合以後、10月23日まで合計十一回の会合を開き、同月27日の教員連絡会議にはその成案を提出した。この成案には「げん」という表題がつけられ、副題は「社会科単元を実施するに当っての学年別指導限界」となっていた。これは要するに幼稚者における社会科学習

の指導範囲（スコープ）と、題材配列（シークエンス）を各学年別にきめた社会科課程表であった。いま試みにこの課程表に選ばれている、学習範囲の諸項目を示すとつきのようになっていた。

——(1)衣食住 (2)交通 (3)動植物 (4)自然と人間 (5)先人の恩恵 (6)精神生活
(7)生活と道具 (8)協調秩序 (9)文化 (10)健康 (11)公共施設 (12)経済 (13)幼稚舎生

なおこの課程表には、(1)から(4)までのつぎのような注がついていた。

——(1)社会科の内容構成には、二つの大切な要素がある。一つはどのような範囲から、学習の内容を選ぶか—学習範囲（スコープ）の問題であり、他の一つはどんな順序でこれらの内容を学習させるか、各学年にはどんな学習の主題を配列するか—題材配列（シークエンス）の問題である。この二つを組合せることによって社会科課程表の骨組ができる。(2)「げん」もこの二つの要素をふまえて構成したものであり、縦軸に学年を、横軸に1～12の学習領域（社会機能）が示されている。特に12は幼稚舎独自のものである。この全内容を概観すると、苦心と工夫の並々ならぬものあることがわかる。(3)「げん」の作成に当った人々、内田英二、林佐一、赤松宇平、渡辺徳三郎、奥山貞男、斎藤幸一郎、加賀谷一良、川崎悟朗、田中清之助、大島継治、松原辰雄、川村博道、鍬守篤麿、永野房夫、曾我純子、高橋隆比古、吉武友樹、草野剛、(4)「げん」という名称の由来、げんは限に通じ、原、元、源にも通じる。つまり大もとになるものであり、また限界の意味でもあるという。

以上のような社会科課程表ができた後、幼稚舎の社会科はこれを拠りどころに、各学年各担任が各自で創意工夫して、さまざまな単元学習を実施することになった。この意味でみればこの時期は、いわば幼稚舎の社会科学習における、単元学習試行期ともいえた。当時のこのような単元学習の実態をたえるものとして、昭和24(1949)年10月幼稚舎発行の雑誌「仔馬」に掲載された、幼稚舎五年児童小柴義和の「単元学習報告書」というつぎのような作文があった。これをみれば当時の幼稚舎における社会科学習の状況が、手にとるように明らかであった。

——僕達は、総合学習で「昔の東京」というだいで、徳川家康のことや、ばく府のことや、江戸時代の町の様子をしらべました。それから火事のことや、昔のは

きもの、町人の家、昔の人の着物などをしらべました。……はじめに徳川家康とばく府のことをしらべました。それは、たいがいの事は先生がお話して下さいました。昔の東京は大変せまく、その上とてもさびれていました。それが家康が来てから江戸もだんだんふっかつてきて、土地もひろくなってきました。そこで家康はばく府というものをつくって、ばく府が国の政治をとるようにしました。ばくふの中には、大名や大老、老中、大目付、目付、はた本、若年より、ぶぎょうなどの人がいて、その中でも老中が一ばん力があります。ですから、ぶぎょうも、老中から止めろと言われれば、止めなければなりません。中でも力のないのは大名です。大目付、目付は、大名やはた本などをかんとくしました。若年よりはばく府の大しょうのようなものです。老中は、大名やはた本、ぶぎょうの大しょうのようなものです。……次は犯罪の事をしらべました。まずその中で、犯人をつかまえる道具をしらべました。それでわかったことは、目つぶし、これは玉子のからにはいをつめて、あいての顔にぶつけたのです。それからさすまた、これはさきがまたになったぼうで、あいてをへいのところなどにおしつける道具です。つぎに、なげなわ、十手、とりなわ、はしご、よびこ、六尺ぼう等です。十手の長さは一尺五寸です。犯人をつかまえるのは役人、とり手たちです。こんどつかまつた犯人をしらべるのは、ぶぎょうがります。ぶぎょうには、江戸町奉行、じしゃ奉行、かんじょう奉行の三つがあります。……次に僕は火事のことをしらべました。まづ火事の数は家康が江戸に来てから、ばく府がつぶれるまでに86回も大きな火事がありました。ばく府がつぶれるまでには二百七十八年間ですから、三年に一ぺん位のわりあいで大きな火事があったわけです。中でも大きかったのは、明暦3年の振袖火事でした。火の出た所は、ほんみょう寺というお寺からでした。その火事で死んだ人は十万二千人位です。やけた家は大名の家が百こ、町人の家は九千こです。そのころの江戸の人口は少ないのに、この火事で十万二千人の人がやけ死んだのですから、よほど大きかったのです。……僕は昔の江戸について、色々しらべましたが家康が来てから、大分よくなつたけれど、やっぱり町人達は不便だったろうと思います。ばく府の方にかけて色々なことをやられてその通りにしなくては、ろうやにぶちこまれたりするのでは、ほんとうにいやだっただろうと思います。総合学習ではずい分くろうしましたが、あとになってみるとおもしろかったなあと思います。

しかし当時日本には単元ということばも、単元学習についての研究や実践の歴史もなかったため、教師も父兄も少なからず迷ったことに変わりはなかった。そのことは加賀谷一良が昭和24(1949)年12月、幼稚舎刊行の雑誌「仔馬」に、幼稚舎父兄向けのつぎのような啓蒙的解説を行なっている

ことをみても明らかであった。

——社会科は、単元学習の一つである。単元学習の単元とは、原語でユニットといい、学習の、唯一の目標である。単元学習はだから、一つの目標を立てて学習することである。従来は国語についていえば、第一課第二課と一冊の本が十数課に分れ、一課毎に学習が進められていたが、この一課一課には、単元学習に於けるような目的はない。単元学習にあっては、一つの目的をもった課題の下に、多角的に学習をしていく。例えば「私の家」というテーマの下に、子供達は家の構造、敷地家族の仕事、家庭での楽しいこと等についてしらべようとする。これに伴って「私の家」について書いた文を読んだり、お父様やお母様の愛や仕事、家庭での楽しい時間等について話し合ったり、文を作ったりすることにおいて、言語教育も行なっていけるのである。……要するに単元学習の基本的な事は児童の経験に統一を与えると共に、経験の断絶面に適当な調節を与える事であろう。してみると従来の方法よりは、その点プラスされているのではないか。……こうした単元学習は拡充されて、現在、喧伝されているコア・カリキュラムへ進展していくのである。コアとは中心、核と言う意味である。算数や理科に限らず、一つのユニットの下にこれらの教科を動員して、ユニットの解決に向うわけである。…

一方文部省もこの時期と前後し、社会科教育の昏迷や教師の疑問にこたえるため、昭和23(1948)年9月15日「小学校社会科學習指導要領補説」を出し、社会科教育の目標をつぎのように明確にした。

——社会科の主要目標をひとことでいえば、できるだけりっぱな公民的資質を発展させることであります。これをもう少し具体的にいうと、児童たちが、(一)自分たちの住んでいる世界に正しく適応できるように、(二)その世界の中で望ましい人間関係を実現していけるように、(三)自分たちの属する共同社会を進歩向上させ、文化の発展に寄与することができるよう、児童たちにその住んでいる世界を理解させることであります。そして、そのような理解に達することは、結局社会的に目が開かれるということであるともいえましょう。児童たちが社会的に目を開くためには、社会の根本的諸機能と、それらの機能が相互に関係しあって作っている社会生活全体を、人間らしい生活をいとなみたいという人間の根本的欲求、すなわち人間性に關係させて深く理解しなければなりません。なかでも、社会生活を成立させ発展させている重要な条件として、(一)人と人との間の相互依存関係、(二)人間と自然環境との間の相互依存関係、(三)個人と社会制度や施設との間の相互依存関係を理解することが、肝要であります。しかし、りっぱな公民的資質ということは、その目が社会的に開かれているということ以上のものを含んでいま

す。すなわちそのほかに、人々の幸福に対して積極的な熱意をもち、本質的な関心をもっていることが肝要です。それは政治的、社会的、経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反対する心です。人間性及び民主主義を信頼する心です。人類にはいろいろな問題を賢明な協力によって解決していく能力があるのだということを確信する心です。このような信念のみが公民的資質に推進力を与えるものです。社会的に目が開かれていることは、民主社会を建設し維持するのに欠くことのできない条件です。しかし社会的に目のあいていること、社会的な関心をもっていることは、さらに、よい共同生活をするのに不可欠なさまざまの技能や習慣や態度と結合していかなければなりません。すなわちその時々の事態に応じて適切に処理すること、建設的に協力すること、他人の権利を尊重すること、疑わしい意見や正しくない意見とたたかうことなど、総じて民主的社會の有為な公民として必要な数多くの特性を身につけていなくてはなりません。社会科は右に述べたような公民的資質の発展を目標とするのでありますから、それが小学校教育の教科課程の中で占める位置はおのずから明らかであります。……小学校教育の目標は有為な社会形成者を作ること、すなわち社会の中での生活を、幸福に、能率的にいとなむのに必要な諸種の理解、態度、能力を養うことにあるということができます。これと前に述べた社会科の目標とを比較してみると、社会科が小学校の教育目標達成のために重要な位置を占め、そしてすべての教科の主要目標とかたくむすびついていることは明らかです。

またその指導方法についても、同書第三章に「おもな学習活動とその指導」という項目をもうけ、各項に詳細な解説を加え、当時の教師の実際的 requirementに応じようとした。

——第三章 おもな学習活動とその指導法 (一)グループ活動 (1)グループ活動の価値 (2)教師の計画 (3)グループの構成 (4)運営上の諸問題 (二)話し合い (1)話し合いの価値 (2)望ましい話し合いの姿 (3)学年による指導の目やす (4)指導上特に注意すべき諸点 (三)構成活動 (1)構成活動とは何か (2)構成活動の効果 (3)構成活動の指導について (四)地図、年表、グラフおよび説明図の作成ならびに利用 (1)地図 (2)歴史年表 (3)グラフ (4)説明図 (五)劇的活動 (1)劇的活動の教育的価値 (2)劇的活動の活用のしかた (3)劇的活動の学年的発達 (4)指導上の留意点 (六)書物その他参考資料の利用 (1)絵、説明図、写真、標本 (2)書物、雑誌、(3)新聞幻燈、映画、ラジオ (七)見学、調査、面接 (1)これらの諸活動の教育的価値 (2)活用の時と所 (3)指導上の留意点 (4)遠足や旅行 (5)奉仕活動

以上文部省編「学習指導要領補説」でも明らかなように、当時は特に低

学年においては子供の自発性、活動性を尊重した、いわゆるごっこ学習が盛んに行なわれ、幼稚舎でもそのことは例外ではなかった。当時のごっこ学習のこのような状況をつたえるものとして、昭和24(1949)年幼稚舎刊「仔馬」所収、二年児童橋本彰のつぎのような作文があった。

——僕たちは学校のしゃかいかの勉強のときに、ゆうびんやさんごっこをやりました。(一)さいしょに手紙がどうして向うにつくかしらべました。手紙をかいて、ポストへいれて、ゆうびんはいたつのしゅうはい人が、きまつた時かんにとりにきて、ゆうびんきょくへもっていく。ゆうびんきょくで(きっとやなんか)スタンプをおして、中おうゆうびんきょくへとどける。あて名べつに分けて、きしゃにのせてゆうびんきょくで、しゅうはい人がじどうしゃでむこうの家に行く。(二)ぼく達は切手のしゅるいをしらべました。お金のねだんのちがうのや、それに絵もちがうのや、かたちのちがうのもあります。日本の切手やアメリカの切手や、ロシヤの切手やフランスの切手やいろいろの切手があります。(三)そくたつやかきとめ、でんぽう。(四)ゆうびんやさんごっこのはじまつたときのこと。中おうゆうびんきょくの人をきめたり、はいたつ人をつくった。ふつうの人をきめた。たいいくかんやおく上やもりにふつうの人はわかれた。はがきや切手をつくったが、大きさがあわないので、すってつくった。ぼくは中央ゆうびんきょくの人になりました。

このようにして幼稚舎では、昭和22(1947)年に社会科の授業を開始して以来、各担任の自由創意によって毎日の学習をすすめてきたが、しかし毎日の単元を各担任が一つ一つ作成して授業にのぞむことは、またそれなりに決して負担の軽いことではなかった。そこで研究会では大方の要望もあって、幼稚舎の地域社会の実状に即した、幼稚舎独自の指導計画の作成にあたることになった。その手順として研究会はまず昭和29(1949)年に、全校の父母対象に教育の具体的な生活課題や、具体的な目標を知るため社会調査を実施した。ついで同27(1952)年に至り、幼稚舎では以上の調査やこれまでの五年間の社会科教育の実践経過を基礎に、社会科教育の本格的研究のための新委員会を発足させた。その発足当初のメンバーは、加賀谷一良、奥山貞男、渡辺徳三郎、田中清之助、矢田部浅次郎、渡部俊介、長谷川力、岩谷十二郎、庄司恒の以上九名であり、この人たちによってつぎの

ような各学年の主題と、単元設定の理由がまとめられた。

——(1)第一学年単元、家庭と学校、(単元設定の理由) (一)はじめて学校にはいる児童に対し、学校というものになれるさせることをまず第一に必要とする。(二)それによって、社会というものに対する認識をさせ、社会生活の原初的な意味を実践的に理解させる。(2)第二学年単元、働く人々、(単元設定の理由) 史料不詳のため記載できない。(3)第三学年単元、町の人々の仕事とくらし、(単元設定の理由) 児童の生活圏を地域として把え、その範囲の町を中心に、人々の働き、生産、町の色々な機能及び自然との関係、町の歴史的な移り変りを理解させる。(二)生活圏としての地域のとらえ方として、自分たちの住む町、区では、人々は一つの共同体として生活していること、またその生活は自然環境と深い関係のあること、しかも歴史的変遷の中にあることを具体的な事実に即して考えさせたい。(4)第四学年単元、東京(単元設定の理由) 本学年においては、児童が生活している東京という共通地域をとりあげ、その地域内における生活の種々の相を歴史的に、地理的に追求することによって、より広く社会生活を把握しうることと思う。而してこの地域は、五年において日本、六年において世界と拡大していくことを前提としている。(5)第五学年単元、日本、(単元設定の理由) 第四学年の単元として「東京」という地域社会をとりあげた。第五学年においては、日本を一つの地域社会の対象として、人間生活、産業構造について認識を深め、国土の実態を把握させ、その中から問題をみつけ、それを処理する素地を作ることを主眼とした。このことは世界との連関を考える上にも必要のことと考える。(6)第六学年単元、日本と世界、(単元設定の理由) (一)第六学年前半に於いて、小単元「政治のうつり変り」を学習することによって四年からはじまる日本についての歴史的理解をまとめさせる。(二)これをもとにして、以下の小単元によって世界とのつながりに於ける日本の姿を再確認させつつ、世界平和への理解と意欲を持たせたい意向である。

幼稚舎では以上このような社会科教育の試みのほか、道徳教育、理科教育、音楽教育、図画工作、体育教育等の分野でも、「慶應義塾幼稚舎史」第三篇所収のように、多彩創意に満ちた教育を行なった。このほか幼稚舎には学校相談会、自由研究、クラブ活動、山岳紀行部、遠足、夏季学校、校内大会、卒業旅行などのプログラムがあり、教師と児童が一体となって教育の効果を高める努力をした。

(四) 奈良吉城学園 戦後新教育の異色な学校の一つに、奈良師範学校女子

部付属小学校吉城学園があった。この付属校は戦後学校統合の犠牲になつて廃校されたが、教師と子供が一体となって新教育の実践を行なつた学校として知られていた。とくに戦後新教育の隆盛期にさきがけ、カリキュラム研究史上記録すべき業績をあげたことで注目された。この吉城は古都奈良にあり、戦災にはあわなかつたが、校舎は風雨にいためつけられて傾き、床は朽ち柱は曲り、壁はすすけたまま十分に手入れもされていなかつた。吉城の教育はこうした学校を舞台に、十人内外の教師と児童たちが、この古い学校に新風を吹きこみ、学校全体を甦らせるための生活を展開した。その生活のプログラムがそのまま教育のカリキュラムであり、吉城学園ではこれを教育の日常生活課程とよんでいた。そのカリキュラムと生活の記録は、馬場四郎、福田章太郎、川端通敬、久保田浩、永野大平、里村喬一などの共著「日常生活課程—子供の学校を育てた記録」に詳述にされてゐたが、このなかで馬場四郎は日常課程とは何かについて、つぎのように説明していた。

——日常生活課程ということばは、わが国の教育者のあいだでも、ある一部のとくにコア・カリキュラムに关心をよせている人々の間で用いられている特別のことばです。したがってこのことばが何を意味しているか理解できない方々も少くないと思います。文部省では中等教育の方面で「特別教育活動」ということばを早くから使用していますし、そのほかにも「教育外の教育活動」とか、以前には「課外活動」ということばが用いられておりました。わたしどものいう日常生活課程を、ほかの教育用語におきかえてみると、上にあげたようなものにほぼ相当するといつてもさしつかえありません。それでは何もそんな使いなれない新しいことばをわざとらしく造らなくてもよさそうなものだとお考えになる読者も多いことでしょう。たしかにその通りです。全く同じ内容のものであるなら、なにもわざわざこんな新語をいかにもいわくありげに奇をてらって用いる必要はないはずです。そこでしばらく日常生活課程と特別教育活動ということばのちがいを考えてみましょう。もちろん両者の間に意味が確然として区別されるようなはっきりした相違があるとは考えられません。……特別教育活動ということばの意味は「学校におけるカリキュラムによる教育活動の中で、特に教科を中心として組織された部分を除いた、すべての教育活動をさす」といわれています。そしてさらにくわしくこれに説明を加えますと、「新しいカリキュラムの考え方は、従来の

いわゆる教科課程と、正規の教育活動の外におかれていた課外活動とを統一した。そして学校が行なう教育活動の範囲を広く全体にわたって組織として編成し、その中を主として教科の学習活動を中心とするものと、その地盤となり、また時にはその発展ともなる学級や学校の内外にわたって日常継続して営まれる生徒の活動との二つに分ちこの後のものを特別教育活動と名づけたのである」とのべています。われわれにはまず特別教育活動の特別という用語がどうしてもしっくりしません。こんなことばはアメリカのカリキュラムの用語の中にも見当らないわが国独特のことばです。特別教育活動は普通教育活動に対して対比的に用いられているわけであります。これについて以前軍隊や青年訓練所や会社、事業場に付設された職員養成所などで普通学科といって、職業学科や軍事教練等に対立するものとして教授していた国語、数学、地歴、理科等をふくめて総称していた時代を思い出させます。そして何か特殊なことを教育するような意味に聞えるのです。われわれの日常生活課程というのは、決してそんな特殊なものでなく、むしろ日常性の強いきわめて具体的で現実的な性格をおび、これがなくては学校教育活動が円滑に営まれないような基本的な重要性をもったものであって、特別扱いにはできないものなのです。この児童生徒自身の日常生活に連るコースであるということが重要な点です。もちろんカリキュラムはすべて教師によって計画的に管理され、指導されるのですが、その中でも日常生活課程では特に児童生徒の主体性や問題に対するかれらの意欲や必要感を重視する点が特色なのです。その次に日常生活課程の生活ということばに注意する必要があります。この課程は孤立してあるのではありません。カリキュラムは全体構造をもった統一ある組織として編成されているので、その全体構造の部分を形造る個々のコースは、決して無関係にバラバラに存在するのではないです。むしろそれぞれの部分は固有の役割と位置をもって、カリキュラム全体の中に組織づけられており、相互にその機能が補足され、つながり合って全体のまとまりがついているのです。そしてそれぞれの個々のコースは、いずれも児童生徒の生活を充実させ、発展向上させるために、必要な一定の役目が与えられているのです。

また馬場四郎は前述同書のはじめに、吉城学園のカリキュラムの特徴をつぎのように述べていたが、このことからもわかるように吉城の日常生活課程には、穏やかで柔軟な日常生活がその背景となっており、生活と教育が一体となって融合しているところに特質があった。

——吉城のカリキュラムはいわゆるあたらしい形のカリキュラム以前の、素朴な姿のままのよさをもっています。一つの型にはまってしまって、カリキュラムが鋳型におしこめられる以前の、生地のままのたくまないところがよかつたと思い

ます。教育における真実をひたむきに追求している者にとっては、何かおきまりのレッテルをはられてしまったとたんに、通俗化してしまいます。悪くするとそこから堕落の道が始まります。吉城のよさはそうならないままのナイーヴなもののもつたくまない面白さであります。

そのことは同校同人たちが、上掲同書で扱ったつぎの執筆項目をみれば一層明らかであった。その記述には吉城学園の日常生活課程の状況が、手にとるようによく表現されていた。

- (1) 日常生活課程とは何か (1)日常生活課程と、特別教育活動 (2)単元学習の領域と、基礎学習の領域 (3)単元学習と日常生活課程 (4)スクールコミュニケーションと日常生活課程 (2) 私たちのねらい (→)出発 (1)私たちは何をすればいいのか (2)あれはてた校舎 (3)教科書からはなれる (4)子供の幸福をまもる (2)学校の改造 (1)子供の学校へ (2)概念をくだく (3)子供の生活に方向ができた (4)つくる仕事を通して (5)場によって (6)問題ととりくむ基盤として (7)組織をおして (3)学校生活の構造化 (1)複雑になった生活 (2)生活の構造化を考えた (3)シーケンスを考えた (3)各学年のねらい (→)入学したすぐの子供 (1)入学式をたのしく (2)学校を新入生のために (3)入学前の予備調査 (4)生活のリズムにあわせて学校になれさせる (5)自発性の誘発 (2)低学年 (1)衛生と安全 (2)社会性を養う (3)ふんいき (4)かんたんな組織を (5)子供の立場で (3)中学年 (1)学年に軽重はない (2)過渡期としての中学年 (3)基礎的なものをつちかう (4)学校での位置を確立する (5)中学年の分担するしごと (6)結果よりプロセスを (7)学校から学級へ (4)高学年 (1)適材適所 (2)円滑自治運営 (3)下級生への愛情 (4)人格の統一へ (5)地域社会との接触 (5)卒業前の子どもたち (1)反省の態度 (2)真の友人を求める (3)全教師の一一致協力 (4)自治のすがた (→)私たちは自治をどう考えるか (1)生まれるもの育てる (2)私たちのたどった道 (1)学校相談会の頃 (2)六年生の子どもたち (3)新しい自治の活動 (4)学校委員会から組織へ (3)自治組織とそれはたらき (4)委員会のはたらき (1)中央委員 (2)公安委員 (3)集会委員 (4)週委員 (5)現業委員 (6)クラブ委員 (7)委員室 (8)学校委員会 (9)各部委員会 (10)運営委員 (11)低学年の自治 (12)中学年の自治 (13)高学年の学級自治 (14)学級委員のはたらき (5)各部のはたらき (1)時のリーダー (2)クラス会 (5) このような場で (1)図書室 (2)文化室 (3)音楽室 (4)科学博物館 (5)画廊 (6)体育館、運動場 (7)飼育栽培園 (8)気象台 (9)放送局 (10)新聞社 (11)工作室 (12)販売部 (13)子ども銀行 (14)保健室 (15)給食室 (6) たのしみはひろがる (クラブ活動) (→)自由研究からクラブへ (2)新しいクラブへ (1)劇と音楽の会 (2)文化室の新設計 (3)遊園地設計 (4)展覧会 (3)クラブの活動 (4)反省 (5)土曜クラ

ブ (1)要求されることなく遊んだ (2)メンバーの改変 (3)土曜クラブ, アッセンブリー (4)リーダーシップ (5)土曜クラブの展開と私たちの反省 (6)子供の社会 (6)クラス, サービス (1)クラス, サービスが生まれるまで (2)クラス, サービス (7)誕生会 (1)一年生の誕生会 (2)二年生の誕生会 (3)三年生以後の誕生会 (8)全校アッセンブリー (1)入学式アッセンブリー (2)文化の日のアッセンブリー (3)元旦のアッセンブリー (4)卒業式アッセンブリー (9)劇と音楽の会 (1)一年生 (2)二年生 (3)三年生 (4)四年生 (5)五年生 (6)劇と音楽会のねらい (7)プランの打ち合わせ (8)運営委員会 (9)各部の活動 (10)展覧会, 映画, 幻燈の会 (11)運動会 (1)全生活の結果 (2)学校自治会で (3)臨時委員会 (4)サービス, センター (5)学級自治会で (6)企画係 (7)審判係 (8)進行係 (9)記録係 (10)準備係 (11)会場係 (12)放送係 (13)案内係 (14)接待係 (15)救護係 (16)会計係 (17)賞品係 (18)反省会 (19)教師の位置 (1)学園祭 (バザー) (7) 教室はひろがる (1)林間学舎 (2)臨海学舎 (3)キャンプ (4)スポーツ (5)旅行, 遠足 (6)交歓旅行 (1)私たちのねがい (2)困難な条件 (3)実践へ (4)最初の試み (5)奈良に迎える (6)その後の発展 (7)大津湖畔学舎 (8)大津のお友だち (9)実践をふりかえって (7)休暇中の生活指導 (8) 日常の生活 (1)学級朝の会 (2)終りの会 (3)自由時間 (4)清掃作業 (5)安全な生活 (9) 社会的行事への参加

参考文献

- (1)原田実 アメリカ教育概説 (2)石川謙 近代日本教育制度史料 (3)石田文四郎 新聞記録集成 (4)Report of the United States Education to Japan submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers (5)渡辺彰訳 米国教育使節団報告書 (6)文部大臣官房文書課 終戦教育事務処理提要 (7)山田栄 新教育の原理 (8)海後宗臣 新教育のあゆみ (9)矢内原忠雄 戦後日本小史 (10)大塚三七雄 新しい学校 (11)田中耕太郎 教育と権威 (12)城戸幡太郎 教育科学的論究 (13)東京都立教育研究所 戦後東京都教育史 (14)安倍能成 戦後の自叙伝 (15)芳賀四郎 日本管理の機構と政策 (16)文部省調査局 教育要覧 (17)石川謙 新日本教育年記 (18)文部省 教育刷新委員会要覧 (19)文部省教育調査部 教育刷新審議会要覧 (20)日本教育新聞 六, 三制実施(戦後教育側面史) (21)阿部重孝 教育改造論 (22)文部省教育調査部 学制改革諸案 (23)南原繁 学問, 教養, 信仰 (24)文部省調査局 新制中学校の実施状況に関する調査 (25)尾形利雄 我が国教育改革の研究 (26)文部省 学制九十年史 (27)仲新 日本現代教育史 (28)尾形裕康 日本教育通史 (29)読売新聞社社会部 日本の新学期 (30)海後宗臣 日本教育の進展 (31)林健太郎 西洋史教授史料 (32)遠山茂樹 昭和史 (33)玉城肇 日本教育発達史 (34)清水幾太郎 私の教育観 (35)金沢嘉市 ある小学校長の回想 (36)日高第四郎 講和と教育 (37)倉沢剛 道徳教育論 (38)倉沢剛 近代カリキュラム (39)梅根悟

カリキュラムの改造 (40)中島太郎 教育行政要論 (41)石山脩平 学校 (42)文部省
調査局 終戦後教育十年特集(文部時報第936号) (43)宗像誠也 教育行政学序説
(44)山本敏夫 新しい教育委員会制度 (45)国分一太郎 現代教育の探究 (46)石山脩平
民主教育論 (47)海後勝雄 戦後教育の功罪 (48) Olsen; School and Com-
munity, (49) Rugg; Foundations for American Education, (50) Sears;
Public School Administration, (51) Bossing; Principles of Secondary Edu-
cation, (52) Ragan; Modern elementary Curriculum, (53) Caswell; Curri-
culum improvement in public school systems, (54) Smith; Fundamentals
of curriculum development, (55)長坂端午 社会科の本質 (56)大島三男 カリキ
ュラム構成論 (57)馬場四郎 社会科の改造 (58)上田薰 社会科とその出発 (59)海
後宗臣 教育編成論 (60)太田堯 地域社会教育 (61)早乙女勝元 東京大空襲 (62)
第92回帝国議会衆議院速記録(昭和23年3月18日付官報号外) (63)梅根悟 社会科
教育のあゆみ (64)沢田慶輔 生活指導のあゆみ (65)近藤正美 終戦後の児童と教
育の現状 (66)下程勇吉 新教育10年 (67)小原国芳 日本新教育百年史 (68)梅根悟
新教育への道 (69)馬場四郎 日常生活課程 (70)慶應義塾幼稚舎 稿本慶應義塾幼
稚舎史 (71)慶應義塾幼稚舎 雑誌仔馬 (72)国際新教育協会 国際新教育 (73)東京
都教育研究所 東京教育史資料大系 (73)慶應義塾 慶應義塾百年史